

さる程に、信賴卿は、子息新侍從信親を、大貳清盛の婿むこになして近附きよ
り、平家の武威を以て本意を遂げむと思ひけるが、清盛は太宰大貳たさいのりいたる上、
大國數多賜あまたはつて、一族皆朝恩を蒙り、恨あるまじければ、よも同意せじと、
思ひ止まる。左馬頭義朝さまたのかみこそ、保元の亂以後、平家に覺え劣つて、安からず
存する者と思はれ、近附きて念比ねんじに志をぞ通はしける。常に見參けんざんの度には、
「信賴かくて候はば、國をも莊しやうをも望み、官加階くわんかかいをも申されむに、天氣よも仔
細さいあらじ」と宣ふ。「かやうに御意に懸けられ候ふ條、身に取つて大慶なり。如
何なる御大事をも承つて、一方は固め申さむ」とぞ宣ひける。加之しかのみならず當帝の
御外戚けしやく、新大納言經宗をも語らひ、中御門藤中納言家成卿の三男、越後中將
成親朝臣は、君の御氣色よき者なりと語らひ、御傳めつとの別當惟方をも憑たのまれけ
り。中にも此の別當は、母方の舅せうなりしに、我が弟尾張少將信俊を婿になし、
殊更深くぞ契ちぎられける。

斯かやう様に認め廻したたらして、隙ひまを伺はれける程に、平治元年十二月四日、大貳清

○莊—莊園。一村若くは數村に跨りたる私有の領地。

○官加階をも云々—官や位階の昇級の望を上申せむに、勅許あるべしの意。すべて次第を追うて昇るを、加級とも加階ともいふ由、故實拾要に見ゆ。

○御外戚—經宗の父大納言經實の養女が、二條天皇の御母なればいふ。

○別當—檢非違使の長官。

○いさとよ—俗言のイ、ヤサア。考慮して然るべきわけのあるをほめかす意の語。

○六孫王—經基。清和天皇の第六皇子貞純親王の子なればいふ。

○誠—禁の字をもよむ。禁縛又は討伐の意。

○已上—然る後。

盛宿願しゆくわんありとて、嫡子左衛門佐重盛相具さきもんのすけして、熊野參詣の事あり。其の隙を以て、信賴卿義朝を招き、「信西は紀伊二位の夫たるに依つて、天下の大小事を心のままに申し行ひ、子には官加階くわんかかい恣しになし與へ、信賴が方かた様の事をば、火をも水に申しなす、讒佞ざんねい至極の僻者ひがものなり。此の入道久しく天下に在つては、國も傾かたき世も亂るべき禍の基なり。君もさは思召したれども、させる次ついでもなければ、御誠ごまこともなし。いさとよ、御邊始終如何あらむ。大貳清盛も彼が縁となりて、源氏の人々をば申し沈めむとするなどこそ承れ。能き様に計らはるべきものを」と語れば、義朝申されけるは、「六孫王より七代、弓箭の藝を以て、今に叛逆の輩を誡め、武略の術を傳へて、凶徒を退け候。然るに去きんぬる保元に、門葉もんえの輩多く朝敵となりて、親類皆梟けうせられ、已上義朝一人に罷まかり成り候へば、清盛も内々はさぞ計らひ候ふらむ。此等は本より覺悟の前にて侍れば、強あながち驚くべきにて候はねども、かやうに憑たのみ仰せ候ふ上は、便宜びんぎ候はば、當家の浮沈をも試むべしとこそ存じ候へ」と申されければ、信

○怒物作—贖物作とも書く。嚴めしき作の意。武者の時、佩く太刀にて、柄も鞘も皆銀の薄金にて包み、虎の皮の尻鞘かけ、兵庫鎖にて七足なり。兵庫鎖とは、兵庫寮の官工の製したる堅牢の鎖。七足とは、帯取を通す所の足(金物)に、三つ連ねたる鎖を、一つ足に七つづ、付け、其の七の鎖を一つに取りて、帯取に通すをいふ。(平義器説)

○鏡鞍—前に出づ。

○光保—古活本に據つて補ふ。但し系圖に據つて、光泰とありしを光保に改む。源光國の子。後にしばしば出づ。

○光基—源光信が子。

○季實—文徳天皇の後胤、龍口源季範の男。保元の亂に禁中方たりき。

頼大に喜んで、怒物作の太刀一腰自ら取り出し、且は悦の初として引かれたり。義朝謹んで請け取つて出でられけるに、白く黒くさる體なる馬二匹、鏡鞍置いて引き立てたり。夜陰の事なれば、松明振り擧げさせて此の馬を見、合戦の出立に、馬程の大事は候はず。近頃の御馬にて候。此の龍蹄を以て、如何なる強陣なりとも、などか破らで候ふべき。合戦は勢にはよらず、謀を以てすといへども、小を以て大に敵せずとも申せば、頼政、光保、光基、季實等をも召され候へ。其の上此等を始めて、源氏共、内々申す旨ありと承り候と、申して出でられければ、信頼卿、月來日來拵へ置かれたる武具なれば、緘し立てたる鎧五十領、追様に遣されけり。信頼聽て此の人々を呼びて、憑むべき由宣へば、「一門の中の大將、既に從ひ奉る上は、左右にあたはず」とぞ歸りける。

院の御所夜討附信西が宿所焼き拂ふ事

○南庭に打つ立つて—此の一句、古活本に據つて補ふ。

○はや火を懸けよ—攻め寄せし兵士等の、呼ばはりし言。

○上西門院—統子。鳥羽帝の皇女。

○一本御書所—内裏の西北方、侍從所の南に在り、公卿を以て別當と爲す。世間の書一本、公家に獻するを納めらるゝ所。

さる程に、信頼卿は、同じき九日の夜、子の刻ばかりに、左馬頭義朝を大將として、其の勢五百餘騎、院の御所三條殿へ押し寄せ、四方の門々を打固め、右衛門督乗りながら南庭に打つ立つて、年來御いとほしみを蒙りつるに、信西が讒に依つて、信頼討たれ進らすべき由承り候ふ間、暫しの命助からむ爲に、東國の方へこそ罷り下り候へ」と申せば、上皇大きに驚かせ給ひて、何者が信頼をば失ふべかなるぞ」とて、呆れさせ給へば、伏見源中納言師仲卿御車を差し寄せ、急ぎ召さるべき由、申されければ、「はや火を懸けよ」と、聲々にぞ申しける。

上皇あわてて御車に召さるれば、御妹上西門院も、一つ御所に渡らせ給ひけるが、同じ御車にぞ奉りける。信頼、義朝、光保、光基、季實等、前後左右に打圍みて、大内へ入れ進らせ、一本御書所に押し籠め奉る。聽て佐渡式部大輔重成、周防判官季實、近く候して君をば守護し奉る。さても此の重成は、保元の亂の時も、讃岐院、仁和寺の寛遍法務の坊に渡らせ給ひしを、守護し

院の御所夜討附信西が宿所焼き拂ふ事

奉つて、讃州へ御配流ありし時も、鳥羽まで参りし者なり。如何なる故にや、二代の君を守護し進らすらむ」と、人々申しあへり。

三條殿の有様申すも疎なり。門々をば兵ども固めたるに、所々に火を擧げたり。猛火虚空に充ちて、暴風烟雲を揚ぐ。公卿殿上人、局の女房達に至るまで、是れも信西が一族にてやあるらむとて、射伏せ斬り殺せば、火に焼けじと、出づれば矢に中り、矢に中らじと、返れば火に焼け、矢に恐れ火を憚る類は、井にこそ多く飛び入りけれ。それも暫くの事にて、下なるは水に溺れ、中なるは俱に壓されて死し、上は火にこそ焼けにけれ。造り重ねたる殿舎の、烈しき風に吹き立てられて、灰燼地に送りければ、如何なる者か助かるべき。彼の阿房の炎上には、后妃采女の身を滅す事なかりしに、此の仙洞の回祿には、月卿雲客の命を殞すこそあさましけれ。左兵衛尉大江家仲、右衛門尉平康忠、爰を最期と防ぎ戦ひけるが、終に討たれてければ、家仲、康忠が首を鋒の先に貫き、大内へ馳せ参り、待賢門に差し舉げて、喚き叫びたる

○阿房—秦の始皇帝の嘗みし宮殿。唐の杜牧之の阿房宮賦に、覆三殿三百餘里、隔三離天日と見え、善美を盡しものなりしが、三世皇帝の時、楚の項羽の爲に燒き亡されき。
○采女—漢代の女官。美人宮人の三等あり。我が國にも、采女といふ女官あり、専ら御膳の事を掌りたり。
○回祿—火神の名。轉じて火災。

外は、仕出したる事ぞなき。

同じ丑の刻に、信西が宿所、姉小路西洞院へ押し寄せて火を懸けたれば、女童のあわてて迷ひ出でけるをも、信西が姿を替へてや逃ぐらむとて、多くの者を斬り伏せけり。

保元の亂以後は、理世安樂にして、都鄙局を忘れ、歡娛遊宴して、上下の屋を比べしに、火災の餘烟に、民屋多く亡びしかば、こは如何になりぬる世の中ぞ。此の二三箇年は洛中殊更靜にして、甲冑を鎧ひ、弓箭を帶する者もなかりしかば、適持ちありく人も、憚なる體にこそありしに、今は兵ども、京白河に充ち満てり。行末如何あるべき」と、歎かぬ人もなかりけり。

信西が子息關官附除目並惡源太上洛の事

さる程に、少納言入道信西が子息、五人關官せらる。嫡子新宰相俊憲、次男播磨中將成憲、權右中辨貞憲、美濃少將長憲、信濃守雅憲なり。上卿は花

信西が子息關官附除目並惡源太上洛の事

○扇—戸を閉づること。

○成憲—系圖には、信西の第三子。或は第四子に作り、公卿補任に據れば、第三子を是と爲す。後に成範と改名す。
○長憲—系圖に據れば、信西の第五子。後に成範と改名す。
○雅憲—關白、是憲に作り、(系圖並に愚管抄同じ)本書下段惟憲に作る。定めて是憲と爲すべし。
○上卿—前に出づ。

○職事—藏人、又は藏人にて辨官を兼ねたる者の稱。公事に當りて、事務を掌理す。
 ○太政大臣—宗輔。
 ○左右の大臣—伊通と基實。
 ○内大臣—公教。

○頼竝に—頼繁に。
 ○博士判官—明法博士にて檢非違使の判官(廳)を兼ねるもの。

○藏人大夫—五位の藏人をいふ。大夫は五位の通稱。
 ○類憲—諸本、類範に作る。其の誤なる事著しければ、今参考本の改めたるに隨ふ。

山院大納言忠雅、職事は藏人右中辨成頼とぞ聞えし。

さる程に、太政大臣、左右の大臣、内大臣以下、公卿參内し給ひしかば、僉議あつて、信西が子ども尋ねらるるに、播磨中將成憲は、太宰大貳清盛の婿なれば、若しや命助かるとて、六波羅へ落ちられたりけるを、宣旨とて、内裏より頼竝に召されければ、力及ばで出でられけり。博士判官坂上兼成行き向ひ、成憲を請け取つて内裏へ參りければ、尋ねべき仔細ありとて、兼成に預け置かる。權右中辨貞憲は、髻切り法師になつて、傍に忍びたりけるを、宗判官信澄尋ね出して、別當に申したりしかば、是も信澄に預けられけり。

聽て除目行はる。信頼卿は元來望を懸けたりしかば、大臣大將を兼ねたりき。左馬頭義朝は、播磨の國を賜はつて播磨守になる。佐渡式部大輔は信濃守になる、多田藏人大夫源頼憲、攝津守になる、源兼經は左衛門尉になる、康忠は右衛門尉になる、足立四郎遠基は右馬允になる。鎌田次郎正清は兵衛尉になつて、政家と改名す。今度の合戦に打ち勝ちなば、上總の國を賜

ふべき由、宣ひけり。

爰に義朝が嫡子鎌倉、惡源太義平、母方の祖父三浦介が許にありけるが、都に騒ぐ事ありと聞きて、鞭を打つて馳せ上りけるが、今度の除目に參り合ふ。信頼大に悦びて、「義平此の除目に參り合ふこそ幸なれ。大國か小國か、官も加階も、思ひの如く進むべし。合戦も又能く仕れ」と宣へば、義平申しけるは、「保元に叔父鎮西八郎爲朝を、宇治殿の御前にて藏人になされければ、急急なる除目かなと、辭し申しけるは理かな。義平に勢を賜はり候へ。安部野に懸け向ひ、清盛が下向を待たむ程に、淨衣ばかりにて上らむ處を、真中に取り籠めて一度に討つべし。若し命を助からむと思はば、山林へぞ逃げ籠り候はむすらむ。然らば追ひ詰め追ひ詰め捕へて、首を刎ね獄門に梟けて、其の後信西を滅し、世も静まりてこそ、大國も小國も、官も加階も進み侍らめ。見えたる事もなきに、かねてなりて何事か候ふべき。只義平は、東國にて兵共と呼びつけられて候へば、元の惡源太にて候はむ」とぞ申しけ

信西が子息關官附除目並惡源太上洛の事

○三浦介—平氏。代々相模の三浦に住す、由りて氏となす。義明相模介となる、世に三浦大介と稱す。是れなるべし。

○淨衣—白き狩衣にて、裁縫かはる事なし。神事に用ふ。

○伊通—大納言宗通の二男、時に左大臣たり。而して左大將たりし事、公卿補任に見えず、斷じて本書の誤なるを知るべし。其の太政大臣に轉ぜしは翌永曆元年八月なり。此の人、洒脱にして諸事を好み、其の誓句は下にも見ゆ。

○三條殿の井—前に見えたる事實。

○南家の博士—藤原不比等に四子あり、武智麿を南家、房前を北家、宇合を式家、麻呂を東家と云ふ。

○經俊—經敏に作るべし。長門守正四位下。博士たりし事、系圖に見えず。又高階氏は天武の皇子草壁の裔にして、南家といふべからず。通憲は南家の流、その父は博士たりきと雖も、こゝにはそれを指せりとも解しがたし。

○猶子—禮記に「兄弟の子は猶子のごとし」とあるより出で、もと甥の事なれども、我が國にては多く養子の義に用ふ。こゝも即ちそれ。

○大業—學者の出身に、秀才、進士、明經、明法の四道あり、これに及第せしものを成業の儒、又は大業といふ。

○辨官—前に出づ。

○寸の首—喉ぶえ一寸ばかりの所と、頭書に云ふ。

○日向入道—通憲は、日向守なればいふ。

る。信賴「義平が申す狀荒儀なり。其の上安部野まで馬の足疲らかして何かせむ。都へ入れて、中に取り籠めて討たむするに、程やあるべき」と宣ひければ、皆此の議にぞ従はれける。偏に運の盡きける故にこそ。

大宮太政大臣伊通公、其の比は左大將にておはしましけるが、才學優長にして、御前にても常に可笑しき事を申されければ、君も臣も大に笑はせ給ひ、御遊も興を催しけり。「内裏にこそ、武士共仕出したる事はなけれども、思ひの如く官加階をなる。人を多く殺したるばかりにて、官位をなさむには、三條殿の井こそ多く人を殺したれ。など其の井には官をなさねぬぞ」と笑はれける。

信西出家の由來並南都落附最期の事

さる程に、通憲入道を尋ねられけれども、行方を更に知らざりけり。彼の信西と申すは、南家の博士、長門守高階經俊が猶子なり。大業も遂げず、儒

官にも入れられず、重代にあらざるなりとて、辨官にもならず、日向守通憲とて、何となく御前にて召し仕はれけるが、出家しける故は、御所へ參らむとて、鬚をかきけるに、鬚水に面影を見れば、寸の首劍の先に懸かつて、空しくなるといふ面相あり。驚き思ひける比、宿願あるに依つて、熊野へ參りけり。切部王子の御前にて、相人に行き逢ひたり。通憲を見て相して曰く、「御邊は諸道の才かな。但し寸の首劍の先に懸かつて、露命を草上に曝すといふ、相のあるは如何に」といひて、一々に相しけるが、行末は知らず、來し方は何事も違はざりければ、通憲も「さ思ふぞ」とて歎きけるが、「それをば、如何してか通るべき」といふに、「いさ出家してや遁れむすらむ。それも七旬に餘らば、如何あらむ」とぞいふ。

さてこそ下向して御前へ參り、出家の志候ふが、日向入道と呼ばれむは、無下にうたてしう覺え候。少納言をば御許を蒙り候はばや」と申しければ、「少納言は一の人もなりなどして、左右なく取り下さぬ官なり、如何あらむ」

信西出家の由來並南都落附最期の事

○吉凶は糾れる繩の如し—漢書の賈誼傳に、禍之與福、何異糾繩—アザナヘルナハとあるより出で、禍福吉凶の相伴ひて往返するに喩ふ。繩は三よりの繩。

○諸行無常—涅槃經の偈に、諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂とあり、一切萬物は、はかなきものにて、常住不變に非ずとなり。

○白虹日を貫く—白氣の日邊を掠むるをいふ。秦政の驪僊を刺しし時、(戰國策)刑柯が燕の太子丹の腸を受けて秦王を刺さん爲に燕國を發するに際し、共に此の天變あり、(史記)註に、精誠天を感ぜしむる爲となせども、こゝは人主を危うする象とせしならむ。

○田原—郷名、山城縣喜郡に屬し、宇治郡の東にあり。大道寺は郷中の一寺。その邊に信西の所領ありしならむ。

○木星—歳星ともいふ。五星の一。

○壽命亥にあり—頭書には、壽命宮の課ならむといひ、さて曰く、周天三百六十度を十二宮に分ち、十二支を配當し、歳星の宿る宮に應じて、子年とも丑年ともする事、古の曆法なり。平治元年は卯年なれば、歳星卯の宮即ち大火にあれば、最早年末にして明年の辰の宮即ち壽宮に近づきたる爲に、かくいへるならむといふ。

○大伯經典に云々—參考本に「大白經天」の課ならむといひ、古寫本よ「きやうてん」云々とあり。大白(火星)の星光滅せずして、日中天を行くこと。東鑑、建長八年正月十一日の條に、「癸卯天晴る、辰刻太白辰の方に見ゆ、終日天を經るなり」とある是なり。

と仰せられけるを、様々に申して御許を蒙り、聽て出家して、少納言入道信西とぞいひける。子ども或は中少將に至り、或は七辨に相並びて、ゆゆしかりしが、終に墨染の袖に身を替へても、露の命を野邊の草に置きかねしは、昨日の樂、今日の悲、諸行無常は只目前に顯れたり。吉凶は糾れる繩の如し、といふぞ理なる。

信西九日の午の刻に、白虹日を貫くといふ天變を見て、今夜御所へ夜討入るべし、とは知りたりけるにや、此の様申し入れむとて、院の御所へ参りたれば、折節御遊にて、子共皆御前に伺候したりしかば、其の興を醒し進らせむも無骨なれば、或女房に仔細を申し置きて、罷り出でにけり。宿所に歸り、紀伊二位に「かかる事あり、子共にも知らせ給へ。信西は思ふ旨あつて、奈良の方へ行くなり」といひければ、尼公も同じ道にと歎かるれども、様々にこしらへ留めて、侍四人相具し、秘變せられける月毛の馬に打乗つて、舍人成澤を召し具し、南都の方へ落ちられけるが、宇治路にかかり、田原が奥、大道寺といふ所領にぞ行きにける。

石堂山の後、信樂峰を過ぎ、遙に分け入るに、又天變あり。木星壽命亥にあり。大伯經典に侵す時は、忠臣君に代り奉るといふ天變なり。信西大に驚き、元來天文淵源を究めたりければ、自ら之を考ふるに、強き者弱く、弱き者は強し、といふ文あり。是れ君奢る時は、臣弱く、臣奢る時は、君弱くなると云へり。今、臣奢つて君弱くならせ給ふべし。忠臣君に替るといふは、恐らくは我なるべしと思ひて、明くる十日の朝、右衛門尉成景といふ侍を召して、都の方に何事かある、見て歸れ」とて差し遣す。成景馬に打乗つて馳せ行く程に、木幡峠にて入道の舍人武澤といふ者、御所に火を懸けて後、禪門奈良へと聞きしかば、此の事申さむとて、走りけるに行き逢ふ。

しかじかの由を語り、姊小路の御宿所も、焼き拂はれ候ひぬ。是れは右衛門督殿、左馬頭殿を語らひ、入道殿の御一門を滅し給はむ、との謀とこそ承り候へ。其の由を告げ進らせむとて、奈良へ参り候」と申せば、下蔭に御座

○うしくよく。神妙に。

所知らせては、悪しかりなむと思へば、汝いしく参りたり。春日山の奥、しかじかの所なり」と教へて、成景は京へ上る由にて、田原の奥に歸り、入道に此の由を申せば、「さればこそ、信西が見たらむ事は、よも違はじと覺えつるぞ。忠臣君に代り奉るとあれば、如かじ命を失ひて、御恩を報じ奉らむには。但し息の通はむ程は、佛の御名を唱へ進らせむと思へば、其の用意せよ」とて、穴を深く掘り、四方に板を立て雙べ、入道を入れ奉り、四人の侍髻切つて、最期の御恩には法名を賜はらむ」と各申せば、左衛門尉師光は西光、右衛門尉成景は西景、武者所師清は西清、修理進清實は西實とぞ附けられける。其の後大きな竹の節を通して、入道の口に當てて、髻を具して掘り埋む。四人の侍、墓の前にて歎きけれども、叶ふべき事ならねば、泣く泣く都へ歸りけり。

信西が首實檢附獄門に梟けらるる事

さる程に、舍人武澤同じく都へ上りけるが、最期の乗馬なり、紀伊二位に見せ奉らむとて、空しき馬を牽いて歸る程に、出雲前司光保五十餘騎にて、信西が行方を尋ね來るに、木幡山にて行き逢ふ。馬も舍人も見知りたれば、打ち伏せて問ひけるに、初は知らずといひけれども、終には有りのままにぞ申しける。即ち此の男を前に追つ立てて行く程に、新しく土を穿てる所あり。「あれこそ、そよ」と教ふれば、即ち掘り發して見れば、未だ目も働き、息も通ひけるを、首を捕つてぞ歸りける。

出雲前司光保、信賴卿に此の由を申せば、同じき十四日に、別當惟方と同車して、光保の宿所神樂岡へ行き向つて、此の首を實檢す。必定なれば、懸て明日大路を渡し、獄門に梟けらるべし、と定められければ、京中の上下、河原に市をなして見物す。信賴義朝も車を立てて之を見る。十五日午の刻の事なるに、晴れたる天俄に昏みて、星出でたり。之を不思議と見る處に、此の首信賴義朝の車の前を渡る時、打領いてぞ通りける。見る人皆、只今敵を

○獄門に梟く、囚獄司の門前に植ゑたる棟の木にかけてさらす。安齋隨筆に引ける一説に、獄屋の門の屋根の端につきいでたる木をアフチといひ、此の木に首をばかふるなりといへるは、平治物語繪卷(二)に出す圖も同じに記する圖樣と一致せり。此の方或はよろしきか。

信西が首實檢附獄門に梟けらるる事

滅してむす、怖ろし」とぞいひける。「朝敵にあらざれば、勅諭にもあらずして、首を獄門に梟けらるるも、前世の宿業とは申しながら、去んぬる保元に、絶えて久しき死罪を申し行ひし報か」とぞ人々申しける。

さて紀伊二位の思ひ浅からず、偕老同穴の契深かりし、入道には後れ給ひぬ。僧俗の子ども十二人ながら、召し籠められて、死生も未だ定まらず。憑み進らせつる君も、押し籠められさせ給ひて、月日の光をさへはかばかしくは御覽せず。我が身は女なれども、信頼の方へ取り出して失はむといふなれば、終には遁れ難しとぞ歎かれける。

唐僧來朝の事

さる程に、彼の紀伊二位と申すは、紀伊守範元が孫、右馬頭範國が女なり。八十島下りに三位に敍し、聽て從二位して紀伊二位とぞ申しける。信西が妻室となつて、不思議多き中に、唐僧來つて、「生身の觀音なり」とて拜する事

○偕老同穴―詩經の語。前に出づ。生きては偕に老い、死しては同じ墓穴に葬られんと、夫婦の契をいふ。

○紀伊二位―前にいづ。こゝに範元が孫、範國の女とあるは誤なり。

○八十島下り―天皇即位の後、使(多くは御乳母の典侍)を難波津に派し、住吉神、大依羅神等の諸神を祭らるゝ事あり、其の使に下りしをいふ。八十島は多くの國々の義にて、諸國を巡りて祭るべきを、略して同所にて祭られしなり。○生身の觀音―生ける眞身の觀音。

あり。其の故は、久壽二年冬の比、鳥羽禪定法皇熊野山に御參詣ありしに、其の頃那智山に唐僧あり、名をば淡海沙門といふ。彼の僧異國にて、我此の身を捨てずして、生身の觀音を拜み奉らむといふ願を發し、天に仰ぎて一千日の間祈禱をなす。千日に満じける夜、「汝生身の觀音を拜まむと思はば、日域に行きて、那智山といふ所に赴け」といふ、天の示現を蒙り、渡海の本望を遂げて、彼の山に參籠せるなり。

法皇此の由聞し召して、唐僧を召されければ、御前へ參つて、「和尚和尚」と禮す。唐僧なれば、語を聞き知ろし召す人なし。只鳥の囀る如くなりしを、信西末座に候ひけるが、「禪加此法設除淨精にて來れるか」と問へば、唐僧の曰く、「さにあらず。弘誓破戒設除大精にて來りたるなり」と答ふ。さて唐僧、信西が詞を聞いて、才學の程を量らむとや思ひけむ、異國の事を問ひ懸けたり。「震旦の長安城より、天竺の舍那大城へは何萬里ぞ」と問へば、「十萬餘里」と答ふ。「遺愛寺といふ寺は、いづくにかある」。天台山より西へ去る事七百

唐僧來朝の事

○和尚―梵語。漢譯して力生又は親教師といふ。僧家の一敬稱なれども、こゝは法皇をさしていへり。○禪加云々―弘誓云々ともに未詳。○舍那大城―舍那は梵語、毗盧舍那の略。光明遍照又は大日と譯し佛の名にして、舍那大城の地名、所見なし。頭書には、迦毘羅城の傍に破舍那城あり、是れならんかといひ、或は又舍衛の誤なるやも知らず。○天台山―天台縣の西、百十里に在り、智者大師の居住して一宗を開きし所。

○扁鵲—支那春秋戰國時代の名醫。
 ○女陽—汝陽に作るべし。唐の汝陽王。名は暹、讓帝の子。飲中八仙歌に、汝陽三斗始朝、天の句あり、但し亂樹の事は所見なし。
 ○西王母—仙女。漢の武帝の殿に下り、蟠桃七枚を帝に進め、自ら其の二を食ふ。帝後を留めむと欲す。母曰く、此の桃世間のある所の物に非ず、三千年に一度實のるのみといひし由、列仙傳に見ゆ。
 ○長良國—烏菴園の寫眞ならむと、願書にいふ。
 ○三百餘尺—此の句、古活本に據つて補ふ。
 ○都城—釋迦が太子たりし時の居城、迦毘羅城をいふ。
 ○梵王—梵天王のこと。印度にて天地創造の神として諸神の主位を占め、又佛教保護の神として帝釋天と共に佛像の左右に侍す。
 ○摩訶曼陀羅華—摩訶は大、曼陀羅華は白蓮花。曼珠沙華は赤蓮花。前二種に、曼陀羅華、曼珠沙華を加へて四種の天花と云ふ。
 ○燃燈佛—生時身邊に燃燈の

里、白樂天世を通れし所ぞかし」と答ふれば、唐僧難義を問はむとや思ひけむ、「扁鵲が門には、何かある」といふ。「延命といふ草を栽るたり。之を見る人、善を招き惡を避け、壽命久しく延ぶ」といふ。「女陽が門には、何かある」。「亂樹といふ木あり。三十年に一度、片枝に花咲き、片枝には果なる。之を取つて食ふ人、醉ふ事百餘日、其の味、西王母が桃に似たり」。「長良國とは、いづくぞ」。「都城より巽へ去る事、二百里なり。梵王の立て給ふ、三百餘尺の瑪瑙の塔あり。彼の塔の下には、摩訶曼陀羅華、摩訶曼珠沙華、四種の天花開けたり。釋尊燃燈佛の御許にして、髪をおろし給ひし所なり」。「大雪山には」。「藥壽王といふ木あり。彼の木の葉を鼓に塗りて、打つ音を聞く人、不老不死の徳を得たり」。「西山には」。「波珍といふ蟲あり。首に諸の財を戴き、常に佛を供養し奉る思ひあり」。「長山には」。「三重の瀧あり。彼の瀧の水を飲む人、大きに怒る心あり。されども竹馬に鞭打つて、道心を催す」と云へり。「瓠火琴を彈せしかば」。「四方の鱗陸に上り」。「鈴宗笛を吹きしかば」。「天人袖を翫

如き光明ありしよりの名。釋迦の佛果を得る以前に、值遇して教導を受けし佛。
 ○波珍、竹馬に云々—ともに未詳。
 ○瓠火—杉原本に瓠巴とあるに隨ふべし。列子に瓠巴鼓、琴而、鳥舞魚躍。淮南子、説山訓に瓠巴鼓、琴、淫魚躍、伯牙鼓琴、騶馬仰秣など見えて、琴の名手。
 ○鈴宗—未詳。
 ○雲の邊にして—專賤にしての義か。

す」。「唐の太宗は」。「甕の邊にして、天下を治むる先相あり」と、一々に答へければ、唐僧「我が國より渡れる者か、此の國より來つて學せる者か」と問へば、「本より我、此の國の素生なれども、若し遣唐使にや渡らむすらむとて、天竺、震旦、高麗、新羅、百濟を始めとして、五六箇年の間に、上一人より下萬民の、申しかへたる詞まで學したるなり」と答へければ、「我生身の觀音を拜み奉らむと、天の示現を蒙つて是れまで來れり。汝即ち生身の觀音たり。我が願空しからず」とて、信西を三度禮し、種々の引出物をしてけり。其の後信西、我が國の詞を以て、此の趣を奏しければ、君を始め進らせて、供奉の人々、皆不思議の思ひをなされけり。

叡山物語の事

去んぬる保元元年春の比、法皇叡山へ御幸なる。山門には、大師修禪定の具足どもあり。名字を御尋ねありけるに、大衆ども、公家の才學を量らむと

○大師—傳教大師。延暦寺の開山。

○勢形とか有様とかいふ意に用ふ。

○止観二十卷。天台の三大部の一なる摩訶止観の略。

○かせ一紡錘にて取る絲をかけたまふ具にて、兩端撞木の如き形せるもの。

○梵網經二卷。華嚴經六十二卷の内にあり。上卷には菩薩の行を説き、下卷には今世人の行ふべき四十八戒を説く。○宇都宮一荒神社。

や思ひけむ、我が山の財にて候へども、正しく名字を知りたる者候はず」と、一同に申しければ、法皇先年熊野にて、信西不思議の才學を振ひしかば、若し之をもや知つたるらむとて、召し出されければ、御前に參つて畏まる。先づ「一の箱の修禪定の具足の中に、勢手鞠ばかりして音あるものあり。是れは如何に」と御尋ねあれば、禪鞠と申し候。止観第四卷に見えたり。譬へば大師禪定の時、睡あれば之を頂上に置き、睡れば自ら落つ。落つれば音あり。かるが故に睡の覺むるなり。「又二尺四五寸ばかりなる木のさきに、勢大柑子ばかりにして、和なるものあり。」大師修禪定の時、御身苦しき事おはしませば、之を以て押さふ。押さふれば止む。之を禪杖といふ。「二尺ばかりある木を、かせの如くに違へて、先ごとに絹を懸けて塗りたるものあり。」大師坐禪に御胸痛む時、之を以て押さふ。押さふれば止む。助老と之をいふ。「又枕に似たる物あり。」其の名を頭子といふ。委しくは梵網經に見えたり。此等を四種の物といふなり。「第十九の箱は。」下野の國宇都宮の御殿に納

○乙護法一護法は、佛法守護の爲に使役せらるる鬼神。乙は舊訓イチとあり、一の意か。
○宇賀神の法一陀天の法と共に眞言の密法。
○不空罽索人骨の念珠一不空罽索は、六觀音の一。煩悶者を救ふ事、漁者の魚を罽索して空しからざるが如きに喩ふ。念珠は對珠。人骨にて製せる數珠にて、觀音の誓に等しき功德ありとの意か。
○深草天皇一仁明天皇。深草は山城紀伊郡にて、其の山陵の在る所。
○大師三代一傳教、慈覺、智證。
○五臺山一支那江北の靈跡にして、慈覺も登詣者の一人。清涼山は其の一名なるを、別山の如く記せるは誤れり。
○前唐院一慈覺の廟所。
○法華の眞文一梵字にて認めたる法華經。
○八幡三所一宇佐の祭神。應神天皇、姫神、神功皇后。
○多羅葉一多羅樹の葉。形、棕櫚に似、印度に多し。
○法全一唐僧。智證大師これに師事して瑜伽の密經を受けたり。

めらる。乙護法使者たり。明神強ちに惜ませ給へば、人は争でか知るべきなれども、或は宇賀神の法を籠め、或は陀天の法を籠め、大師手印を以て封せらると云々。不空罽索人骨の念珠も、此の箱にありとかや。凡そ延曆寺は大師最初の伽藍なり。大講堂は深草天皇の御願、延命院、四王院は文德、朱雀の御願なり。法華堂には、大師三代の御經もおはします。五臺山の香の火、清涼山の土も御坐あり。前唐院には、大師の御脇息もあり、御香爐もあり、御影もおはします。其の外弘仁三年の春、大師九州宇佐宮に詣でて、法華の眞文を講じ給ひしかば、大菩薩自ら齋殿を開き、手づから大師に授け給ひし紫の袈裟には、光明赫奕として、八幡三所もおはしますなり。天竺の多羅葉、法全和尚の獨站、焦熱地獄より取り傳へたる泗濱石も、此の山にありとこそ候へ。加之三十番神の守護し給ふ根本の杉の洞、飯室の五つ坊までも、打ち鳴す鐘の響のしけるにこそ、人ありとは知られけれ」と、三塔の祕事どもを一々に申しければ、君を始め進らせて、三千の衆徒奇異の思をなし

○酒落石—支那酒水の濱より出づる磐石。樂器に用ふ。白氏文集に酒落石の詩あり。
 ○三十番神—法華經を守護する神。前に前づ。
 ○杉の洞—叡山の名跡。慈覺この杉の空洞に住し、精進して法華經を書きし由、今昔物語十一に見えたり。
 ○三塔—延慶寺の三區分。東塔(本院又は止観院)西塔(寶輪院)横川(傍觀院)。
 ○雙六—天然より支那に傳へたるを、更に我が國に入れたる遊技。厚さ四寸廣さ八寸、長さ一尺二寸の盤の兩側に、十二の目を盛り、黒白の馬各十五を立つ。さて三寸三分の竹筒に、二箇の賽を入れて振り出し賽の目の數によりて馬を進ませ、早く敵地に入るを勝とす。
 ○朱三朱四—事文類聚に「四を飾るに朱を以てする者は、明皇(玄宗)貴妃と采戯し、將に北せんとす。唯重四敗を轉じて勝となすべし。上擲つて連呼之を叱す。骰子宛轉して重四となる。上大に悦び、高力士に命じ四に餅を賜ふなり」とあり、この記事は之を粉飾せるもの。

にけり。

還御の後も、卿相雲客、信西が宏才を感じ申されけるに就いて、四方山の御物語ぞありける。「さて雙六の賽の目に、一が二つ下りたるをば疊一といひ、二が二つ下りたるをば重二といふ。五六をも疊五疊六と申す。是れ皆重なる義なるに、三四ばかりを朱三朱四といふこそ心得ね。之を御尋ね候へかし」と申されければ、法皇げにもとて、信西を召されて、此の由を仰せ下されければ、「さん候。昔は同じく重三重四と申しけるを、唐の玄宗皇帝と楊貴妃と、雙六を遊ばしけるに、重三の目が御用にて、朕が思ふ如くに出でたらば、五位になすべしとて遊ばしければ、重三おりき。楊貴妃又重四の目を乞ひて、我が心の如くにおりたらば、俱に五位になすべしとて打ち給ふに、重四出でたりき。依つて天子に戲言なし、同じく五位になさむとて成されるに、何をか驗にすべきといふ。五位は赤衣を著ればとて、重三重四の目に朱を差されてより以來、朱三朱四と呼ぶところ見えて候へ」と奏しければ、

諸卿皆理にやと、感じあはれける。

されば凡人ならぬにや、死して後も、手には日記を捧げ、口には筆を含み、閻魔の廳にても、第三の冥官に列なりけると、人の夢にも見えたりけり。斯かりし人の今首を、獄門に梟けらるるも、保元の合戦に、宇治の惡左府の御墓所、大和の國添上郡河上村、般若野の五三昧なりしを、信西の申狀に依つて、勅使を立てて掘り發し、死骸を空しく羞められしが、中二年あつて、平治元年に我と埋み藏されしかど、終に掘り發されて、首を斬られけることを怖ろしけれ。昨日は他州の愁、今日は我が身の責とも、かやうの事をや申すべき。

六波羅より早馬を紀州に立てらるる事

さる程に、十日の曉、六波羅より立ちし早馬、切部の宿にて追ひ著きたり。清盛「如何にぞ」と問ひ給へば、「失んぬる九日の夜、三條殿へ夜討入つて、御

六波羅より早馬を紀州に立てらるる事

○閻魔—地獄の王にして、十八の將官と八萬の獄卒とを隨へ、死して地獄に墮する者を審理懲罰する事を掌る。
 ○冥官—一切衆生の善惡邪正を鑑別する神。地獄、餓鬼、畜生、人間、天上にありて、之を五道の冥官といふ。
 ○五三昧—前に出づ。

○下向―歸洛の意に用ひたる、異様なり。古寫本に「熊野參詣を遂ぐべきか、是れよりかへるべきか」とあるは、文意可なるが如し。

○神は非禮を受けず―左傳に、神不歆_レ非類とあり、論語、八佾篇、季氏旅於泰山の註に、包成の言として神不享_レ非禮と見ゆ。

○五十腰の矢―腰は腹を數ふるに用ふる語。

○あふこ―荷ひ棒。

○激目結―絞染。前に出づ。

○洗革―薄紅色に染めたる革。緋色を洗ひはがしたるが如くなるより云ふと、軍用記に見えたり。

○滋増―姓は藤原、滋快の子。

所皆焼き拂ひ候ひぬ。少納言入道の宿所も、焼き拂はれ候。是れは唯右衛門督殿、左馬頭殿を相語らつて、當家を滅し奉らむとの、謀とこそ承り候へ」と申せば、清盛、急ぎ下向すべきか。是れまで參つて、參詣を遂げざらむも無念なり。如何すべき」と宣へば、左衛門佐重盛「熊野參詣も、現當安穩の御祈請にてこそ候ふらめ。其の上、君逆臣に取り籠められさせ給へるなり。争でか武臣として、之を救ひ奉らざらむ。神は非禮を受けず、何か苦しく候ふべき。急ぎ御下向あるべし」と申されければ、皆此の議にぞ同じける。

「それに取つて、敵に向つて歸洛せむする、物具一領もなきをば、如何すべき」と歎き給ふ處に、筑後守家貞、長櫃を五十合、重げに昇かせたりしを取り寄せて、五十領の鎧、五十腰の矢、其の外物具どもを取り出して奉る。「弓は如何に」と宣へば、大なる竹のあふこの中に、節をついて入れたりければ、即ち五十張の弓を取り出せり。聽て家貞は、滋目結の直垂に、洗革の鎧著て、太刀脇挟み、大將軍に仕へ奉る者は、斯うこそ用意すれ」と申せば、侍ども「あ

はれ高名かな」とぞ感じける。熊野の別當滋増が田邊に在りけるに、使を立て給へば、兵二十騎奉る。湯淺權守宗重、三十騎にて馳せ參れば、彼此百騎になりけり。

爰に惡源太、三千餘騎にて安部野に待つと聞えければ、清盛「此の無勢にて、大勢に合うて討たれむ事こそ無念なれ。先づ是れより四國へ渡り、勢を催して後日に都へ入らばや」と宣へば、重盛重ねて申されけるは、「それもさにて候へども、事延引せば、定めて當家對治の由、諸國へ院宣綸旨をなしかくべし。却つて朝敵となりなむ後は、後悔すとも益あるまじ。多勢を以て無勢を討つ事、常の事なり。敢て弓箭の瑾ならず。然れば無勢なりとも、懸け向つて即時に討死したらむこそ、後代の名も勝るべけれ。何とか思ふ家貞」と宣へば、筑後守「六波羅の一名も、さこそ覺東なう思召すらむ、急がせ給へ」と申せば、清盛も「然るべし」とて、都を指して引き返す。

大將以下皆淨衣の上に鎧を著、敬禮熊野權現、今度の合戰事故なく討ち勝六波羅より早馬を紀州に立てらるる事

○對治―經文の語にて、煩惱を斷ずるにいひ、退治に通用す。即ち敵を討滅すること。

○打つ馬を驅けさするこ
と。
○白鞍—白覆輪の鞍のこと。
○白鞍—白覆輪の鞍に出づ。

たさせ給へ」と祈請して、引つ懸け引つ懸け打つ程に、和泉と紀伊の國との境なる鬼の中山にて、蘆毛なる馬に乗つたる者、早馬とおぼしくて、採みに採うで出で來たり。すは惡源太が使よと、皆人色を失ふに、源氏の使にはあらずして、六波羅よりの早馬なり。「さて六波羅は、如何に」と問ひ給へば、「昨夜半許に出で候ひしまでは、何事も候はず。播磨中將殿の憑みて御渡り候ひしを、内裏より宣旨とて、敷竝に召され候ひし間、力なく十日の暮程に、出し進らさせ給ひて候」と申しければ、左衛門佐「無下にいふかひなき事、せられたる人々かな。當家を憑みて來れる人を、敵の手へ渡すといふ事やある。斯くては御方に勢屬きなむや」とぞ怒られける。

「さて惡源太が、安部野に待つといふは、如何に」と問ひ給へば、「其の儀は嘗て候はず。伊勢の國伊藤の兵共こそ、都へ入らせ給はば、御供仕らむとて、三百餘騎にて待ち進らせ候ひつれ」と申せば、「敵の惡源太にてはあらずして、能き御方ござんなれ、打てや者ども」とて、皆人色を直して、我先にと

進む程に、和泉の國大鳥の宮に著き給ふ。重盛祕藏せられける飛鹿毛といふ馬に、白鞍置いて、神馬に引き給へば、清盛一首の歌あり。

かひこそよかへり果てなば飛びかけり育み立てよ大鳥の神

光頼卿の參内附許由が事並清盛熊野路より歸洛の事

さる程に、内裏には、同じき十九日に、公卿僉議とて催されけり。勸修寺左衛門督光頼卿、此の程は信頼卿の舉動過分なりとて、不參にておはしましけるが、參内して承らむとて、殊にあざやかなる東帯引き繕ひ、蒔繪の細太刀をおとなしやかに帶き給ひ、傳子の桂右馬允範能に、膚に腹巻著せ、雑色の装束に出で立たせ、自然の事もあらば、人手に懸くな。汝が手に懸けて、光頼が首をば急ぎ取れ」とて、御身近く置き、其の外清げなる雑色四五人召し具して、大軍陣を張つて、所々門々を固め、守護しけるを事ともせず、前高らかに追はせて入り給へば、兵共も大きに恐れ奉り、弓を平め矢をそば

光頼卿の參内附許由が事並清盛熊野路より歸洛の事

○大鳥の宮—和泉大鳥郡。祭神日本武尊。
○白鞍—白覆輪の鞍のこと。
○かひこそよ—置それよ、それがかへりて蛾ともならば、飛びかけり産卵するを、大鳥の神よ育てあげ給へといひて、おのれ京に歸り敵を討ち果てなば、神力にて子孫を繁昌せしめ給への意を寓せるか。又「飛びかけり」には「飛鹿毛」をいひかけたり。
○僉議—僉議。禁中名目抄に陣に於てあるを仗議と云ひ、御前に於てあるを評定と云ひ、殿上に於てあるを僉議と云ふ由に見ゆ。
○催さる—促し、喚び出さる。
○東帯—禮服。冠をかろむり、袖、下袴、表袴を著し、石帯にて結束す。
○蒔繪の細太刀—平腰剣ともいふ。鞘に蒔繪を施したる細身の太刀。御延の儀式に、公卿殿上人の佩ふるもの。
○腹巻—紫革の腹巻の條を見よ。
○自然の事—若しもの事。進みて求むるに非ずして、自然に生じ來る變。即ち身に危害の及ぶ如き場合をいふ。

めて通し奉る。

○長方卿—權中納言藤原顯長の子。この時は未だ五位の顯人兼丹波權守にして、その參議に上りしは、安元二年なり。父の顯長は、この時參議たり。而して參議左大辨の最下列は藤原顯時なり。(公卿補任參照)本書の記事疑ふべき旨、參考本にいへり。

○しどけなし—亂雜なり。

○色代—會釋。顔色を改めて禱する意。

○母方の伯父—信賴の母は、顯賴の女にて、光賴の妹。

○右の袖の上に云々—光賴が、信賴の右袖の上に乗るかかゝる様なる姿勢にて、其の上座に着席せしなり。

○伏目になりて—下目をつかふ。恐れて正視せぬ貌。

○下鞆—束帯の時、袍の下に着する衣にて、其の裾長く背後に引く。之をシリといふ。

紫宸殿の後を経て、殿上を廻りて見給へば、信賴卿一座して、其の座の上藤達皆下にぞ著かれたる。光賴卿「こは不思議の事かな。人は如何に振舞ふとも、あれは右衛門督、我は左衛門督なれば、下には著くまじきものを」と思はれければ、左大辨宰相長方卿、末座の宰相にておはしましけるに、「今日の御座席こそ、餘りにしどけなう見え候へ」と色代して、閑々と歩み、信賴卿の上にもむすと著き給ふ。光賴卿は、信賴の爲には、母方の伯父なる上、大力の剛の人なれば、殊に恐れて見えられけり。右の袖の上に居懸けられて、伏目になりて色を失はれければ、著座の公卿あなあさましと見給ふに、光賴卿は下襲のしり引き直し、衣紋つくろひ、笏取り直し氣色して、「今日は衛府督が一座すると見えて候。召すに參せざらむ者をば、死罪に行はるべしとやらむ承つて、參内する所なり。抑も何事の御謔ぞ」と問ひけれども、信賴物も宜はず、著座の公卿も一言の返答なかりければ、まして僉議の沙汰もなし。

○顯光賴信—多田藏人滿仲の二子。

○壁に耳云々—當時の謔。詩經に君子無易由言、耳屬于垣とあるが其の出所。

○天に口—文德實錄第一に生民之詛言、天假其口(嘉祥三年五月壬午條)平家物語卷一に「天に口なし、人を以て云はせよ」などもみゆ。

○小葎—石灰壇の南の壁の上にある小窓にして、格子をかけたなり。天子の殿上を御覽する爲に設く。

○見參の板—一名鳴板。清涼殿の弘廂の南の切妻の板にて釘を打たざるが故に、踏めば音あり。謁見の時、膝行退下、此の板を踏み鳴らして次に知らしむ。

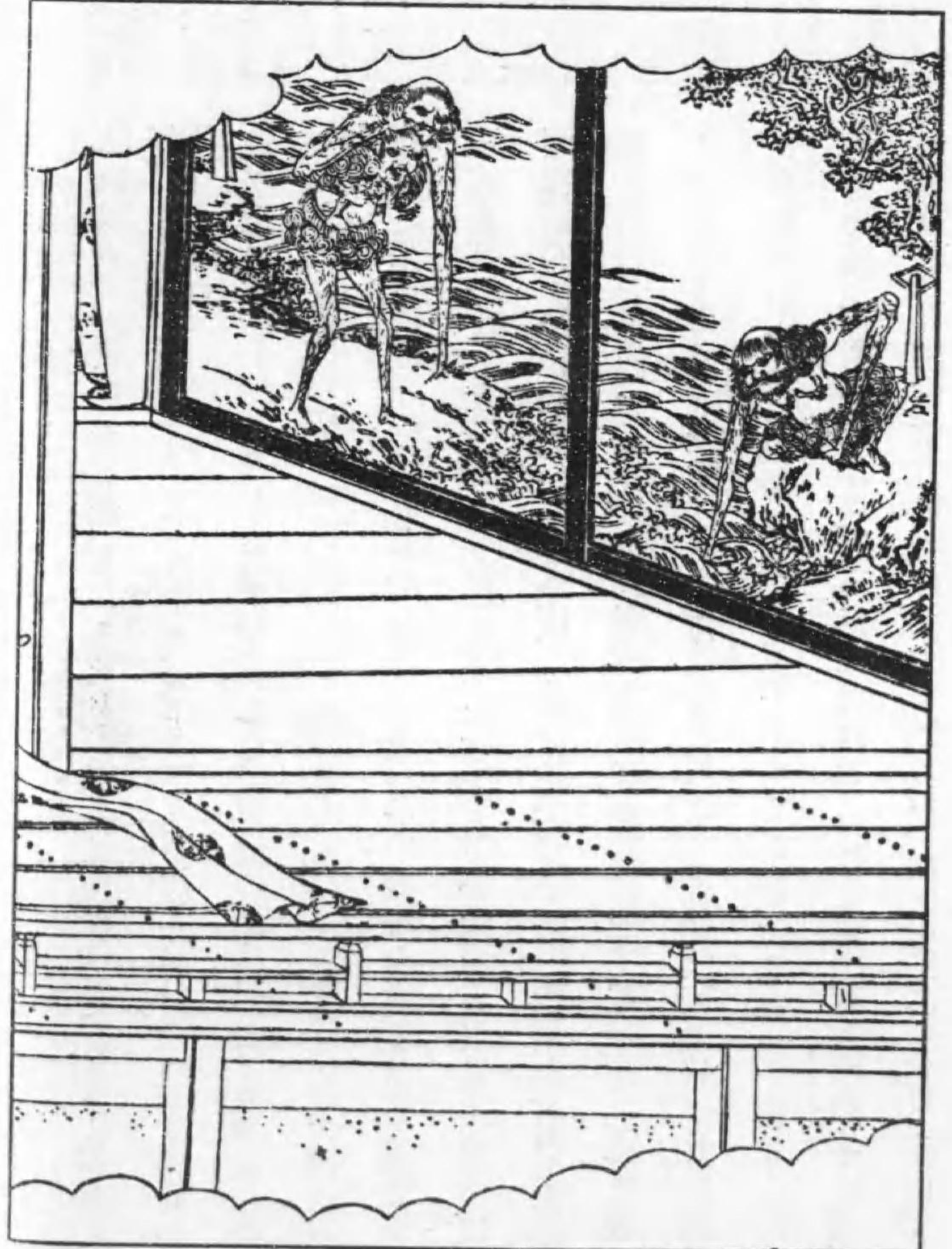
○荒海の障子—清涼殿の孫廂の北の端に立てたる布障子。表面には、荒海に臨める岩角に、足長人の手長人を負へると、手長の魚を捕ふる所とを描き、裏面には、宇治橋と綱代とを描く。

○萩の戸—清涼殿の夜御殿の北に並ぶ間。庭前に小萩を植ゑたるよりの名。

程經て、光賴卿つい立つて、「悪しう參つて候ひけり」とて、閑々と歩み出でられけり。庭上に充ち満ちたる兵ども、之を見奉つて、「あはれ此の殿は、大剛の人かな。去んぬる十日より、多くの人出仕し給ひつれども、右衛門督殿の座上に著く人、一人もおはしまさざりつるに、仕出したる事よ。門を入り給ふより、聊かも隠したる體も見え給はず。あはれ此の人を大將として合戦せば、如何ばかりか頼もしからむ」と申せば、傍なる者、「昔頼光賴信とて、源氏の名將おはしましき。其の賴光を打返して、光賴と名乗り給へば、是れも剛にましますぞかし」といへば、又傍より、「など其の賴信を打返して、信賴と付き給ふ右衛門督殿は、あれ程臆病にはおはしますぞ」といへば、「壁に耳、天に口といふ事あり。怖ろし怖ろし、聞かじ」と云ひながら、皆忍笑に笑ひけり。

光賴卿かやうに振舞ひ給へども、急ぎても出でられず、殿上の小葎の前、見參の板、高らかに踏み鳴して立たれたりけるが、荒海の障子の北、萩の戸の邊に、弟の別當惟方のおはしましけるを、招き寄せ宜ひけるは、「公卿僉議

光賴卿の參内附許由が事並清盛熊野路より歸洛の事



○有職—有識の訛といふ。朝廷の故實典禮に通達する人。識者の意にも用ふ。
 ○近衛大将—百寮訓要抄に、「執柄三家の人殊に執する職なり。大臣などよりも、近衛の大将を、凡人の人々は先途にするなり」と見ゆ。
 ○檢非違使別當—同書に、「白河院仰には、五ヶの徳ある者を任すべしと、仰せられけるとぞ。容儀、才學、富貴、譜代、近習なり」と見ゆ。

○養祖—先祖。養はサキと訓ず。
 ○十一代—附錄の系圖を見よ。
 ○英雄—清華に同じ。攝家につぐよき家柄にて、華族英雄と稱す。大臣大将にまで昇るを得。
 ○さしもどかる—「さし」は、接頭語「もどかる」は、非難せらるる意。

として催されつる間、參じたれども、承り定めたる事もなし。誠やらむ、光頼も死罪に行はるべき人数にてあなる。傳へ承る如きは、其の人皆當時の有職、然るべき人共なり。其の中に入らむ事、甚だ面目なるべし。さても先日右衛門督が車の尻に乗つて、少納言入道が首實檢の爲に、神樂岡へ向はれける事は如何に。以ての外然るべからざる舉動かな。近衛大将檢非違使、別當は、他に異なる重職なり。其の職に居ながら、人の車の尻に乗り給ふ事、先蹤も未だ聞き及ばず、當時も大きに恥辱なり。就中首實檢は甚だ穩便ならず」と宣へば、別當「それは天氣にて候ひしかば」とて、赤面せられけり。

光頼卿重ねて、「こは如何に勅諚なればとて、いかでか存する旨を、一議申さざるべき。我等が曩祖勸修寺内大臣、三條右大臣、延喜の聖代に仕へてより以來、君既に十九代、臣又十一代、承り行ふ事は、皆是れ徳政なり。一度も惡事に從はず。當家はさせる英雄にはあらざれども、偏に有道の臣に伴つて、讒佞の輩に與せざりし故に、昔より今に至るまで、人にさしもどかるる

○馳せ加はり—此の句、古活本に據りて補ふ。
 ○如何に況や「如何に」は發語、ソレニと云ふ程の意にて、「況や」と熟せしむるが當時の通用語。もと經文に多く用ひられたる語にて、譬喩品に周給三二圖、猶傳不圖、何況諸子の如き、下にはヤヤと應ずるを常とす。
 ○黒戸の御所—萩の戸の北。徒然草に、「小松の御門（光孝天皇）位に御かせ給ひて、昔ただ人にておはしました時、まさな事（料理）せさせ給ひしを忘れ給はで、常に營ませ給ひける間なり。御薪木にすすけたれば、黒戸といふとぞ」とあり、其の名の由来を知るべし。
 ○一本御書所—前に出づ。
 ○内侍所—三種の神器中の御鏡を奉安する所。又その御鏡をもいふ。こゝは後方の意。内侍が奉仕するよりの稱。
 ○溫明殿—宣陽門内、後醍醐殿の東に在り、もとより神鏡を奉安する所。
 ○劍置—三種の神器中の御劍（撰造して宮中に止められしもの）と八坂曲玉。夜御殿の御帳臺の外に、加ありて之を

程の事はなかりしに、御邊始めて暴惡の臣に語らはれて、累家の佳名を失はむ事、口惜しかるべし。大貳清盛は、熊野參詣を遂げずして、切部の宿より馳せ上るなるが、和泉、紀伊の國、伊賀、伊勢の家人等、待ち受けて馳せ加はり、大勢にてあなる。信賴卿が語らふ所の兵、いくばくならじ。平家の大勢押し寄せて攻めむには、時刻をや廻らすべき。若し又火などを懸けなば、君も争でか安穩に渡らせ給ふべき。灰燼の地となりたらむだにも、朝家の御歎なるべし。如何に況や、君臣ともに自然の事もあらば、天下の珍事、王道の滅亡、此の時にあるべし。右衛門督は、御邊に大小事を申し合するとこそ聞ゆれ。相構へて相構へて隙を窺ひ、玉體恙なくおはします様に、思案せらるべし。さて主上は、何處におはしますぞ。「黒戸の御所に」。「上皇は」。「一本御書所に」。「内侍所は」。「溫明殿に」。「劍置は何處に」。「夜御殿に」と、左衛門督次第に尋ね給ひければ、別當かうぞ答へられける。

又「朝餉の方に人音のし、櫛形の穴に人影のしつるは、何者ぞ」と宣へば、

光頼卿の參内附許由が事並清盛熊野路より歸洛の事

○夜御殿—清涼殿内、朝餉の東にて、主上の御殿所。
 ○朝餉—清涼殿の西廂にあり、主上の常の御膳をめし上る所。朝は朝廷の義かといふ。
 ○櫛形の穴—清涼殿の鬼の間の東南隅、櫛上との隔の壁に、櫛形(弧形)にあけたる穴。女房等の殿上を見る爲とぞ。
 ○かげろふ—チラツク。影の見ゆること。
 ○不思議—變事。
 ○のろろしげ—呪はしげ。忌々しさう。

○許由—字は武仲、沛澤の中に居る。堯その高德を聞きて天下を譲らむと欲す。是に於て、由通れて中岳潁水の陽、箕山の下に耕す。堯又召して九州の長となす。由之を聞くを欲せず、耳を洗ひ、巢父の之を語りし事、皇甫謐の高士傳、竝に堯求等に見ゆ。

○譬へば—一話を引き出でんとする時に用ふる、軍記の通用語。

○天下は是れ一人の天下に非ず—前に出づ。但し六韜には、太公の言とせり。堯の言といふ事、據なし。
 ○非機—頭書に、非器の誤ならむといふ。舊のまゝにても通せぬにあらねど、此の方よし。
 ○朝民—同書に、兆民の誤ならむと云ふ。
 ○丹朱—堯の子、不肖なりき。

それには右衛門督住み候へば、其の方様の女房などぞ、かげろひ候ふらむと申されければ、光頼卿聞きもあへず、「世の中は今はいかうござんなれ。主上の渡らせ給ふべき朝餉には、信頼住み、君をば黒戸の御所に遷し進らせたり。末代なれども、さすが日月は未だ地に落ち給はぬものを、天照大神、正八幡宮は、王法をば如何守り給ひぬるぞ。異國にはかやうの例ありといへども、我が朝には未だ此くの如きの先蹤を聞かず。前代未聞の不思議かな」とて、のろろしげに憚る所もなくどき給へば、惟方は人もや聞くらむと、よに冷じげにて立たれたれども、且は悲しくて、「我如何なる宿業に依つて、かかる世に生れ合ひ、憂き事をのみ見聞くらむ。昔の許由にあらねども、今の内裏の有様を見聞かむ輩は、耳をも目をも洗ひぬべくこそ侍れ」とて、袍の袖絞るばかり泣かれけり。信頼の座上に著せられし時は、さしもゆゆしく見え給ひしが、君の御事を悲みて、打萎れてぞ出で給ひける。誠に漢朝の許由は、富貴の事を聞きてだに、心に厭ひ思ふが故に、悪事を

聞きたりとして耳を洗ひき。如何に況や此の光頼は、朝家の諫臣として、惡逆無道の舉動を見聞き給ひて、耳目をも洗ひぬべく思ひ給ふぞ理なる。譬へば帝堯、天子の位におはします事七十年、御年既に老いて、誰にか天下を譲るべきとて、賢者を御尋ねありけるに、大臣皆諂ひて、「皇子幸におはします、丹朱にこそ即かしのめ給はめ」と申せば、堯の宣はく、「天下は是れ一人の天下にあらず。何を以てか太子なればとて、非機に授けて朝民を苦むべき。丹朱を始め九人、皇子一人として其の器に足らず」とて、普く賢人を尋ね給ふに、箕山の中に許由といふ者、身を修めて隠れ居たりと聞き召して、勅使を以て、御位を譲るべき由、仰せられたりけるに、許由遂に勅答をだに申さず。剩へ富貴尊榮の事を聞いて、穢れたりとて、潁川の水にて耳を洗ふ所に、同じ山中に居山せる巢父といふ賢人、牛を引いて此の川に來り、水を飲ませむとしけるが、耳を洗ふを見て故を問ふに、其の趣を語る。巢父が曰く、「賢人世を遁るるは、回生木の如しと云へり。彼の木は深き谷、嶮しき處に立ち

光頼卿の參内附許由が事竝清盛熊野路より歸洛の事

○小袖（注）廣袖にて大なり、裝束の下に着す。の下に着する袖角を、縫ひすぼめたる衣の稱。

○赤き大口―東帯の時、表袴の下には袴。裾の口を大きくあけたるよりの名。赤は色。

○冠に巾子紙入れて―巾子は冠の上に立てる部分。天子の御冠に金巾子の御冠あり、御内々の時、召さるゝものにて、腰（後方）に下垂せる巾子を巾子の前に折りかけ、さて襷紙を合せて両面ともに金箔をおして、巾を切りさきて、巾子を入れて、襷を巾子にはさまみ置くなり。信賴之を換せしならむ。

○稻荷社―山城紀伊郡稻荷山にあり。

○二十日殿上にて―此の一句、古活本に據りて補ふ。

○大殿―前關白太政大臣忠通。關白―藤原基房。

○師賢―按ずるに、當時師賢なし。公卿補任に據れば、藤原宗輔この時太政大臣たり、其の誤なるべし。

○度縁―度縁ともいふ。僧尼たる者の公縁に、治部省より下す文書。

○淨憲―系圖、及び千載集、新古今集等、靜憲に作る。

○勝憲―系圖、及び歴代皇記、一代要記等勝賢に作る。さて此の子息等流罪の圖を他書と參看するに、甚しき相違あり。

○春生―青花中（云々）今鏡に據れば、後白河天皇の保元三年の内宴詩題に、春生（聖化中）といふが有り。又古事談には、俊憲卿内宴の詩序、西嶽草廬、馬嘶（同年）之風、上林花發、風馴（滿日）之露（の句あり）て、通寓入道（を感嘆せしめし）見ゆ。本書は彼此を混同して誤記せしならん。

○甘露―王充の論衡に「甘露は味、飴蜜の如し、太平なれば則ち下る」とあり。○澄憲の説法には云々―高倉院の承安四年の最勝御八講に澄憲師たり、近日天下旱魃、民戸苦むに依り、其の事を啓白し、諸天善神に祈りしに、陰雲四起、忽ち甘雨を降らし、事、古事談に見ゆ。

たれば、下よりも道なし、上よりも便なし。されば大家の梁（つはり）にもならず、匠工これを計る事なし。汝世を遁れむと思はば、猶深山にこそ籠るべけれ。何ぞ牛馬の住處（すみか）に交つて、例よりも濁つて見えつるか。穢（けが）れにけり。然れば牛にもかはじ」とて、空しく引いて歸りけるなり。

信賴卿は、小袖（こそで）に赤き大口、冠に巾子紙入れて着給へり。偏（ひとへ）に天子の御舉動の如くなり。大貳清盛は、先づ稻荷社に參り、各杉の枝を折りて、鎧の袖に差し、六波羅へぞ著きにける。大内には、定めて今夜や寄せむすらむとて、兜（かぶと）の緒を締めてぞ待ち明しける。



冠（中子金）（載所記雜丈）

信西が子息遠流に定めらるる事

さる程に、夜も漸う明けければ、二十日殿上にて、公卿僉議（せんぎ）あるべしとて、大殿、關白、太政大臣師賢（もろかた）、左大臣伊通公（いひゆき）已下、各參内し給へり。是れは少納言入道が子息、僧俗十二人の罪名を定め申されむ爲なり。左大臣伊通公有め申されけるに依つて、死罪一等を減じて遠流（せんりゅう）に處せらる。俗は位記を停められ、僧は度縁（どえん）を取つて還俗（げんぞく）せさせらる。先づ新宰相俊憲は出雲の國、播磨、中將成憲は下野の國、右中辨貞憲隱岐の國、美濃、少將長憲阿波の國、信濃、守是憲は安房の國、法眼淨憲は丹波の國、法橋寛敏は上總の國、大法師勝憲は安藝の國、澄憲は信濃の國、憲耀は陸奥の國、覺憲は伊豫の國、明遍は越後の國とぞ定められける。

彼の俊憲は、鳥羽院より春生（はるな）、青花中（あざな）といふ勅題を賜はつて、悲（あは）清濁（あや）駒、嘶（う）十年風、香（か）上林花、風成（かぜ）肝心露（かんしんろ）と書かれたる、手跡又妙（た）にして、澆季（やうき）に之を傳へけり。澄憲の説法には、龍神も感に乗じ、甘露の雨を降らし、明遍の菩提心（ぼだいしん）を祈りし夢の枕には、寶蓮花（ほうれんげ）降りて現（うつ）にあり。都（みやこ）て此の一門（ひと）に結（むす）ばほるる人は、あやしの女房に至るまで、才智人（ちゐ）に超えけるとぞ申しける。

信西が子息遠流に定めらるる事

後白河院仁和寺御幸の事

さる程に、同じき二十三日、大内の兵ども、六波羅より寄するとして、騒ぎけれども其の儀もなし。總べて十日より、日々夜々に、六波羅には、内裏より寄するとしてひしめき、大内には、六波羅より寄するとして、兵共右往左往に馳せ違ひ、源平兩家の軍兵等、京白河に往還す。年は既に暮れなむとすれども、歳末年始の營にも及ばず、只合戦の評定ばかりなり。

二十六日夜更けて、藏人右小辨成頼、一本御書所へ參つて、「君は如何思召され候。世間は今夜の明けぬ前に、亂るべきにて候。經宗惟方は申し入るる旨候はずや。行幸も他所へ成らせ給ひぬ。急ぎ何方へも御幸ならせおはしませ」と奏せられければ、上皇驚かせ給ひて、「仁和寺の方へこそ思召し立ため」とて、殿上人の體に御姿をやつさせ給ひて、紛れ出でさせおはします。上西門の前にて、北野の方を伏し拜ませ給うて、それより御馬に召されけ

○上西門—宮城外廓西面北端にあり、東面の上東門と相對す。

○臥待の月—十九日の月の異稱、十六日をいさよひ、十七日を立待、十八日を居待といふ—されどこゝは二十六日の事なれば、唯おくれ出て出づる月の意に用ひたり。

○供奉しければ—此の一句、古活本に據つて補ふ。

○なげきには云々—「歎きの「き」に「木」を懸け、「み」は「身」と「實」との兩意。

○日吉社—比叡山の坂本にあり、近江滋賀郡。

○御室大きに—此の一句も、古活本に據つて補ふ。

り。供奉の卿相雲客一人もなければ、御馬に任せて御幸なる。未だ夜半の事なれば、臥待の月もさし出でず。北山おろしの音さえて、空かき曇り降る雪に、御幸の道も見え分かず。本草の風にそよぐを聞き召しても、逆徒の追ひ奉るかど、御膽を消させ給ひける。さてこそ一年、讃岐院、如意山に御幸成りける事までも、思召し出させ給ひけれ。それは敗軍なれども、家弘光弘以下候ひて供奉しければ、憑もしくぞ思召しける。是れは然るべき武士一人も候はねば、御心細さの餘りに、一首はかうぞ思召し續けける。

なげきにはいかなる花の咲くやらむみになりてこそ思ひ知らるればかばかしく仰せ合せらるべき人もなきままに、御心中に様々の御願をぞ立てさせ給ひける。世鎮まつて後、日吉社へ御幸成りたりしも、其の時の御立願とぞ聞えし。兎角して仁和寺に著かせ給ふ。此の由仰せられしかば、御室大きに御悦びあつて、御座しつらひ入れ進らせて、供御御羞めなど、かひがひしくもてなし進らせ給ひける。「保元に崇徳院の入らせ給ひしをば、

○籠き―大切にする。

○北の陣―前に出づ。

○女房の飾―婦人の服装。

○唐櫃―蓋あり、押のある櫃。

○大床―清涼殿の弘願。

○鎌田―政家。源義朝の臣。

○坊門局―女官の名。

○柏挟―白木の端を削り其の長、巻腰の木の如く削りかけて、腰の末を取りて巾子に引きあて、巾子の長程に之を挟むものにて、腰の末は外にあり、わなは内にあり。女官も急劇の場合には、進退に便する爲に、かくするものにて、武官の常する巻腰（腰を内に巻き、小さき木のはしを削りかけて夾む。凶事の時は巻き方逆）とは格別似ざる由。故實拾要に云へり。

○金子平山―十郎家忠と、武者所季重。

○薬師門―皇城西面、外廓の門。

○箭―弾とも書く。弓の端の弦をかくる所。射る時、上方にするを末箭、下方にするを本箭といふ。

○黒絲緞―黒き緞にてとちたるもの。腹巻にても、其の緞し方は緞に同じ。

○小張―白張。即ち白き狩衣にて、下人の着るもの。

○上東門―皇城東面、外廓の北端にある門。一名を土御門といひ、その門前の通路を土御門通とす。

○東洞院―宮城東方にありて南北に通ずる路。こゝは土御門通と東洞院との交又點に待ちし趣なり。

寛遍法務が坊に移し進らせて、さままでの御志もなかりき。崇徳院は鳥羽第一の御子、此の上皇は第四、御室は第五の宮にておはしませば、何れも同じ御兄の御事なれども、さばかり寵き申させ給ふ。聊かの御恙も渡らせ給はぬ、御運の程こそめでたけれ」と、人皆申しける。

主上六波羅行幸の事

さる程に、主上は北の陣に御車を立てて、女房の飾を召して御鬘を奉る。同じく御寶物共を渡し奉らむとて、内侍所の御唐櫃も、大床まで出したるを、鎌田が郎等怪しめ奉つて、留め進らせけるを、伏見源中納言師仲卿に申し合せて、坊門局の坊城の宿所へぞ遷し奉りける。中宮も主上と、一つ御車にぞ召されける。別當惟方、新大納言經宗、直衣に柏挟して供奉し、薬師門より行幸なし奉れば、此の門をば金子、平山固めたり。家忠「如何なる御車ぞ」と申せば、別當「上蔭女房達の出でさせ給ふなり。惟方があるぞ。

別の仔細あるまじ」と宣へども、金子猶怪みて、弓の筈にて簾搔揚げ、松明振り入れて見奉れば、二條院御在位の始、御歳十七になり給ふ上、龍顔本より美しくおはしますに、花やかなる御衣は召されたり、誠に目も迷ふばかりの女房に見えさせ給ふ、中宮はおはします、争でか見咎め奉らむ。故なく落し進らせけり。清盛の郎等伊藤武者景綱、黒絲緞の腹巻の上に、小張著て雑色になる。館太郎貞康は、黒革の腹巻の上に、牛飼の装束して、御車を仕る。

上東門をからりと遣り出す程こそあれ、土御門を飛ぶが如くに行幸なる。左衛門佐重盛、三河守頼盛、常陸介經盛三百餘騎にて、土御門東洞院に待ち受け奉り、御車の前後を守護して、六波羅へこそ入れ奉りけれ。事故なく行幸成りてければ、平家の人々、勇み悦ぶ事限なし。聽て藏人右少辨成頼を以て、六波羅を皇居となされたり。「朝敵ならじと思はむ輩は、急ぎ馳せ參せられよ」と觸れられければ、大殿、關白殿、太政大臣、左右大臣、内大臣已下、公卿殿上人、我も我もと參られけり。内裏へと心ざし馳せ參る兵ども、此の

○色節の下部—美装して目立つ下部。

由を聞きて、我先にと急ぎ参りければ、六波羅の門前には、馬車の立所もなぐせき合ひたるに、色節の下部、鎧ひたる兵相交はつて、雲霞の如くに、河原面まで充ち満ちたり。清盛は之を見て、「家門の繁昌、弓箭の面目」とぞ悦び給ひける。

源氏勢汰の事

さる程に、信賴卿は、此の事夢にも知らず。いつもの沈醉なれば、斯かる一大事を思ひ立ちながら、酔ひ臥して、女房共に「爰うて、彼處さすれ」とて寝給ひけるに、越後中將成親、二十七日の曙に走り來り、「如何にかくてはおはするぞ。行幸は他所へ成り候ひぬ。今は残り留まる卿相雲客、一人も候はず。偏に御運の極とこそ覺え候へ」と告げられければ、信賴「よもさはあらしものを、經宗惟方に固く申し含めたれば」と宣へば、「其の人共の計ひとこそ聞え候へ」と申されければ、急ぎ一本御書所へ参られたれども、上皇もお

○骨ある—シツカリせる。役に立つ。
○御まねび—御まね。

はしまさず。「まろしく曉まで、御音なひのありつるものを」と宣へども、おはしまさず。上皇御出の時、北面の侍平右衛門尉泰賴は、骨あるものなれば、召して御寢所に置かせ給ひけるが、御まねびを違はず申しけるなり。遙に延びさせ給ひぬらむと覺えし時、御寢所を三度拜して出でけるなり。「かかる不思議なかりせば、泰賴程の下臈、争でか御寢所へは参るべき」とぞ申しける。

○太りせめたる—肥滿せる。「せめ」は、せまりふさがる意の語。
○陸梁—亂れ走る貌。

黒戸の御所へ参られけれども、主上も渡らせ給はず。手を打つて走り歸り、「此の事、披露なし給ひそ」と、中將の耳に囁き給ふぞ哀なる。さて別當を尋ねらるるもなく、新大納言もおはせねば、此の者共に出し抜かれにけりて、大の男の太りせめたるが、怒りに怒りて、跳り上り跳り上り陸梁せられけれども、板敷のみ響きて、踊り出せる事もなし。

別當惟方は、元來信賴卿の親しみにて、契約深かりしかども、一日舎兄左衛門督の諫言、膽に染みて思はれければ、かやうに主上を盗み出し進らせら

○生得―生れつき。
 ○勢―身の長。
 ○院内―後白河上皇と、二條天皇。

れけり。此の人は、生得勢小さくおはしければ、小別當とぞ申しける。それに信頼に與して、院内を推し籠め奉る中媒をなし、今又盗み出し奉る中媒しければ、時の人、中小別當とぞいひける。大宮、左大臣伊通公は、「此の中は、中媒の中にてはあらじ。忠臣の忠にてぞあるらむ。光頼の諫に依つて忽ちに過を改め、賢者の餘薫を以て、忠臣の舉動をなせば」とぞ宣ひける。

悪源太義平賀茂へ参りけるが、道にて此の由を聞き、急ぎ馳せ歸り、義朝に向つて、「行幸は六波羅へ、御幸は仁和寺へ、と承り候ふは如何に」と申されければ、「されば只今此の由聞きつれども、右衛門督の方よりも、未だ何とも告げ知らせず。さりながら源氏の習ひ、心替りやあるべき。籠る勢を註せや」とて、内裏の勢をぞ註されける。大將軍には悪右衛門督信頼、子息侍從信親、信頼の舍兄兵部權大輔基家、民部權少輔基通、弟尾張少將信俊、其の外伏見源中納言師仲、越後中將成親、治部卿兼通、伊豫前司信員、壹岐守貞知、但馬守有房、兵庫頭頼政、出雲前司光保、伊賀守光基、河内守季實、子息左衛門

○基通―系圖に見えず。但し信頼の兄に基成あり、是れか。

○義隆―源義家の子、爲義の弟。
 ○義宣―杉原本、義信に作るを是と爲す。源盛義の子。
 ○熱田大宮司太郎―熱田大宮司藤原季範の長子、範忠。
 ○正清―政家と改名せし由、前に見ゆ。

尉季盛、一門には先づ左馬頭義朝、嫡子鎌倉、悪源太義平、次男中宮大夫進朝長、三男右兵衛佐頼朝、義朝の叔父陸奥六郎義隆、義朝の弟新宮十郎義盛、從子佐渡式部大輔重成、平賀四郎義宣、郎等には鎌田兵衛正清、後藤兵衛實基、佐々木源三秀義。熱田大宮司太郎は、義朝には小舅なれば、我が身は上らねども、家子郎等差し上す。三河の國の住人には、重原兵衛父子、相模の國には、波多野次郎義通、荒次郎義澄、山内首藤刑部丞俊通、其の子瀧口俊綱、武藏の國には、長井齋藤別當實盛、岡部六彌太忠澄、猪俣小平六範綱、熊谷次郎直實、平山武者所季重、金子十郎家忠、足立右馬允遠元、上總には、介八郎弘常、常陸の國には、關次郎時員、上野の國には、大胡大室、大類太郎、信濃の國には、片桐小八郎大夫景重、木曾中太、彌忠太、常盤井、樽、弘戸次郎、甲斐の國には、井澤四郎信景を始として、宗徒の兵二百人、相從ふ軍兵、二千餘騎とぞ註されける。

六波羅の官軍寄すると聞えければ、人々物具せられけり。悪右衛門督信

- 直垂—鎧直垂のこと。常の直垂の袖一幅を半にし、袴を足のくるぶしの上程に短く切り、袖にも裾にもくくり緒あり。此の上に鎧を著るなり。
- 紫下濃—上方を薄色にし、下を段々に濃く染むるを下濃といふ。
- 裾金物—鎧の袖、草摺の菱縫の板の両端と、中央との三所に打つ金物。
- 金作—鎧の金具を金にて作る。
- 白星の兜—前に出づ。
- 猪頸に著なし—同上。
- 額の間—紫宸殿の三字を書したる額を掲ぐるよりの名。際の間階段に近き處。
- 六部—陸奥、今八戸と書く。
- 八寸餘—馬は四尺を常の長とし、それ以上は唯寸のみをいふ。
- 沃懸地—塗地に、金粉なり銀粉なりを沃ぎ懸けたるもの。
- 萌黄匂—袖、草摺ともに、萌黄色を上濃く下薄く、上中下三段に色をかへて懸す。
- 長覆輪—前に出づ。
- 龍頭—兜の前立物。
- 白蘆毛—白に黒のさし毛あるを蘆毛といひ、こゝはそれ

頼は、赤地の錦の直垂に、紫下濃の鎧に、菊の裾金物打つたるに、金作の太刀を帶き、白星の兜の鍬形打つたるを猪頸に著なし、紫宸殿の額の間に、尻をかけてぞ居給ひける。生年二十七、大の男の眉目よきが、美麗の武具は著給ひたり、其の心こそ知らねども、あはれ大將やとぞ見えたりける。馬は奥州の基衡が、六部一の馬とて祕藏しけるを、院へ進らせけるなり。黒き馬の太く逞しきが、八寸餘りなるに、沃懸地の金覆輪の鞍置いて、左近の櫻の樹の下に、東頭に引つ立てたり。越後中將成親は、紺地の錦の直垂に、萌黄匂の鎧、駕鴛の裾金物打つたるに、長覆輪の太刀を帶き、龍頭の兜をぞ著ける。白蘆毛なる馬に、白覆輪の鞍置いて、信賴卿の馬の南に、同じ頭に引つ立てたり。成親今年二十四歳、容儀ことながら、人に勝れてぞ見えられける。武士の大將左馬頭義朝は、赤地の錦の直垂に、黒絲絨の鎧に、鍬形打つたる五枚兜の緒を締め、怒物作の太刀を帶き、黒羽の矢負ひ、節巻の弓持つて、黒鶴毛なる馬に黒鞍置かせて、日華門にぞ引つ立てたる。年三十七、眼ざし

- の特に白味多きもの。
- 五枚兜—前にいづ。
- いか物作—同上。
- 節巻の弓—竹の節の所はこはくて離れ易し。依つて節のきは上下を隣にても縁にても巻きたるをいふかと、貞丈云へり。丸木弓は竹の節に似せて巻く。
- 黒鶴毛—鶴毛は、月毛又は桃花毛とも書く。白に少し赤味かゝれる色。こゝはそれの黒ずみしをいふならむ。
- 黒鞍—黒漆にて塗りたる鞍。
- 願魂—願つき。
- 練色—白くして少しく薄黄を帯びたる色。
- 魚鱗—桃花華葉の魚鱗の註に、山鳩色とあり。壺井義知は魚鱗は御料の借字にて、天子看御の御料の事なるべしといひ、或説に魚鱗は魚浪にて、浪に魚の紋形なるべしといへど、貞丈は是等は證據もなき説なり。前に色合をいへば、是れは雜物の名とは聞ゆれども、さて如何なる織紋なるかは詳ならずといへり。(平義器談、貞丈雜記)
- 高角—前に出づ。
- 石打—鷹の羽を廣げて左右

頼魂 自餘の人には替りたり。嫡子悪源太義平は、生年十九歳、練色の魚鱗の直垂に、八龍とて、胸板に龍を八つ打つて附けたる鎧を著て、高角の兜の緒をしめ、石切といふ太刀を帶き、石打の矢負ひ、重藤の弓持つて、鹿毛なる馬の逸り切つたるに、鏡鞍置かせて、父の馬と同じ頭に引つ立てたり。次男中宮大夫進朝長は、十六歳、朽葉の直垂に、澤瀉とて、澤瀉絨にしたる重代の鎧に、白星の兜を著、薄緑といふ太刀を帶き、白篋に白鳥の羽にて作いたる矢負ひ、二所籐の弓持つて、蘆毛なる馬に白覆輪の鞍置いて、兄の馬に引つ添へてこそ立つたりけれ。三男右兵衛佐頼朝は十三、紺の直垂に、源太が産衣といふ鎧を著、白星の兜の緒をしめ、髭切といふ太刀を帶き、十二差したる染羽の矢負ひ、重藤の弓持つて、栗毛なる馬に、柏木菟摺りたる鞍置いて、是れも一所に引つ立てたり。

此の産衣髭切は、源氏重代の武具の中に、殊に祕藏の重寶なり。八幡殿の幼名を源太とぞ申しける。二歳の時、院より進らせよ、御覽せむ」と仰を蒙

共に端の方より第一の羽を小石打、第二の羽を大石打と云ふ。(藍にもあり) 飛はんとする時、地を打つよりの名とぞ、而して之を軍陣に貴ぶは、イシクウツ(よく打つといふ)の祝言なりと。

○鏡鞍—前に出づ。

○瀧澤—同上。

○白篋—塗らぬ矢付。

○白鳥—白き真鳥(鶯のこと)の羽といふを略せるもの。

○染羽—藍の雪白の羽を、赤くも青くも黄色にも染む。但し是等の染むる具を醋にて解き煮つけて染むるものにて、ただは染まらぬ由、貞丈いふ。

○柏木菟云々—柏木に木菟の止まり居る紋様を、青貝にて摺り出したるもの。

○兄義平—古活本に據りて補ふ。

り給ひて、態と鎧を緘し、袖に居ゑてぞ見參に入れられける。さてこそ源太が産衣とはつけられけれ。胸板に天照大神、正八幡大菩薩と鑄つけ進らせ、左右の袖には、藤の花の咲きかかりたる様を緘せるなり。さて髭切と申すは、八幡殿、貞任宗任を攻められし時、度々に生捕者千人の首を打つに、皆髭ともに切れければ、髭切とは名づけたり。奥州の住人文壽といふ鍛冶が作なり。昔より嫡々に相傳せしかば、悪源太こそ傳へ給ふべきに、三男なれども、頼朝授かり給ひけるは、終に源氏の大將となり給ふべき驗なり。兵衛佐、父義朝、兄義平の方を見廻して、「平家や早く向ひ候ふらむ。人に先をせられむより、先づ六波羅へ寄せ候はむ」と申されけるは、拔群にぞ聞えし。鳳凰は卵の中にして、超境の勢あり、龍の子は小さしといへども、能く雨を降らすとも、かやうの事をや申すべき。

頃は平治元年十二月廿七日、辰の刻許の事なるに、昨日の雪消え残り、庭上は玉を敷くが如くなるに、朝日の光映徹して、物具の金物耀き渡りて、殊

○此の人々—頼政、光保等。

に優にぞ見えたりける。凡そ其の事がら、天竺震旦はそも知らず、日本我が朝に於ては、義朝の類にまさるべき武士は、あるべしとも見えざりけり。然るに頼政、光保、光基も、心替りして見えければ、義朝討たばやと思はれけれども、大事の前の小事、敵に利を附くる端なれば、思ひ留まり給ひけり。義朝宣ひけるは、「今度の合戦に若し打負けなば、東國へ馳せ下り、八箇國の家人を催し集めて、重ねて都に攻め上り、平氏の一類を滅さむ事、何の仔細かあるべき」と申されしかば、此の人々は皆、「保元に多くの弟共を滅すのみならず、正しく父の頸を刎ねし人なれば、知らず是れや、運の極ならむ」と、内内申されけるが、君六波羅に行幸成りぬと聞きし後は、朝敵となりなむ事を悲みて、終には皆心替りせられけるなり。

されば頼政平家に加はつて後、六波羅より新手とて駈け出でけるに、義朝「名をば源兵庫頭と呼ばれながら、いふかひなく、伊勢平氏に屬し給ふものかな。御邊が二心に依つて、當家の弓矢の瑾つきぬるこそ口惜しけれ」と、言

○十善の君一前に出づ。
○全く二心にあらす一此の一句、古活本に據つて補ふ。

ひ懸けられし返事に、累代弓箭の藝を失はじと、十善の君に屬き奉る。全く二心にあらず。御邊が信賴といふ、日本一の不覺人に同意して、誤を改めぬこそ、誠に當家の恥辱なれ」とぞ申されける。

平治物語 卷之二

待賢門軍附信賴没落の事

○籠手一手にはむる武具。腹巻はもと腹の下に著るものなれば、袖も籠手もなければ、ここは腹巻に籠手をつけたるなり。
○折烏帽子一胄の下に著る烏帽子にて、其製やはらかなり。今は御前に出づるなれば、胄をば脱ぎ、烏帽子をひき立て直せるなり。
○頭中將一藏人頭にて近衛の中將を兼ねたるもの。
○王事監きことなし一王事に携はりて暇なきをいふものなれども、こゝは、朝廷の事は堅固にして破れずとの意に用ひたり。委しくは前に註す。
○范蠡一越王勾踐を助け、吳を滅して天下に霸たらしめたり。
○張良一韓と共に漢の高祖の臣。

さる程に、六波羅の皇居には、公卿僉議あつて清盛を召されけり。紺の直垂に、黒絲絨の腹巻に、左右の籠手を差して、折烏帽子引つ立てて大床に畏まる。頭中將實國を以て仰せ下されけるは、「王事監きことなければ、逆臣滅びむ事疑ひなし。但し適新造の内裏なり。若し回祿あらば、朝家の御大事たるべし。官軍僞つて引き退かば、凶徒定めて進み出でむか。然らば官軍を入れ替へて、内裏を守護せさせ、火災なき様に思慮あるべし」と仰せ下されければ、清盛畏まつて、朝敵たる上は、逆徒の誅戮は、掌の中に候ふ間、時刻を廻らすべからず。然らば定めて狼藉出来せむか。火失なからむ條こそ、難儀の勅諭にて候へ。さりながら范蠡が吳國を覆し、張良が項羽を亡

待賢門軍附信賴没落の事

○涯分―身分に應ずる限をいふ。
 ○金闕―金馬門とて、漢の未央宮にありしもの。轉じて廣く皇城の意に用ふ。

せしも、皆是れ智謀の致す處なれば、涯分武略を廻らして、金闕無爲なる様に成敗仕るべし」と、奏して出でられけり。

主上御坐あれば、皇居の御固めに清盛をば留めらる。大内へ向ふ人人には、大將軍は左衛門佐重盛、三河守頼盛、淡路守教盛、侍には筑後守家貞、子息左衛門尉貞能、主馬判官盛國、子息右衛門尉盛俊、與三左衛門尉景安、新藤左衛門家泰、難波次郎經房、瀬尾太郎兼安、伊藤武者景綱、館太郎貞泰、同じき十郎貞景を始として、都合其の勢三千餘騎、六波羅を打ち出でて、賀茂川を馳せ渡し、西河原に控へたり。

左衛門佐重盛は、生年二十三、今日の軍の大將なれば、赤地の錦の直垂に、櫛の匂の鎧、蝶の裾金物打つたるに、龍頭の兜の緒を締めて、小鳥といふ太刀を帶き、切斑の矢負ひ、重藤の弓持つて、黄鶉毛なる馬に、柳櫻摺つたる貝鞍置かせて乗り給へり。重盛宣ひけるは、「年號は平治なり、花洛は平安城なり、我等は平氏なれば、三事相應せり。敵を平げむ事、何の疑かあるべき。」

○兼安―京師、杉原本、兼康に作る。

○貞泰―參考に云ふ、本書第一卷主上六波羅行幸の段には貞康に作り、諸本に異同あり、いづれが是なるかを知らずと。

○櫛の匂―櫛は今ハゼといふ。漆に似たる木にて、秋後赤黄に染む。其の色に換したり。

○句は、末邊の逆にて、下を瀧く上を瀧くほかしたり。

○小鳥―貞盛より傳はれる平家重代の名刀。

○切斑―キリウと訓む。鷹などの羽の、黒白の斑のあざやかに切れわかれたるをいふ。○貝鞍―前に出づ。

○近衛中御門大炊御門―近衛は陽明門、中御門は待賢門、大炊御門は郁芳門の一名にて、其の門前より直東に向ふ通路をもいふ。こゝは後の方。

○大宮表―是等の門前を南北に通ずる路。之を東の大宮通と爲し、西面にも同様の通路あり。

○三方の門を云々―南西北の三方の門を閉鎖し、東方の三門を開きて敵を待ちしなり。

○承明建禮―承明は、紫宸殿の大庭を隔て、正面の門。建禮は、承明門の前面にある内裏中重門にして、共に南に向ふ。

○梅壺桐壺―梅壺は、凝花舎のこと。中庭(壺といふ)に梅樹あるよりの稱。桐壺は、瀧景舎のこと。中庭に桐の木あり。

これに梨壺(昭陽舎)、藤壺(飛香舎) 雷鳴壺(鬱芳舎)を加へて、禁中の五舎といひ、多く女御更衣等の居所にあてらる。

○離壺―内裏になし。離、梨音相通するより誤れるかと、今泉氏はいはれたり。梨壺は、昭陽舎のこと。中庭に梨の木あり、瀧景舎の南に並ぶ。○登花殿―もと東光殿とあり

誰か爰に樊噲張良が勇をなさざらむ」とて、三千餘騎を三手に分けて、近衛中御門、大炊御門より、大宮面へかけ出でて、陽明、待賢、郁芳門へ押し寄せたり。

大内には三方の門をばさし固め、東西の陽明、待賢、郁芳門をば開かれたり。承明、建禮の脇の小門をも俱に開きて、大庭には馬ども多く引つ立てたり。梅壺、桐壺、籬壺、紫宸殿の前後、登花殿の脇の壺まで、兵ひしと並み居たり。皆源氏の勢なれば、白旗二十餘流打立てたり。大宮面には、平家の赤旗三十餘流差し揚げて、勇み進める三千餘騎、一度に関をどつと作りければ、大宮も響き渡つて夥し。鯢波に驚きて、只今までゆゆしく見えられたる信頼卿、顔色變りて草葉の如くにて、南階を下りられけるが、膝戦ひて下りかねたり。人なみなみに馬に乗らむと、引き寄せさせたれども、太りせめたる大の男の、大鎧は著たり、馬は大きなり、乗り煩ふ上、主の心にも似も似ず、逸り切つたる逸物なれば、つと出でむつと出でむとしけるを、舍人七八

古寫本に據る。菅花殿は藤原
舎の東。
○穆王一周の天子。八正の駿
馬を得て、天下を周遊せし事
列子に見ゆ。

○日華門一紫宸殿の大庭にあ
りて東に向ふ。西面の月華門
と相對す。

人寄つて馬を抱へたり。放たば天へも飛びぬべし。穆王八匹の天馬の駒も、かくやと覺ゆるばかりにて、乗りかね給ふ所を、侍二人つと寄りて、疾く召し候へ」とて押し上げたり。餘りにや押したりけむ、弓手の方へ乗り越して、伏様にどうと落つ。急ぎ引き起して見れば、顔に砂ひしと付き、鼻血流れて見苦しかりけり。義朝此の體を見て、日來は大将とて恐れ給ひけるが、はたと睨みて、あの信頼といふ不覺人は、隠したりな」とて、日華門を打ち出でて、郁芳門へ向はれければ、信頼も鼻血押し拭ひ、とかうして馬に搔乗せられ、待賢門へ向はれけるが、物の用に逢ふべしとも見えざりけり。

左衛門佐重盛、五百餘騎をば大宮面に殘し置き、五百餘騎にて押し寄せて、呼ばはり給ひけるは、此の門の大將軍は、信頼卿と見るは僻目か。かう申すは、桓武天皇の苗裔、太宰太貳清盛が嫡子、左衛門佐重盛、生年二十三」と名乗り懸ければ、信頼返事にも及ばず、「それ防げ侍ども」とて引き退く。大将の引き給ふ間、防ぐ侍一人もなし。我先にと逃げければ、重盛彌勇みて、

○椋一椋に似たる落葉喬木に
して、葉は大きく、物を磨く
に用ふ。紫宸殿の大庭にあり。

○轡一クチバミ(口色)の轡。
クツワに同じ。

○大臈一荏原郡。
○帶刀先生一帶刀は、東宮の
武官、先生は、其の長官をい
ふ。義賢は、義朝の弟。久壽
二年八月、義平の爲に武藏の
大倉館に討たれし由、東鑑に
見ゆ。

○黄鶴毛一鶴毛(桃花色)のや
や黄味を帯びたるもの。

大庭の椋の木の下まで攻め附けたり。義朝之を見て、「惡源太はなきか。信頼といふ大臈病人が、待賢門を早破られつるぞや。彼の敵追ひ出せ」と宣ひければ、「承り候」とて駈けられけり。

續く兵には鎌田兵衛、後藤兵衛、佐々木源三、波多野次郎、三浦荒次郎、須藤刑部、長井齋藤別當、岡部六彌太、猪俣小平六、熊谷次郎、平山武者所、金子十郎、足立右馬允、上總介八郎、關次郎、片桐小八郎大夫、已上十七騎、轡を雙べて馳せ向ふ。大音聲を揚げて、此の手の大将は誰人ぞ、名乗れ聞かむ。かく申すは清和天皇九代の後胤、左馬頭義朝の嫡子、鎌倉の惡源太義平と申す者なり。生年十五歳、武藏の大藏の軍の大將として、伯父帶刀先生義賢を討ちしより以來、度度の合戦に一度も不覺の名をとらず。年積つて十九歳。見參せむ」とて、五百騎の真中へ破つて入り、西より東へ追ひまくり、北より南へ追ひ廻し、縦様横様十文字に、敵を颯と蹴散して、「半武者どもに目な懸けそ。大將軍を組んで打て。楯の匂の鎧に蝶の裾金物打つて、黄鶴毛の馬に

乗つたるこそ重盛よ。押し雙べて組んで落ち、手捕にせよ」と下知すれば、大將を組ませじと、防ぐ平家の侍ども、與三左衛門、新藤左衛門を始として、百騎許が中にぞ隔たりける。惡源太を始として、十七騎の兵ども、大將軍に目を懸けて、大庭の椋の木の中に立てて、左近の櫻右近の橋を七八度まで追ひ廻して、組まむ組まむとぞ揉うだりける。十七騎に駈け立てられて、五百餘騎はじとや思ひけむ、大宮面へ颯と引く。大將左衛門佐は弓杖ついて、馬の息を繼がせ給ふ處に、筑後守つと參つて、曩祖平將軍、二度生れ替り給へる君かな」と、向様に譽め奉れば、今一度駈けて、家貞に見せむとや思はれけむ、前の五百騎をば留め置き、新手五百騎を相具して、又大庭の椋の木の下まで攻め寄せたり。

又惡源太駈け向ひ、見廻して云ひけるは、「只今向ひたるは、皆新手の兵なり。但し大將は、元の大將重盛ぞ。以前こそ洩すとも、今度に於ては餘すまじ。押し雙べて組んで捕れ、兵共」と下知すれば、勇みに勇みたる十七騎、

○平將軍—貞盛。
○向様—面と向つて。源平盛衰記、逆轉の事の段にも、「判官は抑も景時が、義經を向様に、猪鹿に喰ふる條こそ奇怪なれ」と見えて、當時の一通用語。

○小脇—脇に同じ。弓を脇にはさむ事、保元物語(五四頁)にも見えたり。

我先にと進みければ、今度は難波次郎、同じき三郎、瀬尾太郎、伊藤武者を始として、百餘騎が中に隔てたるに、事ともせず、惡源太弓をば小脇に掻い挟み、鎧踏ん張りつい立ちあがり、左右の手を舉げ、「幸に義平源氏の嫡々なり、御邊も平家の嫡々なり。敵には誰か嫌はむ。寄れや組まむ」といふままに、先の如く大庭の椋の木の下を追ひまはして、五六度までこそ揉うだりけれ。重盛組みぬべうもなくや思はれけむ、又大宮面へ引いて出づ。惡源太二度まで敵を追ひまくり、弓杖ついて馬に息をつがせけるに、義朝之を見て、須藤瀧口を以て、「汝が不覺に防げこそ、敵度々懸け入るらめ。あれ速に追ひ出せ」と、いひ遣されければ、俊綱馳せて此の由をいふに、「承り候。進めや者共」とて、色も替らぬ十七騎、大宮面にかけ出でて、敵五百餘騎が中へ、面も振らず破つて入る。引き立つたる勢なれば、馬の足を立て兼ねて、大宮を下りに、二條を東へ引きければ、「我が子ながらも、義平は能く駈けたるものかな。あ駈けたり」とぞ譽められける。

○色も替らぬ—色は鎧の顔し色。こゝは即ち同じ裝束の意。

○かたなつけ—頭書に、片寄る僻ある馬なりといへど、恐らくは片馴付にて、十分馴れぬ荒馬の事なるべし。
○十三束—一束は其の持主の手の指四本(指指を除く)並べたる長さを云ひ、それにて十二束あるを普通とすれば、こは一束長き矢なり。
○押附—鎧の背の縁の處と、革の處とを構に界する板。
○籠かづき—矢竹の鏝に接する所。
○唐皮—貞盛より傳はれる平家重代の鎧。

○大童—散らし髪。

大將重盛、與三左衛門景安、新藤左衛門家泰、主従三騎かけ離れ、二條を東へ引かれければ、惡源太鎌田に屹と目合せて、爰に落つるは大將とこそ見れ、返せや」と追つ懸けたり。既に堀河にて追ひ詰めるが、弓手の方に材木多く充ち満ちたるに、惡源太の乗り給へる馬、かたなつけの駒にて、材木にや驚きけむ、馬手の方へけし飛んで、小膝を折つてどうと伏す。鎌田、兵衛延ばさじと、十三束取つて番ひ、能つ引いてひやうと射る。重盛の射向の袖に、はたと中つて飛び返る。聽て二の矢を射たりければ、押附へ丁と中つて、籠かづき碎けて跳り返れり。惡源太「是れは聞ゆる唐皮といふ鎧ござんなれ。馬を射て落ちむ所を打て」と下知らせられければ、又能つ引いて追ひ様に、箭の隠るる程射込うだり。馬は屏風を返す如く倒るれば、材木の上に跳ね落され、兜も落ちて大童になり給ふ。鎌田堀河を馳せ越えて、重盛に組まむと落ち合うたり。重盛近附けては叶はじと思はれけむ、弓の筈にて鎌田が兜の鉢を丁と撞く。撞かれてゆらゆる間に、兜を取つて打著つつ、緒を強くこそ締められけれ。

○紀信—高祖、楚の項羽の爲に荊陽に圍まれ事急なりし時その身代りとなり、城中盡きて漢王下ると稱して東門より出で、其の處に高祖は西門より脱出せり。保元物語にも出づ。

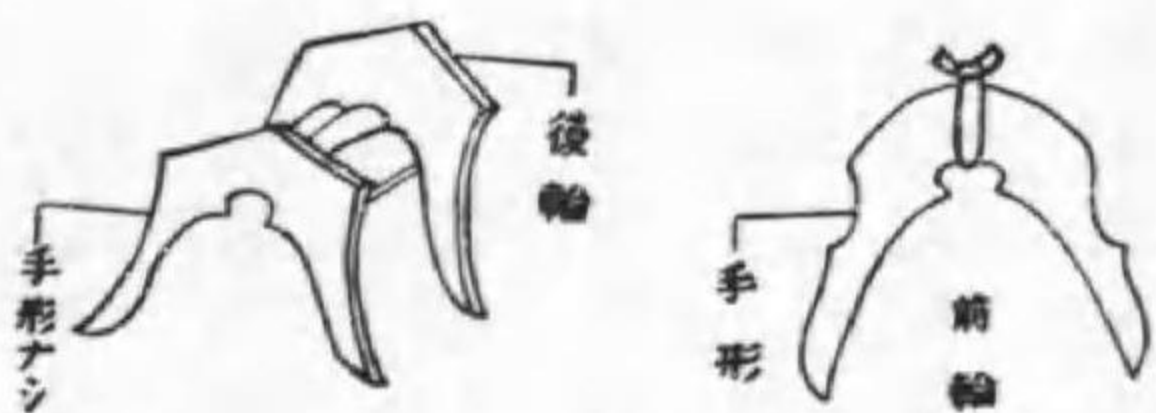
○主辱めらるる時は云々—韓非子に「主辱めらるれば臣苦み、上下相與に憂を同じうする事久し」また范蠡の語に「人の臣たる者、君憂ふれば臣勞し、君辱めらるれば臣死す」(國語の越語など見えたり。

○取つて押さへて—古活本に據つて補ふ。

與三左衛門馳せ寄つて、中に隔てて申しけるは、漢の紀信は高祖の命に代つて、荊陽の圍を出し、終に天下を保たせき。主辱めらるる時は、臣死すといふにあらずや。景安ここにあり、寄れや組まむ」といふままに、鎌田、兵衛と引き組んで、取つて押へける處に、惡源太馬引き起し、是れも堀川を馳せ越えて、重盛に組まむと飛んで懸かりけるが、鎌田をや助くる、大將をや打たむ、と思案しけれども、大將には又も寄り合ふべし、政家を打たせては叶はじと思ひ、與三左衛門に落ち合せて、三刀刺して首を取る。重盛は憑み切つたる景安討たせて、命生きて何かせむとて、既に惡源太と組まむとせられけるを、新藤左衛門馳せ來り、家泰が候はざらむ所にてこそ、大將の御命をば捨て給ふべけれ」とて、我が馬を引き向け、中に隔てて惡源太とむす組む。政家は重盛に組まむとしけるが、主を討たせては叶はじと思ひければ、新藤左衛門に落ち重なつて、取つて押さへて首をかく。此の間に重盛は

虎口を連れて、六波羅までぞ落ちられける。二人の侍なからましかば、助かり難き命なり。十二月二十七日巳の刻許の事なるに、一村雨さつとして、風は烈しく吹きたりけり。物具氷つて滑りけり。鎌田が鞍の前輪にも、氷筋る

○物具氷つて滑りけり―同上
○打物―太刀、長刀の類。こは前方。
○手形―鞍の前輪の雙方のくり開きたる所。後輪は常にかはる事なし。貞丈いふ、鞍の手形、此の時に始まるといふは誤なり。されど古代の鞍には、あるもあり無きもあり。されば悪源太も手形といひ、鎌田も心得て之をつけしなりと。下圖を見よ。



(載所記雜丈貞)

たれば乗りかねけり。悪源太之を見給うて、手形を附けて「乗れや」と宣ひければ、打物抜いてつぶつと、手形を切つてぞ乗りたりける。鞍に手形を附くる事、此の時よりぞ始まれる。

三河守頼盛は、郁芳門へ押し寄せて、此の陣の大將は誰人ぞ。名乗られ候へ」と宣へば、「此の手の大將は、清和天皇九代の後胤、左馬頭源朝臣義朝」と名乗つて、「悪源太は二度まで敵を追ひ出すぞかし。進めや若者」と宣へば、中宮大夫進、右兵衛佐、新宮十郎、平賀四郎、佐渡式部、大輔重成を始として、我も我もと駆けられけり。右兵衛佐頼朝は、「生年十三」と名乗つて、敵二騎射落し、一騎に手負はせて、

○まばらに見ゆ―整はず、隙の多きこと。

殊に進んで駆けられけり。左馬頭宣ひけるは、「何といへども、若者共の軍するは、まばらに見ゆるぞ。義朝駆けて見せむ」とて、眞先に進まれば、一人當千の兵ども、打圍みてぞ戦ひける。

○赤符―袖、笠等に付したる赤き布片。其の附する處により、袖印、笠印とも云ふ。以て目標と爲し、敵味方を區別す。
○腰小旗―袖印などの如く、布を短冊形に切りて腰に付するものなるべし。袖には袖印、腰には腰小旗を附して、敵と見分けよくしたる趣なり。
○冷し―荒涼なり。壯烈なり。
○先途―最も大切な場合。

頼盛暫しは支へられけるが、門より外へ追ひ出さる。義朝續いて攻め戦へば、大宮面へ引きにけり。平家馬の息を繼がせて駆け入りければ、源氏大内へ引き籠り、源氏又馬の足を休めて駆け出づれば、平家又大宮面へ引き退く。平家は赤旗赤符、日に映じて輝けり。源氏は大旗腰小旗、皆押し並べて白かりけるが、烈しき風に吹き亂され、勇み進める有様は、誠に冷しくこそ覺えけれ。源平の兵共、互に命を惜まねば、眼前討たるれども顧みず、主の先に進まむと、爰を前途と戦うたり。



腰小旗 (載所記雜丈貞)

悪源太、左衛門佐をば討ち洩し、鎌田に向つて宣ひけるは、「郁芳門の軍は如何あらむ。いざや頭殿の御先仕らむ」とて、打具して馳せ來り、又眞先に

○小具足—鎧を脱ぎて、脇指、
（短の右脇の隙間をおほふ具）
籠手、露當のみを着くるをい
ふ。されどこゝは腹巻委にて
脇指の要なければ、そはつけ
ざりしならん。

ぞ進まれける。爰に鎌田が下人に、八町次郎とて大力の剛の者、早走の手利あり。馬にてこそ具すべけれども、中々徒立よかるべし、高名せよ」といひければ、一年も腹巻に小具足差し固めて、真前に進みたりけるが、敵の馬武者の遙に先立つて落ちけるを、八町が内に追つ詰めて、首を取りたりければ、それよりして八町次郎とぞいひける。

○頂邊—兜のいたゞき。八幡座のあたりをすべて古名にテヘンといへる由、貞丈の説。

されば又この者、三河守の聞ゆる早馳の名馬に、兩鎧を合せて駆けられけるに、少しも劣らず追ひ著いて、兜の頂邊に熊手を打懸けむと、續いて走りければ、頼盛も兜を打傾け打傾け、あひしらはれければ、五六度は懸け外しけるが、終に頂邊に打懸けて、えいやと引けば、三河守既に引き落されぬべう見えられけるが、帯いたる太刀を引き抜いて、しとと切り、熊手の柄を手本二尺ばかり置いて、つんと切つて落されければ、八町次郎のけに倒れて轉びけり。京童之を見て、「あはれ太刀や、あ切れたり。三河殿も能切りたり、八町次郎も能懸けたり」とぞ感じける。頼盛は兜に熊手を切り懸けなが

○あ切れたり云々—よく口語の調子を寫したり。

ら、取りも捨てず見も返らず、三條を東へ、高倉を下りに、五條を東へ、六波羅までからめかして落ちられけるは、中々優にぞ見えたりける。名譽の拔丸なれば、能く切れけるは、理なり。

此の太刀を拔丸といふ故は、故刑部卿忠盛、池殿に晝寝しておはしけるに、池より大蛇あがりて、忠盛を吞まむとす。此の太刀枕の上に立つたりけるが、自らするりと抜けて、蛇に懸かりければ、蛇恐れて池に沉む。太刀も鞘に返りしかば、蛇又出でて吞まむとす。太刀又抜けて大蛇を追ひて、池の汀に立つてけり。忠盛之を見給ひてこそ、拔丸とは附けられけれ。當腹の愛子に依つて、頼盛之を相傳し給ふ故に、清盛と不快なりけるとぞ聞えし。伯耆の國大原、眞守が作と云々。

○大原眞守—傳不詳。

○大監物少監物—ともに中務省の官吏。監察出納を掌る。

○力なく—一句、古活本に據つて補ふ。

三河守を落さむと、防ぎ戦ふ侍には、大監物、少監物、藤左衛門尉助綱、兵藤内が子、藤内太郎家繼を始として、我も我もと戦ひけり。兵藤内家俊は、元より大臆病の覺え取りたる者なりけるが、力なく大勢の中に蹴立てられ

○着させ「射らる」と受身に
いふべきを懸つて、かやうに
使役相にいふが、武人の通用
語。

○家俊まのあたり「古活本に
據つて補ふ。

て、心ならず馳せ行きけるが、馬を射させて幸とや思ひけむ、小屋の内へ逃
げ入りぬ。其の子家繼は、父には似ず大剛たいかうの者にて、散々さんざんに戦ひ、敵數多討
ち取つて引きけるが、父が馬は射られて伏しぬ、主はなし、生捕られにけり
と、無念なれば、家繼生きて何かせむとて、只一人取つて返し、多くの敵を斬
り伏せて、ある兵つはものと引き組んで落ち、刺し違へて死にけるを、家俊まのあた
り、小屋の内にて見居たれば、心憂く悲しくて、走り出でむとは思へども、戦
場なれば怖ろしくて、子の討たるを見續つづがざりけり。後日に六波羅へ參
りけるを見て、惡にくまぬ者ぞなかりける。

平家は勅ちよくちやう詔みことに任せて、皆六波羅へ引き返す。源氏は謀とも知らざりけ
るにや、内裏をば打捨てて、追ひ懸け追ひ懸け攻め戦ふ。其の間に官軍を入
れ替へて、門々を固め防ぎければ、源氏内裏へは入り得ずして、そぞろに六
波羅へぞ寄せたりける。齋藤別當と後藤兵衛とは、多くの敵を追ひ返して、
東三條に控ひかへたるに、武者二騎馳せ來れり。實盛先づ一騎の武者に駈け合

○果てねば「果てぬに。此の
古格、前にも見ゆ。
○しや首「しやは罵る詞。

○在地の者「所の住民。

ひ、「我君は誰ぞ」と問へば、「安藝の國の住人、東條五郎」と名乗る所を、能よつ引
いて射落し、其の首を取つて、「是れは如何に、後藤殿」といへば、實基も一騎
の武者に馳せ向ひ、「御邊は誰ぞ」と問へば、「讃岐の國の住人、大木戸八郎」と
名乗りも果てねば、しや首の骨射落し、其の首取つて、「是れ見給へ齋藤殿。
頭殿の見參けんさんにや入るる、捨てやす」といひければ、「今朝より乗り疲らかし
たる馬に、生首なまくび附けて何かせむ。いざ捨てむ」といひけるが、二條堀川まで
馳せ來る。材木の上に二つの首を差し置いて、軍見いくみける在地さいちの者共あつに預け
て、「此の首失ふべからず」といひ含めて、駈け出づれば、失ひては惡しかりな
むとて、日暮るるまで振ふるひ振ふるひ守りけるなり。

右衛門督信賴は、今朝待賢門を破られて後は、軍の事は思ひも寄らず、隙
を求めて、落ちむ落ちむとぞせられける。義朝駈け出でて後は、大内にも忍
びずして、御方の跡に附いて、怖おそづ怖おそづ河原まで出でられけるが、六波羅へ
は寄せずして、河原を上りに落ちられけり。金王丸こんわうまる之を見て、「右衛門督殿こ

○金王丸「義朝の童。

待賢門軍附信賴没落の事

を落ちさせ給へ。追ひ懸け進らせむ」と申せば、義朝「ただ置き。彼體の不覺人あれば、中々軍がせられぬぞ」とて、河原を下りにぞ寄せられける。

義朝六波羅に寄する事並頼政心替の事

○攝楯一垣のやうに立て並ぶ
さる程に、六波羅には、五條の橋を毀ち寄せ、攝楯に搔いて待つ所に、源氏即ち押し寄せて、関をどつと作りければ、清盛鯨波に驚き、物具をせられけるが、兜を取つて逆に著給へば、侍ども「御兜逆に候」と申せば、隠してや見ゆるむ、と思はれければ、「主上渡らせ給へば、敵の方へ向はば、君を後になし進らせむが恐れなる間、逆には著るぞかし」と宣へば、重盛は「何と宣へども、隠して見えられたるな。打立て者ども」とて、五百餘騎にて駆け向はる。

○時宜一時の都合
兵庫頭頼政は、三百餘騎にて六條河原に控へたり。悪源太鎌田を召して、「あれに控へたるは頼政か。」「さん候。」「にくい舉動かな。我等打負けば、平家に與せむと、時宜を計ると覺ゆるぞ。いざ蹴散して捨てむ」とて、五十餘騎

○さはさうずしさは候ふぞ
を、つめし語。

○渡邊黨一前に出づ。

にて馳せ向ひ、御邊は兵庫頭か。源氏勝ちたらば、一門なれば内裏へ参らむ。平家勝たば、主上おはしませば六波羅へ参らむと、軍の勝負を疑ふと見るは如何に。凡そ武士は一心あるを恥とす。殊に源氏の習ひはさはさうず。寄れや組んで勝負を見せむ」とて、眞十文字に駆け破つて、追つ立て追つ立て攻め戦ふ。さしも勇める渡邊黨、日來は百騎にも向ひ、千騎にも逢はむとこそ冒りしかども、悪源太に手痛う駆けられ奉つて、馬の足を立て兼ねたれば、組む武者一騎もなかりけり。

○行吉一系圖、行義に作る。
藤原行政の子。或は行政の孫、行光が子に作る。

○悪源太一古活本に據つて補ふ。

頼政が郎等に、下總の國の住人、下河邊藤三郎行吉が放つ矢に、相模の國の住人、山内須藤瀧口俊綱が首の骨を射られて、馬より落ちむとしければ、父刑部丞之を見て、「矢一筋に、それ程に弱るか」と諫められて、弓杖ついて乗り直らむとしけるを、悪源太見給ひて、「瀧口は急所を射られつるぞ。敵に首取らすな」と下知せられければ、齋藤別當太刀を抜いて馳せ寄つたり。俊綱「御邊は、御方にてはなきか」といへば、實盛「御曹司の仰に、さしもの兵を、

敵に首取らすなと承る間、御方へ取るなり」といへば、俊綱莞爾と笑つて、「若き大將にておはしませば、是れまでの御心ばせあるべしとこそ存せぬに、かばかりの御情深く渡らせ給ふものかな。心安く臨終せむ」とて、西に向ひ手を合せ、頸を延べてぞ打たせける。弓矢取る身の習ひ程、哀なりける事はなし。生は相模の國、果は雍州都の外、河原の土とぞなりにける。

父刑部丞之を見て、「一命を輕んじて軍をするも、瀧口を世に在らせむ爲なり。俊綱討たせて、命生きて何かせむ。討死せむ」とて駈ければ、御曹司「あたら兵、刑部打たすな。者ども」と宣へば、御方の兵馳せ塞がつて制しければ、力なく涙と共に引き返す。さても頼政は、強に義朝に敵せむとまでは思はざりしかども、惡源太に駈け立てられて、好む處の幸と、六波羅へこそ加はりけれ。誠に惡源太若氣の致す所なり。「兵庫頭勝負を兩端に窺ふが故に、平家に志すといへども、源氏の爲には眞の敵にあらず。一人なりとも、平家に逢うてこそ死にたけれ。詮なき同土軍に、あたら兵共を討たせられけるぞ無念なる」と、人々申しける。

○雍州—山城のこと。馬の分ちし支那九州の一にて、今の陝西省の邊。長安の都の所在地なれば、なぞらへていふ。

○漢の高祖と云々—史記の項羽本記に、羽の言を記して曰く、「吾兵を起してより今に至りて八歳、身七十餘戰、當る所の者は破れ、撃つ所の者は服す、未だ嘗て敗北せず」と。是れ此にいふ所の出典なり。されど漢楚の交戦實は五年にして、初め三年は羽の擧兵より秦を亡すに至るまでの年數なり。

○王陵—沛の人。初め高祖の起るや、陵も亦黨數千人を集む。高祖の項羽を撃つに及び即ち漢に屬す。羽、陵の母を捕へて軍中に置き、陵の使至れば、則ち東に向ひて之を掘え、以て陵を招かんと欲す。母私に使を陵に遣し、意を告げて自殺せしなり。漢書に傳あり、本書のいふ所、事實と違へり。

○虞氏—項羽の寵姫。

異國にも其の例あり。漢の高祖と楚の項羽と、國を争ふ事八箇年、戰をなす事七十二度。毎度項羽勝つに乗るといへども、政道妄りがはしき故に、民服せず。高祖は戰常に弱しといへども、撫民の徳あるが故に、人は是れに依る。爰に王陵といふ者あり、城をこしらへ、兵を集めながら、兩方の勝負を待つが故に、楚にも與せず、漢にも敵せずして相支へたり。名將たるが故に、項羽頻に召すといへども、虞氏の行跡を顧みて參せざる間、即ち兵を遣して之を攻むるに、城固うして更に落ちず、却つて多くの味方の勢を損ふ。依つて楚王大きに怒つて、謀を廻らして、其の母を捕へて、楯の面に引き張りて寄せたらむに、王陵は孝行第一の者なれば、定めて弓を引くに能はずして、必ず降を請はむか。然らば其の身を生捕つて、首を刎ねよ」と議せられけるを、母之を漏れ聞いて、誠に王陵は無雙の孝子なれば、我をして楯の面に伏せしめば、必ず楚に降らむと思ひける志あらむする間、密に使を遣して此の由を

告げ、天下は遂に漢王に服すべし。汝も必ず高祖の臣となり、敢て以て楚に降する事なかれ。依つて早く我死を軽くす」とて、即ち劔に伏して空しくなりにき。是れに依つて、王陵強ちに項羽に恨深きが故に、忽ち高祖の臣となり、命を軽くし身を失つて攻むといへり。

○大行は小謹を顧みず―史記の項羽本紀に見えたる楚の項羽に、大行不顧細謹、大顧不辭小讓―とある、是れなり。即ち大事を爲すには、末節に頓着すなとの意。

是れも漢こそ誠の正敵なれ。高祖をだに討ちたらしましかば、千萬の傍敵ありといふとも、自ら服せしむべし。誠に大事の前の小事なり。されば大行は小謹を顧みずといへり。大抵武の道、強きに敵して命を失ひ、弱きを助けて身を亡す、皆是れ常の法ぞかし。悪源太も、義を以て和したらしましかば、頼政も名將なれば、定めて見捨てざらむか。義平我が武略に達せるまよに、討たば忽ちに降り、攻めば必ず服せむと思ふが故に、人の不義を取つて身の怨とし給へり。たとひ勇力ありとも、人和せずば、遂に勝つ事を得じ。兵書の詞に曰く、「天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず」といへり。最も思慮あるべき事じともなり。

六波羅合戦の事

○金子十郎家忠―戦場のはたらき、委しく保元物語六一頁に見えたり。

○あはれ太刀がな―がなは希聖の助辭、あゝ太刀がほしとの意。

○先を打たず―馬上にて先に進まず。

さる程に、悪源太は、其の儘六波羅へ寄せらるるに、一人當千の兵ども、真先に進んで戦ひけり。金子十郎家忠は、保元の合戦にも、爲朝の陣に駆け入り、高間三郎兄弟を組んで討ち、八郎御曹司の矢先を免れて名を揚げけるが、今度も真先駆けて戦ひけり。矢種も皆射盡し、弓も引き折り、太刀をも打ち折りければ、折太刀を掲げて、あはれ太刀がな、今一合戦せむと思ひ、駆け廻る處に、同國の住人、足立右馬、允遠元馳せ來れば、「是れ御覽候へ足立殿。太刀を打折つて候。御帶添候はば、御恩に蒙り候はむ」と申しければ、折節帶添なかりしかども、「御邊の乞ふが優しきに」とて、先を打たせける郎等の太刀を取つて、金子にぞ與へける。家忠大に悦んで、又駆け入つて、敵數多討つてけり。

足立が郎等申しけるは、「日比より御前途に立つまじき者と思召せばこそ、

○上帯—鏡の上にしめ居る帯。

○季札—春秋の時の人、吳王壽夢の季子なり。出で使して徐を過ぐ、徐の君、札の劍を好す。札、心に知れども、上國に使用する身なるが故に與へず。使命を終へ、還りて徐に至れば、君已に死せり。乃ち其の劍を解き、之を徐君の家樹に懸けて去りきといふ。(史記)
○内背—背の内側、即ち面部。

○究竟—佛教にて、體悟の究極する位をいふ語なるが、轉じて極すぐれたるものゝ意に用ふ。

軍の中にて、太刀を取つて人に給はるらめ。此の程は、最期の御供とこそ存せしかども、是れ程に見限られ奉つては、先立ち申すに如かじ」とて、既に腹を切らむと、上帯を押し切りければ、遠元馬より飛んで下り、「汝が恨むる處尤も理なり。然れども金子が所望の黙しがたさに、御邊が太刀を取りつるなり。軍をするも主の爲、討死する傍輩に太刀を乞はれて、與へぬ者や侍らむ。漢朝の季札も、徐君に劍を乞はれて、惜まずとこそ承れ。暫く待て」といふ處に、敵三騎來て、足立を討たむと駆け寄せたり。遠元先づ眞前に進みたる武者を、能つ引いてひやうと射る。其の矢過たず内兜に立つて、馬より眞倒に落ちければ、残りの二騎は、馬を惜んで駆けざりけり。遠元聽て走り寄つて、帯いたる太刀を引き切つておつ取り、「汝が恨むる處尤もなり。太刀取らすぞ」とて、郎等に與へ、打連れてこそ又駆けけれ。

惡源太宣ひけるは、「今日六波羅へ寄せて、門の中へ入らざるこそ口惜しけれ。進めや者共」とて、究竟の兵五十餘騎、鎧を傾けて駆け入れれば、平家の侍

○北の臺—北の對と書く可とす。中古貴人の邸は、中央南向に殿あり、その東西北に各之に對する殿舎あり、對といひ、渡殿(廊下)を以て接續す。
○妻戸—殿造にて、殿の四隅にある兩開の戸。
○黒塗—柄、鞘ともに黒く塗り、金具は赤銅なり。但し金物は、彫物繪様あるべし。無紋の黒塗は、凶事の時に佩くなり、貞丈いふ。
○黒母衣の矢—鳥の兩翼の下に連なる羽を母衣といひ、其の黒色なるものにて作きたる矢。
○塗籠籐の弓—前に出づ。
○えたりやおう—心得たりや」といふなり。「おう」は懸聲。
○首父子—首の字、岡崎本になし、是なるが如しと、參考にいへり。
○孫子—名は武、吳王闔閭に事へし戰術家。
○子房—張良の字。漢の高祖の謀臣たり。前にも出づ。
○陽に開いて云々—開くを陽とし、閉づるを陰とす。

防ぎかね、はつと引いてぞ入りにける。義平先づ本意を遂げぬと喜んで、喚き叫んで駆け入り給へり。清盛北の臺の西の妻戸の間に、軍の下知して居給ひけるが、妻戸の扉に、敵の射る矢、雨の降る如くに中りければ、清盛怒つて宣ひけるは、「防ぐ兵に恥ある侍がなければこそ、是れまで敵は近づくらめ。出でてさらば駆けむ」とて、紺の直垂に黒絲絨の鎧著、黒塗の太刀を帶き、黒母衣の矢負ひ、塗籠籐の弓持つて、黒き馬に黒鞍置かせて乗り給へり。上より下まで、おとなしやかに出で立たれけるが、鎧踏ん張り大音揚げて、「寄手の大將軍は誰人ぞ。かう申すは太宰、大貳清盛なり。見參せむ」とて駆け出でられければ、御曹司之を聞き給ひ、「惡源太義平爰にあり。えたりやおう」と叫んでかく。平家の士之を見て、筑後守父子、主馬判官、菅親子、難波、瀬尾を始として、究竟の兵五百餘騎、眞前に馳せ塞がつて戦ひけり。源平互に入り亂れて、爰を最後と揉み合うたり。孫子が秘せし處、子房が傳ふる處、互に知れる道なれば、平家の大勢、陽に開いて圍まむとすれども、

圍まれず、陰に閉ぢて討たむとすれども、討たれず。千變萬化して、義平三方をまくり立て、面も振らず切つて廻り給ひしかども、源氏は今朝よりの疲武士、息をも繼かず攻め戦ふ。平家は新手を入れ替へ入れ替へ、城に嬰つて馬を休め、駈け出で駈け出で戦ひければ、源氏終に打負けて、門より外へ引き退く。聽て河を駈け渡し、河原を西へぞ引いたりける。

義朝之を見給うて、義平が河より西へ引きつるは、家の瑾と覺ゆるぞ。今は何をか期すべき。討死せむとて駈けられければ、鎌田馬より飛んで下り、七寸に立つて申しけるは、昔より源平弓矢を取つて、何れも勝劣なしと申せども、殊更源家をば皆人猛き事と申し侍り。譬へば梅檀の林に餘木なく、崑崙山には、土石悉く美玉なるが如く、源氏に屬する兵までも、弓矢を取つては名を得たり。それに今朝よりの合戦に、馬泥み人疲れて、物具に透間多く、矢種盡き打物折れて、残る御勢過半は創を被れり。今たとひ敵に駈け合ふとも、かひがひしき事はなくて、雜人の手にかかり、遠矢に射られて討た

○七寸—承經のこと。手綱の端を承くる響の穴。

○梅檀—熱地に産する香木。

○崑崙山—支那西方の高山にて、美玉を産す。

○物具に云々—破損の箇所多く生ぜしをいふ。

○死せる孔明云々—諸葛亮、字は孔明、蜀の昭烈帝に仕へて丞相となり、天下三分の策を立て、後帝の時、軍に將として魏を征し、司馬懿と對峙す。偶々病みて軍中に卒す。長史楊儀軍を整へて還る。百姓奔りて賞を告ぐ、懿、之を追ふ。蜀軍旗を反し戦はんとす、懿敢て追らず。百姓之が爲に諱して、「死せる諸葛、生ける仲達(懿の字)を走らす」といへり。

○不破關—美濃不破郡。逢坂、須磨などと共に古關址の要害。

れ給はむ事、歎の上の悲なり。如何に況や大將の御死骸を、敵軍の馬蹄に懸けられむ事をや。暫く何處へも落ちさせ給ひ、山林に身を隠しても、御名ばかりを残し置き、敵に物を思はさせ給はむこそ、謀の一つにても候ふべけれ。只今爰にて討たれさせ給ひなば、敵はいよいよ利を得、諸國の源氏は皆力を落し果て、忽ちに敵に屬し候ひなむ。縱令遁れ難うして、御自害候ふとも、深く隠し進らせて、東國の御方の憑ある様にこそ、御計ひ候はむすれ。死せる孔明、生ける仲達を走らかすところ申したるに、闇々と敵に打ち捕られ給はむ事、誠に子孫の御恥辱たるべし。御曹司も、定めて御所存あつてぞおはしますらむ。早落ちさせ給へ」と申せば、「東へ行かば逢坂山、不破關、西海に赴かば、須磨、明石をや過ぐべき。弓矢取る身は、死すべき所を遁れぬれば、中々最後の恥あるなり。只爰にて討死せむ」と進み給へば、政家重ねて申す様、「こは御諛とも覺え候はぬものかな。死を一途に定むるは、近うして易く、謀を萬代に貽すは、遠うして難しと云へり。叶はぬ所にて御腹召され

○越王は云々―越王勾踐、吳王夫差と戦うて敗れ、會稽山に棲み、降を乞ひ、赦されて國に歸り、范蠡と兵を治し、後大に吳を破りて之を滅す。
○漢祖―高祖の事。滎陽の圍を遁れし事、前に出づ。

む事、何の義か候ふべき。越王は會稽に降り、漢祖は滎陽を遁る。皆謀を成して、本意を遂げしにあらすや。身を全うして敵を滅すをこそ、良將とは申して候へ。疾く疾く延びさせ給へ」とて、御馬の口を北の方へ押し向けければ、鎌田が取り附いたるを力として、兵數多下り立つて駆けさせ奉らねば、力なく河原を上りに落ちられけり。

義朝敗北の事

さる程に、義朝は、六波羅の合戦に打負け、既に落ち給ふと見えければ、平家の人々、追つ懸けて攻めければ、三條河原にて鎌田兵衛申しけるは、「頭殿は、思召す旨あつて落ちさせ給ふぞ。能く能く防矢仕れ」といひければ、平賀四郎義宣、引き返し散々に戦はれければ、義朝顧み給ひて、「あはれ源氏は、鞭さしまでも、おろかなる者はなきものかな。あたら兵平賀討たすな、義宣討たすな」と宣へば、佐々木源三、首藤刑部、井澤四郎を始として、我も我も

○鞭さし―馬副の舍人。桃花葉に云ふ、「鞭は舍人、懷中にさす。すぢかへて之を指す。狩衣の右腋より取る所を出すなり。」

○二十四差したる―普通に差す矢數。四本づつ六かはに差すなり。此の外三十六、二十五、十二などいろく差す例。保元、平治の物語に見ゆ。

と眞先に馳せ塞がつて防ぎけるが、佐々木源三秀義は、敵二騎切つて落し、我が身も手負ひければ、近江の國を差して落ちにけり。首藤刑部俊通も、六條河原にて、瀧口と共に討死せむと進みしを、止め給ひしかども、爰にて敵三騎討ち取つて、終に討たれてけり。井澤四郎宣景は、二十四差したる矢を以て、今朝の戦に敵十八騎射落し、今の合戦に能き敵四騎射殺したれば、箆に二つぞ残つたる。其の後打物になつてふるまひけるが、痛手負うて引きにけり。東近江に落ちて創療治し、弓打ち切り杖につき、山傳に甲斐の井澤へぞ行きにける。

かやうに面々戦ふ間に、義朝落ち延び給ひしかば、鎌田を召して、「汝に預けし姫は、如何に」と宣へば、「私の女に申し置き進らせ候」と申せば、「軍に負けて落つると聞き、如何ばかりの事か思ふらむ。中々殺して歸れ」と宣へば、鞭を揚げて、六條堀河の宿所に馳せ來りて見ければ、軍に恐れて一人もなきに、持佛堂の方に人音しければ、行きて見るに、姫君佛前に經打讀みてお

○私の女に云々―私に設けたる女子として、家人に其の世話をいひ付け置きしとなり。
○中々―もと結句、つゞまる所などの意なれども、こゝはイツソノ事の意に用ふ。

はしけるが、政家を御覽じて、「さてそも、軍は如何に」と問ひ給へば、「頭殿は打負けさせ給ひて、東國の方へ御落ち候ふが、姫君の御事をのみ悲み進らさせ給ひ候」と申せば、「さては我等も只今敵に搜し出され、是れこそ義朝の女よ、など沙汰せられ、恥を見むこそ心憂けれ。あはれ高きも卑しきも、女の身ほど悲しかりける事はなし。兵衛佐殿は十三になれども、男なれば軍に出でて御供申し給ふぞかし。わらは十四になれども、女の身とて残し置かれ、我が身の恥を見るのみならず、父の骸を汚さむ事こそ悲しけれ。兵衛先づ我を殺して、頭殿の見參に入れよ」と口説き給へば、「頭殿も此の仰にて候」と申せば、「さては嬉しき事かな」とて、御經を巻き納め、佛に向ひ手を合せ、念佛申させ給へば、政家つと參り、殺し奉らむとすれども、御産屋の中より抱き取り奉りし養君にて、今まで育し立て進らせたれば、いかでか哀になるべき。涙に昏れて、刀の立所も覺えずして泣き居たり。姫君「敵や近づくらむ、疾く疾く」と勧め給へば、力なく三刀刺して御首を取り、御死骸をば深く

○養君—政家夫婦傳となりて養育せし君。

く收めて馳せかへり、頭殿の見參に入れたりければ、只一目御覽じて、涙に咽び給ひけるが、東山の邊に知り給へる僧の所へ、此の御首を遣して、「弔ひて給ひ給へ」とてぞ落ちられける。

さる程に、平家の軍兵馳せ散つて、信賴義朝の宿所を始めて、謀叛の輩の家に押し寄せ押し寄せ、火を懸けて焼き拂ひしかば、其の妻子眷屬、東西に逃げ迷ひ、山野に身をぞ隠しける。方々に落ち行く人々は、我が行く先は知らねども、跡の烟を顧みて、敵は今や近づくらむ、急げ急げと身を揉みけり。比叡山には信賴義朝打負けて、大原口へ落つると沙汰しければ、西塔法師之を聞きて、「いざや落人打留めむ」とて、二三百人千束が崖に待ち懸けたり。義朝此の由聞き及び、都にて兎も角もなるべき身の、鎌田が申す狀に依つて、是れまで落ちて山徒の手にかかり、甲斐なく死をせむずること口惜しけれ」と宣へば、齋藤別當申しけるは、「爰をば實盛通し進らせ候はむ」とて馬より下り、兜を脱いで手に提げ、亂髪を面に振り懸け、近づき寄つていひけるは、

○大原口—京都の北隅。愛宕郡。大原村に通ずる口。
○西塔法師—叡山の西塔院の住僧。院は根本中堂の西北十餘町にして、此の口に近し。
○千束が崖—高野と八瀬との間の川のほとりにて、一の崖(坂路)をなす。

○おもとの人―主なる人。

○假武者―「假」は「騙」の借字にて、寄せ集めの武士のこと。

「右衛門督、左馬頭殿以下おもとの人々は、皆大内、六波羅にて討死し給ひぬ。是れは諸國の假武者共が恥をも知らず、妻子を見む爲に、本國に落ち下り候ふなり。討ち留めて、罪づくり何かし給はむ。具足を召されむ爲ならば、物具をば進らせ候はむ。通して給はれ」と申しければ、「實にも大將達にてはなかりけり。葉武者は討ちて何かせむ。具足をだに脱ぎ捨てば、通されよかし」と僉議しければ、實盛重ねて、「衆徒は大勢おはします、我等は小勢なり、草摺を切つても猶及び難し。投げむに従ひ、奪ひ取り給へ」といへば、面に進める若大衆、「尤も然るべし」とて相集まる。後陣の老僧も、我劣らじと一所に寄つて、競ひ諍ふ處に、實盛兜をかつばと投げたりけり。我取らむとひしめきければ、敢て敵の勢をも見つくろはざりける處に、三十二騎の兵、打物を抜いて兜の鍔を傾け、かばと駆け入り、蹴散して通りければ、大衆俄に長刀を取り直し、餘すまじとて追ひ懸ければ、實盛大童にて、大の中差取つて番ひ、敵も敵によるぞ。義朝の郎等に武藏の國の住人、長井、齋藤別當實

○大童―兜を脱ぎたる散髪姿。
○中差―矢を二十五本（五本づゝ五行に）差す普通の征矢の左方に二本上差とて、雁股

又は鑓矢を差し、其の次に中差とて、矢（鏃の木葉形を爲せるもの）二本を差す。即ち左圖の如し。

六七八
五〇〇〇〇〇九
四〇〇〇〇〇十
三〇〇〇〇〇十一
二〇〇〇〇〇十二
一〇〇〇〇〇十三
上差
十
十
十
十

○腹を居系かね―腹の立つのをこらへかね。

○面つれなう―面の皮あつく。

○鞭目―鞭にて打たれし痕。

○和人―俗言の「お前」。

盛ぞかし。留めむと思はば寄れや。手柄の程見せむ」とて、取つて返せば、大衆の中に弓取は少しもなし、叶はじとや思ひけむ、皆引いてぞ歸りける。義朝八瀬の松原を過ぎられけるに、跡より「やや」と呼ぶ聲しければ、何者やらむと見給へば、遙に先へぞ延びぬらむと覺えつる、信賴卿追ひ着いて、「若し軍に負けて東國へ落ちむ時は、信賴をも連れて下らむとこそ聞えしか。心替かや」と宣へば、義朝餘りの悪さに腹を居系かねて、「日本一の不覺人、かかる大事を思ひ立つて、一軍だにせずして、我が身も滅び人も失ふにこそ。面つれなう物を宣ふものかな」とて、持たれたる鞭を以て、信賴の弓手の頬さきをしたたかに打たれけり。信賴此の返事も申し給はず、誠に隠したる體にて、頻に鞭目押し撫でぞせられける。傳子の式部大輔助吉之を見て、「何者なれば、督殿をばかうは申すぞ。和人どもが心の剛ならば、など軍には勝たずして、負けて東國へは下るぞ」といひければ、義朝「あの男に物ないはせそ。討つて捨てよ」と宣ひければ、鎌田兵衛「何でふ只今

○龍華越—山城の大原より近江の伊香立村の龍華に通ずる山路。

○逆茂木—鹿野。樹木の枝の鹿角の如く分岐せるものを逆に立て、垣と爲し、敵の兵馬をさへぎり止むるもの。

○鎧づき—着する鎧をゆり動かすこと。しかすれば矢の通りわるきなり。

○裏かかすな—鎧の裏まで矢の通るを「裏かく」といふ。

○かなぐり—むしり取る。

さる事の候ふべき、敵や續き候ふらむ、延びさせ給へ」とて行く處に、又横河法師上下四五百人、信賴義朝が落つるなる、打留めむとて、龍華越に逆茂木引き、搔搔掻いて待ち懸けたり。

三十餘騎の兵、馬より飛び下り飛び下り、手々に逆茂木をば物ともせず、引き伏せ引き伏せ通る處に、大衆の中より、指し詰め指し詰め散々に射たりければ、陸奥六郎義隆首の骨を射られて、馬より倒に落ちられてけり。中宮大夫進朝長も、弓手の股をしたたかに射附けられて、鎧を踏みかね給ひければ、義朝「大夫は矢に中りつるな。常に鎧づきせよ。裏かかすな」と宣へば、其の矢引つかなぐつて捨て、さも候はず。陸奥六郎殿こそ痛手負はせ給ひつれ」とて、さあらぬ體にて、馬をぞ早められける。

六郎殿討たれ給へば、首を取らせて義朝宣ひけるは、「弓矢取る身の習ひ、軍に負けて落つるは常の事ぞかし。それを僧徒の身として、助くるまでこそなからめ。結句打留めむとし、物具剥かむなどするこそ奇怪なれ。悪いや

○方々—道々を假名遣に「はうはう」と書きしよりの誤りにあらぬか。さて道々は辛うじての意。

○谷々—叡山には、七十餘谷あり。

つばら、後代の例に、一人も残さず討てや者ども」と、下知せられければ、三十餘騎、轡を雙べ、駈け入り割り附け追ひ廻して、攻め詰め攻め附け切りつけられければ、山徒立所に三十餘人討たれければ、残る大衆大略手負うて、方々谷々へ歸るとて、「落人討ち留めむといふ事は、誰がいひ出せる事ぞ」とて、彼れよ是れよと論じける程に、同士軍をし出して、又多くぞ死ににける。誠に出家の身として、落人打留め、物具奪ひ取らむなどして、纒の落武者に駈け立てられ、多くの人を討たせ、又同士軍し出して、數多の衆徒を失ふ事、僧徒の法にも恥辱なり、武藝の爲にも瑕瑾なり。されば冥慮にも背き、神明にも放たれ奉りぬ、とぞ覺えし。

此の敵をば追ひ散しければ、龍華の麓に皆下り居て、馬を休められけるが、義朝、後藤兵衛實基を召して、「汝に預け置きし姫は、如何に」と宣へば、「私の女に能く能く申し含めて候へば、別の御事候ふまじ」と申しけり。「さては心安けれども、汝是れより都へ歸り上り、姫を育みて尼にもなし、義朝が後世

菩提を弔はせよ」と宣へば、先づ何處までも御供仕り、兎も角もならせ給はむ御有様を、見届け進らせてこそ歸り上り候はむすれ」と申せば、存する旨あり、疾く疾くと宣へば、力及ばず都へ歸り、姫君に付き奉り、此處彼處に隠し置き進らせて、源氏の御代になりしかば、一條、二位、中將能保卿の北の方になし奉りけるなり。實基も鎌倉殿の御時に、世に出でけるとぞ聞えける。

○能保—藤原通重の子。公卿補任に據れば、建久二年中納言と爲り、四年從二位に叙す。未だ中將たりし事なければ、中納言の誤ならんと參考にいへり。

信賴降參竝誅戮の事

さる程に、信賴卿は義朝に捨てられて、八瀬の松原より取つて返されけり。それまでは侍共五十騎許ありけるが、此の殿は人に頬を打たれて、返事をだにもし給はねば、侍の主には叶ひ難し。行末もさこそおはせめ」と、散々に落ち行きしかば、乳母子の式部大輔ばかりにぞなりにける。餘りに疲れて見え給へば、或谷川にて馬より抱き下し、干飯洗ひて進らせけれども、今朝の鯢波に驚きて後は、胸塞がりて、唾をだにもはかばかしく吞み入れ給

○干飯洗ひて—干飯を水にほとばかして。

はねば、まして一口も召さざりけり。

又馬に掻き乗せて、「何處へか入らせ給はむ」と問ひ奉れば、「仁和寺殿へ」と宣ふ間、蓮臺野へぞ出でにける。爰に山法師の死にたるを、葬して歸る者共にぞ行き逢ひける。法師原之を見て、「此の夜中に忍びて通るは、落人の歸り來るにてぞあるらむ。討ち留めて物具はげ」と詈りければ、式部大輔取りあへず、「是れは六波羅より、落人を追うて長坂へ向うて候ふが、敵は早落ち延びて候ふ間、歸り參るに、暗さは暗し、御方の勢に追ひ後れて侍るなり」と答へければ、さもあるらむと思ひけむ、既に通すべかりけるに、法師一人笠符を見むと思ひけむ、實しからず、野伏もなくて」とて、松明振り擧げて近づけば、信賴先に打たれけるが、あはやと驚きて、落つるともなく馬より下り、物具脱ぎ棄てて、鎧直垂より小具足、太刀、馬鞍まで取りやかなつて、「命ばかりをば助け給へ」とて、手を合せられければ、式部大輔も剝がれてけり。それより大白衣にて、はふばふ仁和寺殿へ參り、昔の御惠の餘波なれば、

○蓮臺野—千本通の北端、舟岡の西、蓮臺寺邊の郊野。

○笠符—軍陣に隊を識別せん爲、笠又は兜に付けたる長さ一寸幅三寸ばかりの布帛。
○野伏もなく—誤脱あるべし。野伏追剝にもあらで、今頃忍び行くは怪しの意と、頭書にいへど無理なり。
○打たれ—馬にて進まれ。
○小具足—鎧の小手、腰當、脇桶のみを看してある事。前にも出づ。
○取りやかなひ—や「は」まの寫誤かと、頭書に云ふ。然らば供給する意。
○大白衣—鎧の下に着たる白小袖。

○頸を延べて一低頭平身して。

御助ぞあらむすらむとて、頸を延べて参つたる由、申し入れられたり。加之伏見源中納言師仲卿も参り、越後中將成親も参られけり。

○愚老一上皇の御自稱。

上皇本より不便に思召さるる人々なれば、傍に隠し置かれて、先づ主上へ「信頼をば助けさせ給へ」と、御書を進らせ給ひしかども、敢て御返事もなかりければ、重ねて「愚老を憑みて参りたる者共なれば、枉げて助け置かせ給へ」と申させ給ふ。御使も未だ歸らざるに、三河守頼盛、淡路守教盛、兩大將にて三百餘騎仁和寺に押し寄せ、信頼を始めて、上皇を憑み進らせて参り集まりたる謀叛の輩、五十餘人召し捕つて歸られけり。越後中將成親朝臣は、島摺の直垂の上に繩附けて、六波羅の廐の前に引き居ゑられておはしけり。既に死罪に定まりたりしを、重盛今度の勳功の賞に申し替へて、預け給ひけるなり。此の中將は、院の御氣色能き人にて、院中の事申し沙汰せられるが、重盛出仕の度ごとに、芳心せられける故なりとなむ。されば人は情あるべき事にや。

○門前に引き居ゑる一古活本に據つて補ふ。

○左衛門佐一重盛。

○たり伏し一垂伏ならむ。首をたれてうつ伏すこと。絶え伏しとある本は宜しからず。

信頼卿をば門前に引き居ゑ、左衛門佐して謀叛の仔細を尋ねらる。一事の陳答にも及ばず、只「天魔の勸なり」とぞ歎かれける。我が身の重科をも知らず、今度ばかり、如何にも申し助けさせ給へ」と、たり伏し申されければ、重盛「あれ程の不覺人、助け置かせ給ひたりとも、何程の事か候ふべき」と申されしかども、清盛「今度の謀叛の本人なり。上皇の申させ給へども、君も聞き召し入れず、争でか私には免すべき。早く死罪に定まりぬ。疾く疾く斬れ」と宣へば、左衛門佐、此の上は力及ばず、とて立たれけり。

聽て六條河原にして、既に敷皮の上に引き居ゑたれども、思ひも斷らず、「あはれ重盛は、さばかりの慈悲者ところ聞きつるに、などや信頼をば、申し助け給はぬやらむ」とて、起きぬ伏しぬ歎きて、悶え焦れ給へば、松浦太郎重俊斬手にてありしが、太刀の當所も覺えねば、押さへて搔首にぞしてける。

見苦しかりし有様なり。年來院のきり人にて、諸人の追従を蒙り、去んぬる十日より内裏に候ひて、様々の僻事をなし給ひしかば、百官龍蛇の毒を恐れ、

信頼降参並誅戮の事

○掻首一首をひき切ること。
○きり人一権臣。今いふキレモノ。

○左納言右大史唐の白樂天の太行路の詩中に、君不見左納言右納史、朝承恩賜、死、行路難不在、水不在山、只在人情反覆間と見えたり。納言は舜の時の官名、命令政教を審にし、上の言を出し、下の言を納むる事を掌る。周の内史、漢の尚書、魏晉以來の中書門下に相當す。大史は周代の官、邦國教化を掌る。こゝには共に高貴の官人の意に用ふ。但し樂天の詩には、「納史」とある事、前件に如し。

○鹿杖頭の撞木形したる杖。杖(妨)にて取る縁をかけたまとい具に似たればいふ。鹿は借字。

○獄卒―地獄にて罪人を呵責する鬼。

○又一杖打ちてぞ―古活本に據つて補ふ。

○温野に云々―大全に曰く、温野とは人を葬る所、是へ天人下りて白骨に花を手向け禮を爲せり。佛如何にと問ひ給へば、天人の曰く、我天に生じて樂を極め、壽命長經にして飛行自在なること、前生の肉身の人間たりし時、戒法を保ちて慈悲ありしに由りてなり。故に今爰に來り、我が前生の白骨を供養し、禮を爲すと。

○寒林に云々―中印度摩揭陀國王舎山城の北にあり、もと城内人民の屍を棄つる墓田。大全にいふ、寒林は天竺には尸陀林といふ廟所なり。林茂りて涼しき故に名づく。彼の廟所の古塚に白骨散亂せるを鬼神來りて鐵杖を以て碎く。是れ如何といへば、我今惡鬼と爲つて晝夜苦を受くる事は前世の肉身ありし時、慳貪放逸にして惡事を爲す、是によつてあさましき身を受けたり。今此の白骨は、我が前世

萬民虎狼の害を歎きしに、今日の有様は、乞食非人にも猶劣りたりとぞ、見物の諸人申し合へる。彼の「左納言右大史、朝に恩を承けて夕に死を賜はる」と、白居易の書きしも、理かなとぞ覺えし。

爰に齡七十許なる入道の、梯の直垂に文書袋頸に掛けたるが、平履はき、鹿杖つき、市の如く立ちこみたる人を、搔き分け搔き分け行きければ、右衛門督の年來の下人、主の死骸を收めむとするにやと見る處に、さはなくして骸をはたと睨み、「己は」とて、持つたる杖にて二打三打打ちければ、見物の諸人、「こは如何に」といふ。此の入道が曰く、「相傳の所領を無理に己に押領せられ、多くの所従を失ひ、我が身を始めて飢寒の苦痛を見せつるは、己が所行にあらすや。斯かる僻事の積に依つて、今既に首を斬られ、入道が目の前に恥を曝すぞ。我生きて汝が死骸を打つ、我が杖は死してよも痛まじ。獄卒の笞は今こそ當るらめ。魂魄若しあらば、慥に此の詞を聞け。大貳殿の御嫡子左衛門佐殿は、有道の聞えましますば、此の文書見參に入れて、本領

安堵して、己が草の蔭にて見むするぞ。思へば猶惡きぞ」とて、又一杖打ちてぞ歸りける。

温野に骨を禮せし天人は、平生の善を悦び、寒林に骸を打ちし靈鬼は、前世の惡を悲むとも、かやうの事をや申すべき。彼の老者は丹波の國の在廳、監物何某といふ者なり。無念に思ひけむ事はさる事なれども、餘りなる舉動かなとて、惡まぬ者ぞなかりける。斬手歸りければ、人々信賴の最期の有様を尋ねらるるに、「哀なる中にも可咲しかりしは、軍の日馬より落ちて、鼻のさきをつき闕きし跡、八瀬にて義朝に打たれし鞭目、左の頬先にうるみてありしぞ、見苦しかりし」など、面々沙汰しけるを、大宮左大臣伊通公聞き給ひて、「一日の猿樂に鼻をかく、といふ世俗の諺こそあるに、信賴は一日の軍に、鼻をかきけり」と宣ひしかば、皆人興にぞ入られける。

官軍除目附謀叛人刑罰の事

の骨なりとて、打ち碎くといへり。是れ西城記、又は阿育王譬喻經、分別功德品等にあると。謠曲山波に「あら物すこの深谷やな、寒林に骨を打つ露鬼、泣く泣く前世の業を恨む。深野に花を供する天人、かへすも幾重の善をよるこぶ」とあるも是れなり。

○在廳—在廳官の略。國司廳に在りて、事務を執行する下司。
○猿樂—おどけたる事を演ずる舞樂。
○はなをかく—「はな」(花)は鬘頭、演藝者に賞として與ふる物品をいふ。この「はな」を鼻にいひかけたり。「かく」は投げ懸けて與ふる事、傷つき開きしにいひ懸く。
○女坊門局—杉原本に「女」の字なき由、參考にいへり。隨ふべし。
○支證—證據。「支」は罪をささふるに足る義といふ。
○季守—季盛に作るべし。「源氏勢汰」の段にも見えたり。
○上卿—朝廷に於ける公事の際の長官。
○職事—同じの際の事務官。

さる程に、伏見源中納言師仲は、勸賞を蒙るべき身にてこそ候へ。信賴卿内侍所を取つて、東國へ下し進らせむとせられ候ひしを、女坊門局の宿所、姊小路東洞院に隠し置き進らせて候へば、朝敵に與せざる支證分明に候。但し信賴時々伏見へ來りしも、權勢に恐れて、心ならぬ交りにて候ひき。叛逆の企に於ては嘗て存せず。能く能く聞し召し開かるべし」と陳じ申されけり。河内守季實、其の子左衛門尉季守は、遁るる所なくして、父子共に誅せられ、臆て叙位除目行はれて、大貳清盛は正三位に叙し、嫡子左衛門佐は伊豫守に任じ、次男大夫判官基盛は大和守、三男宗盛は遠江守になる。清盛の舍弟三河守頼盛は尾張守になる、伊藤武者景綱は伊勢守に補す。上卿は花山院大納言忠雅卿、職事は藏人朝方とぞ聞えし。

信賴卿の舍兄兵部權大輔基家、民部權少輔基通、舍弟尾張少將信俊、子息新侍從信親、播磨守義朝、中宮大夫進朝長、右兵衛佐頼朝、佐渡式部大輔重成、但馬守有房、鎌田兵衛政家以下、七十三人の官職を止めらる。此の内兩人聽

○九族—己より上は父、祖父、曾祖父、高祖父に及び、下は子孫、曾孫、玄孫に及ぶ。
○秋の霜—刀劍の意を寓す。
○有漏—凡夫のこと。前に出づ。

○源義親—の誅せられしは、鳥羽天皇の天仁元年(嘉承三年)にして、久壽二年まで實は四十八年なり。

て尋ね出されて、民部權少輔基通は陸奥の國へ、尾張少將信俊は越後の國へぞ流されける。其の外或は誅せらるる者、後日にも多かりけり。昨日まで朝恩に誇つて、餘薫一門に及びしかども、今日は誅戮を蒙つて、愁歎を九族に施す。朝に仕へて、樂みを春花の前に開き、誠めを蒙つては、歎きを秋の霜の下に顯す。夢の富は、覺めての悲みなり。一夜の月、早く有漏不定の雲に隠れ、朝の笑は、夕の涙なり。片時の花、空しく無常轉變の風に従ふ。盛衰の理、眼前にあり。生界の中に、誰人か此の難を遁るべき。

さても堀河天皇嘉承二年に、對馬守源義親誅伐せられしより以來、近衛院の御代久壽二年に至るまで、既に三十餘年、天下靜にして、民唐堯虞舜の仁惠に誇り、海内浪治まつて、國延喜天曆の徳政を樂みしに、保元に合戦あつて、洛中始めて騒ぎしをこそ、あさましき事と思ひしに、幾程の年月をも送らざるに、又此の亂出で來て人多く滅びしかば、世既に末になつて、國亡ぶべき時節にやあるらむと、心ある人は歎き合へり。同じき二十九日、公卿僉

議あつて、此の程大内に、凶徒殿舎に宿して、狼藉繁多なり。清められずして還幸ならむ事、然るべからざる由、議定區々なりとぞ聞えける。

常磐註進附信西子息遠流の事

○九條院—藤原皇子。關白忠通の女。(實は太政大臣伊通の女)近衛天皇の皇后。
○雜仕—雜役をつとむる低き女官。

爰に左馬頭義朝の末子、九條院の雜仕常磐が腹に三人あり。兄は今若とて七つになり、中は乙若とて五つ、末は牛若とて今年生れたり。義朝此等が事心苦しく思はれければ、金丸を道より返して、合戦に打負けて、何地ともなく落ち行けども、心は跡を顧みて、行先更に覺えず。何處にありとも、心安き事あらば、迎へ取るべきなり。其の程は深山にも身を隠して、我が音信を待ち給へ」と申し遣はされければ、常磐聞きもあへず、引き被きて伏し沈めり。幼き人々は聲々に、「父は何處にましますぞ。頭殿は」と問ひ給ふ。良あつて常磐泣く泣く、「さても何方へとか聞きつる」と問ひければ、譜代の御家人達を御憑み候うて、東の方へとぞ仰せ候ひし。暫くも御行末覺束なく

○引きかづき—上著の衣をひきかぶる。泣顔を見せじとてなり。

○譜代—世統、又は系譜の義にて、代々つゞくこと。

く存じ候へば、暇申して」と出てにけり。

さる程に、少納言入道の子共、僧俗十二人流罪せられけり。「君の御爲、敢て不義を存せざりし忠臣の子共なれば、縱令信賴義朝に流されて配所にありとも、赦免ありて召しこそ返さるべきに、結句流罪に處せらるる、科の條何事ぞ。心得難し」といへば、此の人々元の如く召し仕はれば、信賴同心の事ども、天聽にや達せむすらむと恐怖して、新大納言經宗、別當惟方の勸なるを、天下の擾亂に紛れて、君も思召し誤つてけりと、心ある人は申しけるが、虚名は立せぬものなれば、幾程なくて召し返され、經宗惟方の謀計は顯れけるにや、終に左遷の愁に沈みけり。

信西の子共皆内外の智人に勝れ、和漢の才身に備はりしかば、配所に赴く其の日までも、此處彼處に寄り合ひ寄り合ひ、歌を詠み詩を作りて、互に名残をぞ惜まれける。西海に赴く人は、八重の潮路を別れて行き、東國へ下る輩は、千里の山河を隔てたる、心の中こそ哀なれ。中にも播磨中將成憲は、

○左遷—左降とも云ふ。職位を下し、或は配流すること。漢の時、右を尊び左を卑みしよりいづ。
○内外の智—内典(佛經)、外典(漢書)の學識。

老いたる母と幼き子とを振捨てて、遼遠の境に赴きける。せめての都の餘波惜しさに、所々に休らひて、行きもやり給はざりけるが、粟田口の邊に馬を駐めて、

道の邊の草の青葉に駒とめてなほふる里をかへり見るかな

かくて近江の國をも過ぎ行けば、如何に鳴海の潮干潟、二村山、宮路山、高師山、濱名の橋を打渡り、小夜の中山、宇津の山をも見て行けば、都にて名のみ聞きしものをと、それに心を慰めて、富士の高嶺を打眺め、足柄山をも越えぬれば、いづくを限りとも知らぬ武藏野や、堀兼の井をも尋ね見て行けば、下野の國府に著きて、我が住むべかななる、室の八島とて見遣り給へば、烟心細く上りて、折から感涙止め難く思はれしかば、泣く泣くかうぞ聞えける。

我が爲にありけるものを下野や室の八島に絶えぬおもひは

爰をば夢にだに見むとは思はざりしかども、今は住處と跡を占め、習はぬ

草の庵、譬へむ方も更になし。

義朝青墓に落ち著く事

○太腹―腹部のふくれたる所

さる程に、左馬頭は堅田の浦へ打出でて、義隆の首を見給ひ、八幡殿の御子の名残には、此の人ばかりこそおはしつるに、後れ奉つては彌力なくこそ覺ゆれ」とて、泣く泣く念佛申し弔ひて、湖へ馬の太腹ひたるまで打入り、此の首を深く收められけり。聽て船を尋ねて渡らむとせられけれども、折節波風烈しくして叶はざりしかば、其れより引き返し、勢多をさして落ちられけるが、此の勢一所にては叶ふまじ、道を替へて落つべし。志あらば東國にて必ず參會すべし。暇取らする、兵共」と宣へば、各何處までも御供仕つてこそ、何ともなり候はめ」と申せども、存する旨あり、疾く疾く」と宣へば、力及ばずして、波多野、次郎義通、三浦荒次郎義澄、齋藤別當、岡部六彌太、猪俣小平六、熊谷次郎、平山武者所、足立右馬允、金子十郎、上總介八郎を始とし

義朝青墓に落ち著く事

て、二十餘人暇賜はり、思ひ思ひに國々へ下りけり。

義朝の一所に落ちられけるは、嫡子悪源太義平、次男中宮大夫進朝長、三男右兵衛佐頼朝、佐渡式部大輔重成、平賀四郎義宣、乳母子鎌田兵衛政家、金王丸、僅に八騎なり。兵衛佐頼朝、心は猛しといへども、今年十三、物具して終日の軍に疲れ給ひければ、馬睡をし、野路の邊より打ち後れ給へり。頭殿篠原堤にて、「若者共はさがりぬるか」と宣へば、各「是れに候」と答へられしに、兵衛佐おはしまさず。義朝「無慙やさがりけり。若し敵にや生捕らるらむ」と宣へば、鎌田「尋ね進らせ候はむ」とて引き返し、「佐殿やまします」と呼ばはり奉れども、更に答ふる人もなし。

頼朝良あつて驚き見給ふに、前後に人もなかりけり。十二月二十七日夜更方の事なれば、暗さは暗し、先も見えねども、馬に任せて只一騎、心細く落ち給ふ。森山の宿に入り給へば、宿の者どもいひけるは、「今夜馬の足音しく聞ゆるは、落人にやあるらむ、いざ留めむ」とて、沙汰人數多出でける中に、

○森山―野洲郡。野洲川左岸の一驛。

○沙汰人―官軍より、沙汰即ち命を受けたる人。

○無慙―佛經の語にて、心にはづるなきをいへど、轉じてむこくあはれなる意に用ふ。

○野路―近江栗太郡。篠原は之につゞける所。

○長太刀―諸本「長刀」とあり古活本に據る。さて長太刀は刃は二三尺ばかりにて長き柄をすげ、戰場にて人馬の足をたゞき倒すものなりと、貞丈はいへり。(薙刀とは別)
○しと―斬る音の形容語。
○眞向―額の中央部。

源内兵衛眞弘といふ者、腹巻取つて打懸け、長太刀持つて走り出でけるが、佐殿を見奉り、馬の口に取りつき、落人をば留め申せと、六波羅より仰せ下され候」とて、既に抱き下し奉らむとしければ、髯切を以て、抜打にしと打たれければ、眞弘が眞向二つに打ち割られて、のけに倒れて死ににけり。續いて出でける男、「しれ者かな」とて、馬の口に取りつく處を、同じ様に斬り給へば、籠手の手覆よりうで落されて退きにけり。

其の後近附く者もなければ、即ち宿を馳せ過ぎて、野洲河原へ出で給へば、政治家にこそ逢ひ給へ。それより打連れ急ぎ給へば、程なく頭殿に追ひ付き奉り給ふ。「など今までさがるぞ」と宣へば、云々の由申されければ、「縦令おとななりとも、争でか只今斯くは舉動ふべき。いしうしたり」とぞ感じ給ふ。鏡の宿をも過ぎしかば、不破關は敵固めたりとて、小關にかかつて、小野宿より海道をば妻手になして落ち給へば、雪は次第に深くなる、馬に叶はねば、物具しては中々悪しかりなむとて、皆鎧どもをば脱ぎ捨てらる。佐殿は、馬

○小關―美濃不破郡、北關街道の交叉點。

○小野―近江犬上郡、今鳥居本村に屬す。古昔は繁昌の一驛なりきと。

義朝青墓に落ち著く事

上にてこそ劣り給はねども、徒立になつては常にさがり給ひしが、終に後れ進らせられけり。

義朝は兎角して、美濃の國青墓の宿に著き給ふ。彼の長者大炊が娘延壽と申すは、頭殿御志淺からずして、女子一人おはしけり。夜叉御前とて十歳になり給ふ。年來の宿なれば、其れに入り給へば、斜ならずもてなし奉る。

義朝爰にて宣ひけるは、「義平は山道を攻めて上れ。朝長は信州へ下り、甲斐信濃の源氏共を催して上洛せよ。我は海道を攻め上るべし」とありしかば、悪源太「さ承る」とて、未だ知らぬ飛驒の國の方へ、山の根に附いて落ち行かれければ、中宮大夫は、信濃を指して下り給ふが、龍華にて手は負ひ給ふ、伊吹の下雪は凌がれたり、創大事になつて、叶ひ難かりしかば、歸り參られけり。

頭殿此の由を聞き召して、「あはれ稚くとも、頼朝はかうはあらじ」とぞ宣ひける。「さらば汝暫く留まれ」と仰せければ、朝長畏まつて、「是れに候はば、

○青墓—不破郡、垂井と赤坂との間。

○長者—遊君の長者。着袴隨筆卷一に、古は本陣、旅籠屋の名なし、貴人は其の地の民屋の中にて長者の家を用ひしものにて、今の世には名主などいふ類なりといへど、十訓抄上に「神崎の遊女の長者あり、東鑑、文治三年三月二十五日の條に、「品復三浦介義澄亭、有御酒宴、折節侍濃國保科宿遊女長者、依訴訟事一參住、召出其女二聞三食部曲、云々」と見え、古今著聞集、卷十三に、中納言宗行が關東へ呼び下されし時、菊川にて昔南陽縣云々の句を書きつけられしを、「遊女の家の柱」と記せり。即ち遊女を置き貴人の宿などせしものありて、之を長者といひしと知らる。

○大炊—内記大夫行遠の女、爲義の妾(保元物語に見ゆ)の姉。

○山道—東山道。○催して—催促して呼び集めて。

定めて敵に生捕られ候ひなむ。御手に懸けさせ給ひて、心安く思召され候へ」と申されしかば、「汝は不覺の者と思ひたれば、誠に義朝が子なりけり。

さらば念佛申せ」とて太刀を抜き、既に頸を打たむとし給ひしを、延壽、大炊、太刀に取り附いて、「如何に眼の前に、憂目を見せさせ給ふぞ」とて、泣き口説きければ、「餘りに隠れたれば、勇むるなり」とて、太刀を差されければ、朝長帳臺へ入り給へば、女も内へぞ歸りける。其の後「大夫は如何に」と宣へば、「待ち申し候」とて、掌を合せ念佛し給へば、心元を三刀刺して首をかき、骸に差し續ぎ、衣引きかけて置き給ふ。都にて江口腹の御女、鎌田に仰せて害せらる、頼朝は見え給はず、朝長をも我が手に懸けて失ひ給へば、一方ならずぞ思はれける。

義朝野間下向竝忠致心替の事

さる程に、義朝は大炊が許におはせしが、斯くてもあるべきならねば、聽

義朝野間下向竝忠致心替の事

○帳臺—主人の常の居間にて一尺ばかり高くつくり、客殿の方へ出づる口に帳を垂るる故に、帳臺といふ。又主人の暮る所なれば、眠齋といひ、對面所へ行く口と、勝手へ行く口との二方をあけて、他は用心の爲に壁にてぬりふさぐ故に、塗籠ともいふ。又それに續きて、道具類を納め置く所あり、納殿と云ふ。即ち今いふ納戸(ナンド)の事なりと、貞丈雜記、安齋隨筆などに見ゆ。○江口腹—江口は攝津神崎川の淀川本流より分岐する所にて、其處には遊女多かりしかば、其の所生なりしなるべし。

○見聞く―目をかけいたはること。

○子安の森―赤坂村の北に子安神社あり、其處なるべし。

て立ち出で給ふ。大炊は、「是れにて御年を送り、閑に御下り候へ」と申しけれども、「爰は海道なれば、悪しかりぬべし。朝長をば見續ぎ給へ」とて、出でむとし給ふ處に、宿の者共聞き附けて、二三百人押し寄せたり。佐渡式部大輔之を見て、「爰をば重成討死して、通し進らせ候はむ」とて、或家に走り入り、馬引き出し打乗つて、「狼藉なり、雜人共」とて、散々に蹴散して子安の森に馳せ入り、向ふ敵十餘人射殺し、「左馬頭義朝自害するぞ。我が手に懸けたりなど論すべからず」とて、先づ面の皮を削り、腹十文字に掻切つて、二十九と申すに、終に空しくなりにけり。皆これを大将と思ひて歸りてければ、夜に入つて宿を出で給ふ。

○孝養―供養に同じ。

中宮大夫は、夜明くるまで出でられず。大炊參つて見奉れば、空しくなり給へるに、小袖引き懸けて置かれたりしかば、「見續ぎ進らせよとは、御孝養申せ、とにてありけり」とて、泣く泣く後の竹原の中に收め奉りけり。其の後平賀四郎にも暇賜びて、勢を附けて攻め上り給ふべき由宣へば、「さて何處

○野間―知多郡。下に見ゆる内海は、野間の莊の内の一邑。
○大徳人―富宿なる者。

を指して御下り候ふぞ」と申されければ、「先づ尾張の野間に行き、忠致に馬物具請ひて通らむする」と宣へば、平賀「長田は大徳人にて、世を窺ふ者なれば、落人隠し奉らむ事如何」と申しけれども、「さりとも鎌田が舅なれば、何事かあらむ」と宣へば、「さては義宣は、御上りに參り逢ひ奉らむ」とて別れけり。

○玄光―東嶽、源光に作る。俗名を平三直遠と云ひ、内記大夫行遠の子なる由、同書に見え、藍柄は其の居所にて、養老郡。
○府津―京師、杉原、牛井の諸本、折戸に作り、鎌倉本、折津に作る由、參考に「へり。折戸は菟斐川の西岸、船著の邊ならむ。此の地、牧田川と杭瀬川との合流する所にて、關居よて船を改むるには、ここより便利なる地なしと、新撰美濃志にいへり。隨つて府は折の寫誤ならむ。
○莊司―莊園(貴人の私領)内の事務を掌理する者。忠致は野間の莊司なり。

義朝、鎌田を召して、「海道は宿々通り得がたかんなる。是れより内海へ著かばや、と思ふは如何に」と宣へば、「驚栖玄光と申すは、大炊が弟なり。隠れなき強盜、名譽の大剛の者にて候。憑みて御覽候へ」と申せば、然るべしとて、此の由を仰せらるるに、玄光悦んで、「是れならずば、何事か頭殿の御用あるべき」とて、小船にて下る處に、府津に關する船をも捜しければ、此の船をも寄せよとて、「何船ぞ」と咎むれば、「玄光ぞかし」といふ。「玄光ならむには、いかに夜は行くぞ」といへば、「今日明日ばかりの年の内なれば、夜も得休まぬぞ」とて漕ぎ通る。同じき二十九日には、尾張の國知多郡、野間の内海に著き給ふ。長田莊司忠致請け取り奉り、様々にもてなし申せども、「御馬を進ら

せよ。急ぎ御通りあるべし」と宣ひければ、「せめて三日の御祝過ぎてこそ、御立ち候ふべけれ」とて、頻に留め奉れば、力なく逗留し給ふ。

○先生―帯刀(東宮武官先生(その長)の略。

さる程に、長田莊司、子息先生景致を近附けて、「さても此の殿をば通しや奉る、是れにて討ち申すべきか。如何に」といふに、景致申しけるは、「東國へ下り給ふとも、人よも助け進らせじ。人の高名になさむよりも、是れにて討ち奉つて、平家の見參に入れ、義朝の知行分をも申し賜はらば、子孫繁昌にてこそ候はむすれ」といひければ、「尤も然るべし。但し名將の御事なれば、小勢なりとも、討ち奉らむ事大事なり」と申せば、「御湯ひかせ給へ」とて、湯殿へ賺し入れ奉りて、橘七五郎は、近國に雙びなき大力なれば、組手なるべし。

○御湯ひかせ―湯浴せしむること。

彌七兵衛、濱田三郎は手利なれば、刺し殺し進らすべし。鎌田をば内へ召されて、酒を強ひ伏せ、軍の様を問ひ給へ。頭殿討たれ給ひぬ、と聞きて走り出でば、妻戸の陰に待ち受けて、景致斬り伏せ候はむ。金王丸と玄光法師をば、外侍にて若者共の中に取り籠め、引つ張つて刺し殺し候はむに、何の

○外侍―遠侍とも云ひ、内侍(主殿内に在り、板敷とす)に對する稱にて、遠く主殿内をばなれて屏重門の内在る番所。板敷にて戸障子など立てず、武器を飾り置くなり。

仔細候ふべき」と計らへば、湯殿しつらひて、正月三日に莊司御前に參り、都の御合戦、道すがらの御辛勞に、御湯召され候へ」と申せば、然るべしとて、臆て湯殿へ入り給へば、三人の者隙を窺ふに、金王丸御劔を持つて、御垢に參りければ、都て討つべき様ぞなき。程經て、「御帷子進らせよ」といへども、人もなき間、金王丸腹を立て走り出でける其の隙に、三人の者共走り違ひてつ

○御帷子―ゆかたばら(浴衣)。

と入り、橘七五郎むすと組み奉れば、心得たりとて取つて引き寄せ、押し伏せ給ふ所を、二人の者共左右より寄つて、脇の下を二刀づつ刺し奉れば、心は猛しと申せども、鎌田はなきか。金王丸は」とて、終に空しくなり給ふ。金王丸走り歸つて之を見て、「にくい奴原、一人も餘すまじ」とて、三人ながら湯殿の口に斬り伏せたり。

鎌田兵衛は、忠致に向つて酒を飲みけるが、此の由を聞きてつい立つ所を、酌取りける男、刀を抜いて飛び懸る。政家取つて引き寄せ、其の刀を以て二刀刺す所を、後より景致本頸を打つて落す。鎌田も今年三十八、頭殿と同

○本頸―首の胸に接する所。

○塗籠一家の奥にあり、土にて厚くぬり固め、あかりとりを附す。寢室又は物を納め置く所とす。帳臺の條、参照。
○したゝかにしつかりと丈夫に。

○空しき死骸に抱きつき此の一句、古活本に據つて補ふ。

年にて失せにけり。玄光法師は、頭殿討たれ給ひぬと聞いて、是れは鎌田がわざにてぞあるらむ、先づ政家を討たむとて、長太刀持つて走り廻りけるが、鎌田もはや討たれぬと聞きて、さらば長田めを討たばやとて、金丸と二人、而も振らず切つて廻り、數多の敵斬り伏せて、塗籠の口まで攻め入りけれども、美濃尾張の習ひ、用心きびしき故に、帳臺の構したたかに拵へたれば、力なく長田父子をば討ち得ずして、厩に走り入つて、馬引き出し打乗り打乗り、「留めむと思はば留めよ」と呼ばはりけれども、遠矢少々射懸けたるばかりにて、近附く者なかりしかば、玄光は鷲巢に留り、金丸は都へ上りけり。

鎌田が妻女之を聞き、討たれし所に尋ね行き、空しき死骸に抱きつき、「我は女なれども、全く二心はなきものを、如何に恨めしく思ひ給ふらむ。親子の中と申せども、我もさこそ思ひ侍れ。飽かぬ中には今日既に別れぬ。情なき親に添ふならば、又も憂目や見むすらむ。同じ道に具し給へ」とて、須臾は泣き居たりけるが、夫の刀を抜くまに、心元にさしあて、うつぶし

様に伏しければ、貫かれてぞ失せにける。忠致左馬頭を討ち奉る事は喜びなれども、最愛の女を殺し、歎きにこそ沈みけれ。景致、頭殿の御首、竝に鎌田が首を取り、死骸どもをば一つ穴に掘り埋む。いかに勳功を望めばとて、相傳の主を討ち、現在の婿を害しける、忠致が所存をば、悪まぬ者もなかりけり。

安祿山が主君玄宗を傾けて、養母楊貴妃を殺し、天下を奪ひ取りしかども、其の子安慶緒に殺され、安慶緒は又父を殺したるに依つて、史思明に殺され、程なく祿山が跡絶えぬ。忠致も行末如何あらむと、人皆申し侍りき。譜代の家人なる上、鎌田兵衛も犂なれば、義朝の頼み給ふも理なり。情なかりし所存かな。知らぬは人の心なり。されば白氏文集に、「天をも度りつべく、地をも度りつべし、只人のみ防ぐべからず。海底の魚も、天上の鳥も、高けれど射つべし、深けれど釣りつべし。獨り人の心の相向へる時、咫尺の間も度る事能はず。陰陽神變皆度りつべし、人間の笑は是れ怒なりといふ

義朝野間下向竝忠致心替の事

○安祿山一前に出づ。
○史思明一もと史師明に作る、誤なる事著しければ改む。
○天をも度りつべく云々白氏文集卷四に見えたる詩の句、即ち天可度地可量、唯有三人心不可防、但見丹誠赤如血、誰知偽言巧似簧、勸君掩鼻莫掩、使君夫婿爲參商、勸君莫使君莫、使君父子爲對狼、海底魚谷天上鳥、高可射深可釣、唯有三人心相對、時、咫尺之間不能料、君不見李義府之輩、笑欣欣、笑中有刀、殺人陰陽神變皆可測、不測人間笑是圖。此の句は長門本平家物語の行綱返忠、盛衰記の俊寛成經等移三鬼界島等の段にも見えて、軍記に多く引用せられたり。

ことを」と書くも、今こそ思ひ知られたれ。

頼朝青墓に下著の事

さる程に、兵衛佐の有様こそ勞はしけれ。十二月二十八日の夜、父にも兄にも追ひ後れて、雪の中に只一人さまよひ給ひけるが、小關の方へ行きもせで、小平といふ山寺の麓の里へ迷ひ出で給ふ。曙の事なるに、とある小屋に立ち寄り給へば、男の聲して、「あはれ此の山にも、落人などや籠るらむ。此の雪には争でか働き給ふべき。一人なりとも召捕つて、六波羅へ進らせたらば、勸賞に預らぬ事はよもあらじ」といへば、爰に在つては悪しかりなむ、と思ひ給ひて、足に任せてぬけ給ふ。浅井の北郡に休らひ給ひけるを、老尼見つけ奉り、家に具して行きければ、老夫同じく勞はり進らせて、正月中は隠し置き侍りけり。

○浅井の北郡—浅井郡の北方。

漸く雪も消えしかば、又足に信せて出で給へるが、始の小平のあたりを通り給ひけるが、人目をつつむ身なりしかば、道にもあらぬ谷河に附いて辿り給ふ處に、或鶺鴒見逢ひ奉り、思ひの外に情ありて、「人目を忍ぶ御事にこそおはしませ、ありのままに仰せ候へ。いづくへも御志の所へ、送り著け進らせむ」と申しければ、ありのままに語つて、「青墓へ行かばやとこそ思へ」と宣へば、「さては、此の御姿にては叶ひ難く候」とて、女の形に出で立たせ奉り、持ち給へる太刀をば、菅にて包みて我が持ちて、男の女を具したる體にて、青墓へこそ下りけれ。大炊が許へ行き給ひて、「頼朝なり」と宣へば、延壽斜ならず悦んで、夜叉御前の御方に置き進らせて、様々にもてなし奉りけれども、東國へ御下りあるべしとて、急ぎ出で給ふが、髭切をば大炊に預け置き、てぞ下り給ふ。

○男の女を具したる云々—男が妻女を連れたる體にこしらへしなり。

平治物語卷之三

金玉丸尾張より馳せ上る事

○隙驕—諸本「氣色」とあり、古活本に隨ふ。隙驕(隙は馬車に付くる四頭の馬)は、「隙行く駒」の意にて、光陰の過ぎ易き喻。
 ○元三—元日の事。(年月時の元なればいふ)元日に行はるるを元三の儀式と云ふ。
 ○天慶—朱雀天皇の年號。承平六年將門反し、天慶三年誅に伏せり。此の事を指せるか。但し朝賀を廢せられし事、實錄に所見なし。
 ○朝拜—朝賀ともいふ。元日の辰の刻、(午前八時頃)主上太極殿に出御、群臣の賀を受け給ふ儀なりしが、一條院の正曆以後は、略儀のものが清涼殿の東庭にて行はれ、之を小朝拜といふ。
 ○拜禮—上皇、女院等の御所に參賀すること。
 ○毛利六郎—參考本、系圖に據りて森と改められたれども、按ずるに、相模の國愛甲郡毛利莊あり。毛利また森に作る。然らば則ち、萬のまゝにても可なるが如し。

○冠者—元服したての若者。または無官の六位の稱。

隙驕繋ぎ難うして、喜ぶにも易う移り、歎くにも又留まらざれば、あさましかりし年も暮れ、平治二年になりけり。正月一日、新玉の年立ち返りたれども、内裏には、元日元三の儀式事宜しからず、天慶の例とて、朝拜も止めらる。院も仁和寺に渡らせ給へば、拜禮もなかりけり。斯かりし處に、正月五日未だ朝の事なるに、左馬頭の童金玉丸、常磐が許に來て、馬より飛んで下り、暫しが程は涙に沈み、良あつて、「此の三日の曉、尾張の國野間と申す所に、長田四郎が爲に討たれさせ給ひ候ひぬ」と申せば、聞きもあへず、常磐を始めて幼き人々、聲々に泣き悲み給ふぞ哀なる。其の後道すがらの事ども、委しく語り申ししにぞ、朝長の失せ給ひ、毛利六郎の討たれ給ふをも聞き給

ひける。陸奥六郎義隆は、相模の毛利を知行せられければ、毛利冠者とも申しけり。

常磐かやうの事どもを聞いて、「さばかりの軍の中よりも、汝を以て、幼き者どもの事を心苦しげに仰せられしに、既に空しくなり給ひぬ。それに附けても、あの君達をば如何すべき」とて、伏し沈みければ、金玉も泣く泣く申しけるは、「童も御供仕つて、如何にもなるべく候ひしかども、道すがらも君達の御事のみ、心苦しき御事に仰せ候ひしかば、かやうの事をも、誰かは參つて知らせ進らすべきと存じて、かひなき命生きて參り侍るなり。御子息達も皆散々になり給ひぬ。鎌倉の御曹司も兵衛佐殿も、定めて敵にこそ囚はれ給ふらめ。幼きは猶憑なし。然れば御菩提をば、誰かは弔ひ進らすべきなれば、年來の御なじみに、某なりとも僧法師にも罷りなり、なき御跡を弔ひ奉らむ」とて、馳て走り出でけるが、或寺に入つて出家し、諸國七道修行して、義朝の後世を弔ひ申しけるこそありがたけれ。

○鎌倉の御曹司—義平。

金玉丸尾張より馳せ上る事

長田義朝を殺し六波羅に馳せ参る事附義朝が首を梟くる事

○一院一上皇御二方ある時、一院新院など申せど、今は後白河上皇御一方なれば、一の字は衍なるべしと、圖書にいへり。
 ○宗房一諸系圖、賀茂次郎致房に作る。なほ其の系圖左の如し。
 高皇王一致願一公致一致房
 一行致一致後一忠致
 ○五位出納康通一古活本に據つて補ふ。
 ○重日一己亥の日をいふ。陰陽道にて凶事に用ふるを忌み避くる日。
 ○總判官一「總」は「宗」の誤ならむ。判官は檢非違使の尉にて、多く左右衛門の尉より兼帶す。
 ○青侍一青は未熟の意にて、官位低き侍の稱。
 ○忠目一姓氏か。恐らく訛語あるべし。

さる程に、同じき六日、一院仁和寺殿より出でさせおはしましたれども、三修殿は去年焼けぬ、御所になるべき所もなければ、八條堀河の皇后宮大夫顯長卿の宿所を、御所になして入らせ給ふ。翌日、尾張の國の住人長田四郎忠致、子息先生景致上洛し、前左馬頭義朝、竝に鎌田兵衛政家が首を持參して、不次の賞を蒙るべき由、望み申しけり。是れは昔の平大夫致頼が末葉、賀茂次郎行房が孫、平三郎宗房が子孫なり。義朝重代の家人として、鎌田兵衛が舅なり。然れば平大夫判官兼行、五位出納康道、二條京極の千手堂に行き向つて、二の首を請け取つて即ち實檢せらる。今日は重日とて渡されず。同じき九日、平大夫兼行、總判官信房、青侍義守、忠目範守、善府生朝忠、清府生季道、此等を始めて、檢非違使八人行き向つて、西洞院を上りに渡し、左

○府生一近衛府の下官。善は三善氏、清は清原氏。
 ○左の獄門一左京(朱雀大路より西方。西の京ともいふ)に在る獄舎の門。
 ○榜一我が國にては榜(おし)二字ともにアブチに充て、榜は楳木なりと字書にあるより、梟首の用に充て始めしが如し。されども此の二物同じからず正しくは楳を充つべきなり。楳は俗にセンダンといふ喬木にて、葉は槐に似て長く、初夏長穂を出して淡紫花を醸生す。獄門の榜の事、なほ一七一頁を参照せよ。

の獄門の榜の木にぞ梟けたりける。如何なる者かしたりけむ、左馬頭元は下野守たりしかば、一首の歌を書き附けたり。

下野はきのかみにこそなりにけれよしとも見えぬあげづかさかな
 或者此の落書を見て申しけるは、昔將門が首を獄門に梟けられたりけるを、藤六左近といふ數奇の者が見て、

將門は米かみよりぞ切られけるたはら藤太がはかりごとにてと詠みたりければ、しいと笑ひけるなり。

○下野は云々「紀伊守」に「木の上」好しとも「義朝」をいひ懸けたり。
 ○藤六左近一名は輔相、藤原長良の孫、越前守弘經の子。
 ○たはら藤六一秀郷は左大臣魚名の後、村雄の子。田原藤太と稱す。下野の押領使たり。其の「たはら」に米の「俵」をいひかく。
 ○大掾一國にて守、介に次ぐ官。大國(國に大上中下の四等あり)に限り、掾に大少各一人あり。
 ○平親王一將門記、今昔物語

將門は桓武の御子、葛原親王より五代、上總介高望の孫、良將が子なり。朱雀院の御宇、承平五年二月に謀叛を起し、伯父常陸大掾國香を討つてより、東國を従へ、下總の國相馬郡に都を建て、平親王と自ら稱せしが、六年に當つて、天慶三年二月、藤原秀郷に討たれし首、四月の末に京著し、五月三日に笑ひしぞかし。義朝も名將なれば、此の首も笑ひやせむ。秀郷、國香が子、貞盛と俱に向つて攻めしかども、城強うして落ち難かりければ、秀郷身を憂

長田義朝を殺し六波羅に馳せ参る事附義朝が首を梟くる事

して狙ひけるが、將門容貌相似たる兵七人伴つて、更に主従の儀なき間、都て辨へ難かりしに、或時秀郷新米を出したりける時、將門を見知つて、終に之を討つといへり。依つてかく詠むなるべし。

同じき十日、改元あつて永曆といふ。此の兵亂に依つてなり。去年四月に保元を改めて、平治に定まりし、平氏繁昌して、天下を治むべき年號か」と申ししが、果して源氏滅びて平家世を取れり。其の時大宮、左大臣伊通公は、「此の年號甘心せられず。平治とは、山もなく河もなくして、平地なり。高卑なからむか」と笑ひ給ひしが、終に皇居は武士の住家となり、主上は凡人の亭に宿らせ給ひけるこそ不思議なれ。人の口ほど怖ろしかりける事はなし。

忠致尾州に逃げ下る事

さる程に、永曆元年正月二十三日、除目行はれて、長田四郎忠致は壹岐守になり、先生景致は兵衛尉になされけるを、父子共に嫌ひ申す。義朝政家は、

昔の將門純友にも劣らぬ勇士なり。就中東國に下著し給ひなば、古の貞任宗任、十二年支へたりしよりは、猶屬き従ふ兵多かるべし。然らばゆゆしき御大事なるべきを、事故なく誅しとどめむは、拔群の戦功なり。其の上、彼の人々を討つて進らせむ者をば、不次の賞行はるべし、とこそ仰せ下されしか。せめては彼が所帯なれば、播磨の國をも賜はり、左馬頭にもなされむこそ面目ならめ。然らずば本國なれば、美濃尾張を賜はつてこそ、勸賞とも存せめ」と申せば、筑後守家貞「あはれ彼奴を、二十の指を二十日に截り、首をば鋸にて引切にし候はばや。相傳の主と正しき婿を害して、過分を望み申す、あまり悪く覺え候。後代の例に承り沙汰し候はむ」と申しければ、清盛「誠に彼が所行放逸なり。我もかうこそ思へども、未だ朝敵の餘黨も多く、義朝が子共あるに、今彼を罪科せば、自餘の凶徒を誰か誅戮せむ。依つて先づ式の如く恩賞を申し行ふなり。それを不足に存ずとも、許容なせよ」と宣ひけり。重盛も悪まるる由、内々聞えければ、既に誅せらるべしなど、風聞

忠致尾州に逃げ下る事

○放逸一邪見と續け、經文に見えたる語。亂暴にして不節制なるをいふ。

○式の如く一法の如く慣例に隨つて。

ありけるにや、面目を失ふのみならず、身體危かりしかば、急ぎ尾張へ逃げ下りけり。其の朝、宿に狂歌を詠みて捨てけり。

落ち行けば命ばかりはいきのかみみのをばりこそ聞かまほしけれ

悪源太誅せらるる事

さる程に、同じき二十五日、鎌倉の悪源太、近江の國石山寺の邊に忍びて居給ひけるを、難波三郎經房が郎等生捕り奉つて、六波羅へ率て參る。去ぬる十八日、三條烏丸なる所に窺れおはしけるを、平家の大勢取り籠めけれども、打ち破つて落ちられけるなり。其の故は悪源太、父の教に任せて、山道を攻め上らむとて、飛驒の國に下り給ふに、勢の屬く事斜ならず。然るに、義朝討たれ給ひぬと聞えしかば、皆心替りして、我が身一人になりぬれば、自害をせむとし給ひしが、徒に死なむよりは、親の敵の清盛父子が間、一人なりとも討つて、無念を散せむと思ひ返し、都に上り、六波羅に臨みて窺ひ

○不肖—愚かなること。人は天の生ずる所、而も天に肖ざるをいふ。一説に、父に肖ざるをいふともあり。

○太刀はき—古活本に據りて補ふ。

○したため—盒事。

○家主—宿の主人。参考本に引ける異本には「宿は三條烏丸なり。主の男云々」とあり。

給ふ處に、左馬頭の郎等、丹波の國の住人、志内六郎景澄といふ者に行き逢ひ、「如何に汝、日來の契約は」と宣へば、「争でか忘れ奉り候ふべき。さりながら身不肖にして、見知る人もなければ、敵を計つて命をつがむと存じて、知る者に附いて、聽て平家の被管となり侍り。御目に懸かるぞ幸なる、如何思召す」と云ひければ、即ち景澄を憑みて彼を主とし、義平下人になつて、太刀はき物を持つて六波羅に入り、敵に近附いて窺ひ見られけり。

景澄常にしたためしけるに、下人と一所にあつて、敢て人に見せざりしかば、家主心もとなくや思ひけむ、何となく障子の隙より見居たれば、景澄が膳をば下人に据ゑ、下人の飯をば景澄食ひしかば、あはれ此の人は源氏の郎等と聞えしが、疑ひなき悪源太とやらむを隠し置いて、六波羅を窺ひ申すにこそ。餘所より聞えては悪しかりなむとて、急ぎ平家に此の由告げたりしかば、取る物も取りあへず、十八日酉の刻ばかりに、難波次郎經遠、三百餘騎にて押し寄せ、四方を取り巻きて、鎌倉の悪源太のおはしますすが、難波次郎

○袴のそばを云々―袴の横の端をつまみあげて。そば(襷)は、物のかど又ははしをいふ。
○石切―太刀の名。
○手柄―手並。此の用法、前にも見ゆ。

經遠が御迎へに參り候」と呼ばはりければ、御曹司袴のそばを高く挟み、石切を抜くまに、「源義平爰にあり、寄れや手柄の程を見せむ」とて走り出で、眞前に進みたる兵四五人斬り伏せて、小屋の軒に手打懸け、ひらりと上りて、家續に何處ともなく失せ給へるが、石山の邊におはしけるなり。

惡源太六波羅にて宣ひけるは、「我敵に窺ひ寄らむとて、或時は馬を控へて門にたたずみ、或時は履を捧げて、縁に至つて相近づかむとせしが、運盡きぬれば、本意を達せずして、生きながら囚はるる事、力なき次第なり。義平程の大事の敵を、暫しも置く事然るべからず。速に誅せられよ」とて、其の後は物も宣はず。聽て難波三郎に仰せて、六條河原に於て誅せられけるに、敷皮の上に直つて、些しも臆せず申されけるは、「敵ながらも、義平程の者を、白晝に河原にて斬らるる事こそ遺恨なれ。去んぬる保元に、多くの源平の兵共誅せられしかども、晝は西山東山の片邊にて斬り、適河原にて斬らるるをも、夜に入つてこそ斬られけるなれ。弓矢取る身の習ひは、今日は人の

○湯淺藤代―湯淺は、紀伊日高郡、湯淺邊頭の一驛。藤代は、同國海草郡。ともに和歌山の南方。

○後言―傍訓、古寫本に據る。

○しや頼―しやは、罵る詞。

○をこ―をかき事、愚かしき事をいふ。

○見かへりて―古活本に據つて補ふ。
○さればにや云々―此の一節も同上。

上、明日は身の上にてあるものを、平家の奴原は、上下共に都て情なく、物も知らぬ者共なり。去年熊野詣の時、路次に馳せ向つて討たむといひしを、賺し寄せて一度に滅さむと、信頼といふ不覺人がいひしに附いて、今日斯かる恥を見るこそ口惜しけれ。湯淺、藤代の邊にて、取り籠めて討つか、安部野の方に待ち受けて、一人も残さず討ち取るべかりしものを」と宣へば、難波三郎「是れは何の後言をいはせ申し候ふぞ」と申せば、惡源太あざ咲つて、「いしう云うたり。實に我が爲には争はぬ後言ぞ。やれ己は義平が首打つ程の者か。晴の所作ぞ、能う斬れ。惡しう斬るならば、しや頼に喫ひ附かむするぞ」と宣へば、「をこの事を仰せらるるものかな。何でふ我が手に懸け奉らむ首の、争でか頼には喫ひ附き給はむ」と申せば、「誠に只今喫ひ附かむするにあらす。終には必ず雷となつて、蹴殺さむするぞ」とて、殊更首高らかに差し擧げ給へば、經房太刀を抜き後へ廻れば、「能う斬れ」とて、見かへりて睨まれたる眼ざし、實に凡人とは見えざりけり。さればにや終に雷と成つて、

難波、三郎を蹴殺し給ひけるなり。

清盛出家並瀧詣附惡源太雷となる事

○仁安二年一六條天皇の年號。義平の誅せられし永曆元年よりは、七年後。
○淨海一公卿補任に據れば、清盛仁安二年五月、上表太政大臣を辭す、年五十。同三年二月、病に依つて出家、五十一。法名清蓮。後淨海と改めたりと。本書の記事紛らはし。

さる程に、仁安二年十一月、清盛病に侵され、年五十一にして出家し、法名淨海とぞ申しける。出家の故にや、宿病次第に本復して、翌年夏の比、一門の人々、面々に悦事をなしける。同じき七月七日、攝津の國布引の瀧見むとて、入道を始めて平氏の人々下られけるに、難波三郎ばかり夢見惡しき事ありとて、供せざりしかば、傍輩ども、弓矢取る身の、なでふ夢見物忌などいふ、さるおめたる事やある」と笑ひければ、經房も實にもと思ひて走り下り、夢覺めて參りたる由申せば、中々興にて、諸人瀧を眺めて感を催す折節、天俄に陰り、夥しくはたたかみ鳴つて、人々興を醒す處に、難波三郎申しけるは、「我恐怖する事は是れなり。先年惡源太最期の詞に、終には雷となつて蹴殺さむするぞ、とて睨みし眼、常に見えてむつかしきに、彼の人雷となりたり

○霹靂一はたゝがみ。激雷。

と、夢に見しぞとよ。只今手鞠ばかりの物の、巽の方より飛びつるは、面々は見給はぬか。其れこそ義平の靈魂よ。一定歸りざまに、經房に懸からむと覺ゆるぞ。さありとも太刀は抜きてむものを」と、云ひも果てねば、霹靂夥しくして、經房が上に黒雲掩ふとぞ見えし。微塵になつて死ににけり。太刀は抜きたりけるが、鐔本までそり返りたりしを、結縁の爲に、寺造の釘に寄せられぬ。怖ろしなども疎なり。入道は弘法大師の御筆を守に懸けられたりしを、恐ろしさの餘りに、頸に掛けながら、頻に打振ひ打振ひぞせられる。誠に守の徳にや、近附く様に見えしが、終に空へぞ上りける。惡源太は十三歳鎌倉に下り、去年十九にて都に上り、異なる思出もなくして、生年二十にして、永曆元年正月二十五日に、終に空しくなりにけり。

賴朝生捕らるる事附常磐落つる事

○尾張守一平賴盛。

斯かる處に、同じき二月九日、義朝の三男前、右兵衛、佐賴朝、尾張守の手よ、清盛出家並瀧詣附惡源太雷となる事

○なまめいたる―上品なる。

り生捕つて、六波羅に著き給ふ。同じき次男中宮大夫進朝長の首をも獻らる。其の故は、彼の尾張守の家人、彌平兵衛宗清尾州より上洛しけるが、不破關のあなた關が原といふ所にて、なまめいたる小冠者、宗清が大勢に恐れ、藪の蔭へ立ち忍びければ、怪みて搜す程に、隠れ所なくして捕はれ給ふに、宗清見れば兵衛佐殿なりしかば、喜ぶ事限りなし。聽て具足し奉つて上程に、青墓の大炊が許にぞ宿しける。聊か聞き及ぶ事ありければ、何となく後園に出でて見廻すに、新しく壇築きたる所に、卒都婆を一本立てたり。

○幼き人―朝長の年齢よりいへば、此の用語穩やかならず。

即ち其の下を掘らせて見ければ、幼き人の首と骸とを差し合せて埋みたり。之を取つて事の仔細を尋ねれば、力なく大炊有りのままにぞ申しける。宗清悦んで、同じく持參しけるなり。依つて頼朝をば、先づ宗清にぞ預け置きける。

其の時、延壽腹の姫君、兵衛佐の召捕られ給ひて、都へ上られければ、「我も義朝の子なれば、女子なりとも、終にはよも助けられじ。一人一人失はれむ

○其の瀨―其の場合。

よりは、佐殿と同じ道にこそ、せめてならめ」とて、伏し沈み給ひけるを、大炊、延壽、色々に慰めて取り留め奉りけり。其の瀨過ぎければ、さりともと思ひ、心ゆるしけるにや、二月十一日の夜、夜叉御前只一人青墓の宿を出で、遙に隔たりたる杭瀬河に、身を投げてこそ失せ給へ。十一歳とぞ聞えし。武士の子は、などか幼き女子も猛かるらむとて、哀を催さぬ者もなかりけり。母の延壽は、志深かりし頭殿にも後れ奉り、其の形見とも思ひ慰みし姫君にも別れにければ、一方ならぬ物思に、同じ流に身を沈めむと歎きけるを、大炊様々にこしらへければ、母の心も破り難くて、せめての悲しさに尼になり、亡夫竝に姫君の後世を、他事なく弔ひけるとなり。

○兄二人―義平と朝長。

六波羅より左馬頭の子ども尋ねられけるに、既に三人出で來たり。兄二人は早、首を梟けられぬ。頼朝も聽て誅せらるべし。此の外、九條院の雜仕常磐が腹に二人あり、皆男子にてありとて、尋ねられければ、常磐之を聞きて、我故頭殿に後れ奉つて、せむ方なきにも、此の忘れがたみにこそ、今日ま

○忘れがたみ―「忘れ難み」に「形見をいひ懸けたる語。見ては思ひ出づべき記念の品。古今集、難四「飽かてこそ思はむ中は別れなめそをだに後の忘れがたみに」。

で慰むに、若し敵にも捕はれなば、片時も堪へてあるべき心地もせず。さればとて、はかばかしく立ち忍ぶべき便もなし。身一つだにも隠し難きに、三人の子共引き具しては、誰かは暫しも宿すべき」と、泣き悲みけるが、餘りに思ひ得る方もなきままに、「年來憑み奉りたる、観音にこそ歎き申さめ」とて、二月九日夜に入りて、三人の少き人を引き具して、清水へこそ参りけれ。母にも知らせじと思ひければ、女の童の一人をも具せずして、八つになる今若をば前に立て、六歳の乙若をば手を引き、牛若は二つになれば、懐に抱きつづ、たそがれ時に宿を出で、脚に信せて辿り行く、心の中こそ哀なれ。

佛前に参りても、二人の子共を脇に居る、只さめざめと泣き居たり。終夜の祈請にも、妾九つの年より月詣を始めて、十五になるまでは、十八日ごとに三十三卷の普門品を讀み奉り、其の年より毎月法華經三部、十九の年より、日毎に此の三十三體の聖容を寫し奉る。此の如き志、大慈大悲の御誓にて照し知ろし召すならば、妾が事は兎もかくも、只三人の子共のかひなき命を

○女の童―諸本乳母童とあり今、古活本に隨ふ。

○十八日―觀音の緣日。村上天皇の應和三年六月十八日、寛空僧正、仁壽殿にて觀音の開眼供養を爲し、に始まるといふ。

○普門品―觀音が三十三種の形に現じ、十九種の説法を爲し、衆生濟度に盡さる、旨を説く。三十三卷とは、同じ經文を三十三度くりかし讀むこと。

○三十三身―法華經普門品に説く所、觀音の示現する所の三十三種の變化身。一に佛身、二に辟支佛身、三に聲聞身、四に梵王身、五に帝釋身、六に自在天身、七に大自在天身、八に天大將軍身、九に毘沙門身、十に小王身、十一に長者身、十二に居士身、十三に宰官身、十四に波羅門身、十五に比丘身、十六に比丘尼身、十七に優婆塞身、十八に優婆夷身、十九に長者婦女身、二十に居士婦女身、二十一に宰官婦女身、二十二に波羅門婦女身、二十三に童男身、二十四に童女身、二十五に天身、二十六に龍神、二十七に夜叉身、二十八に乾闥婆身、二十九に阿修羅身、三十に迦樓羅身、三十一に緊那羅身、三十二に摩睺羅伽身、三十三に執金剛神これなり。

○十九説法―觀音が以上三十三身に現じて各是等を得度せしめむ爲に法を説くにて、之を十九番に總括せり。
○千手千眼―六觀音の一。同時に無限の動作を爲し、一切

助けさせ給へ」とくどきけり。誠に三十三身の春の花、匂はぬ袖もあらじかし。十九説法の秋の月、照さぬ胸もなかるべければ、さすがに千手千眼も、哀とはみそなはし給ふらむ、とぞ覺えける。

漸う曉にもなり行けば、師の房へ入りけるに、日來は左馬頭の最愛の妻なりしかば、參詣の折々には、供の人に至るまで、清げにこそありしか。今は引き替へて、身を窶せるのみならず、盡きせぬ歎に泣き萎れたる姿、目も當てられねば、師の僧あまりの悲しさに、年來の御情、争でか忘れ進らせむ。幼い人も痛はしければ、暫しは忍びてましませかし」と申せば、御志は嬉しく侍れども、六波羅近き所なれば、暫しも如何侍らむ。誠に忘れ給はずば、佛神の御憐みより外は、憑む方も侍らねば、観音に能く能く祈り申して給ひ給へ」とて、又夜中に出でければ、坊主泣く泣く、「唐の太宗は佛像を禮して、榮花を一生の春の風に開き、漢の明帝は經典を信じて、壽命を秋の月に延ぶと申せば、三寶の御助空しかるまじく候」と慰めけり。

の事理を照する自在神力を示す。清水寺の本尊は、一丈六尺の千手觀音なればいふ。
 ○唐の太宗一姓は李、名は世民、高祖を助けて天下を定めたり。穆太后の爲に弘福寺を建て、車駕親臨、自ら疏を製して菩薩戒弟子と稱し、又玄奘法師の爲に弘法院を建て、皇太子、文德皇后の爲に、慈恩寺を建つる等の事跡多く、其の佛に淫せし事は、唐書の讀にも讀れり。
 ○漢の明帝一後漢の第二代、顯宗孝明皇帝。夢に金人の長、丈餘、頭に光明ある者を見、群臣に問ひて、西方に佛あるを知り、使を天竺に遣して之を求め、其の形像を畫きて國中に置く。之を佛法の支那に傳はりし初と爲す。されども帝在位十八年壽四十八、その運祚は却つて長からざりしなり。
 ○三寶一佛、法、僧の三。

伏水
常盤



新橋
古
物
の
出
る
所
は
洞
か
の
松
乃
長
の
口
は
定
ま
り



○宇多の郡一和大山間の一郡。東南は伊勢に、北は伊賀に通ず。

○血に染む云々―衣は出血の爲に裾を染め、末濃色を爲すとの意を、末子にいひ懸けたる句法。

宇多の郡を心ざせば、大和大路を尋ねつつ、南を指して歩めども、習はぬ旅の朝だちに、露と争ふ我が涙、袂も裾も萎れけり。二月十日の事なれば、餘寒猶烈しく、嵐に凝る道芝の、氷に足は破れつつ、血に染む衣のすそ子ゆゑ、餘所の袖さへ萎れけり。はふば伏見の伯母を尋ね行きたれども、いにしへ源氏の大将軍の北の方などいひし時こそ、睦びも親みしか。今は謀叛人の妻子となれば、うるさしと思ひけむ、物詣したりとて、情なかりしかども、若しやと暫しは待ち居つつ、待つ期も過ぎて立ち返れば、日も早聽て暮れにけり。

又立ち寄るべき所もなければ、怪しげなる柴の戸に佇みしに、内より女立ち出でて、情ありてぞ宿しける。世に立たぬ身の旅寝とて、憂節しげき竹の柱、有るかひもなき命もて、獨り歎くぞ、菅の七ふと思ふ人はなし。されど今宵も三ふに只、伏見の里に夜を明し、出づれば聽て木幡山、馬はあらばや歩にても、君を思へば行くぞとよと、幼き人に語りつつ、誘ひ行けば、此の人

○菅の七ふ―「ふ」は編目のこと。七筋の線目を立て、編める菅。袖中抄に引ける古歌に、「陸奥の十ふの菅、七ふには君をしながらして（賤さすること）三ふに吾がねん」とあるに據りて書けり。
○木幡山云々―拾遺集人麿の「山科の木幡の山に馬はあれどかちよりぞ来る君を思へば」によりて書けり。本文の「馬もあらばや」は「馬もあればよいに」の意。

○玉鉾―玉にて飾れる鉾。鉾はすべて宛あるもの故に、道の「み」にかゝる枕詞とせり。
○龍門―吉野郡なれども、宇多郡に近接したれば、誤記せるならむ。

人歩み疲れて平伏し給ふ時は、一人を抱きける上に、二人の人の手を引き腰を押さへて、行き悩みたる有様、目も當てられず。玉鉾の道行く人も怪しめば、是れも敵の方様の人にやと、膽を消す處に、旅人も哀に思ひければ、見る者毎に負ひ抱きて助け行く程に、泣く泣く大和の國宇多の郡、龍門といふ所に尋ね至り、伯父を憑みて隠れ居にけり。

頼朝遠流に宥めらるる事

さる程に、兵衛佐は、未だ宗清が許におはしければ、尾張守より、丹波藤三國弘といふ小侍一人附けられけり。既に今日明日誅せられ給ふべし、と聞えしかば、宗清「御命助からむとは、思召し候はずや」と申しければ、佐殿「去んぬる保元に多くの伯父親類を失ひ、今度の合戦ゆる父討たれ、兄弟皆失せぬれば、僧法師にもなつて、父祖の後世を弔はばやと思へば、命は惜しきぞよ」と宣へば、宗清も哀に覺えて、「尾張守の母池禪尼と申すは、清盛の爲には

○池禪尼―藤原宗兼の女、忠盛の妻。夫の舊館池殿（六波羅邸内）に居住せしよりいふ。

○重く執す―大切に取り扱ふ。

繼母にておはしませども、重く執し給へば、彼の方などに附いて申させ給はば、若し御命助かりおはします事も候ふべきものを。彼の尼は若くより、慈悲深き人にて御渡り候。其の上一日參つて候ふ時、己が許に頼朝があなるは、如何なる者ぞ、と問はせ給ひしかば、御年の程より殊の外おとなしやかに候。其の姿右馬助殿に、いたく似進らさせ給ひて候、と申ししかば、世にゆかしげに思召したる御氣色にてこそ候ひしか」と語り申しければ、それも誰人か申して給ふべき」と宣へば、さも思召し候はば、叶はぬまでも某申して見候はむ」とて、池殿へ參り、何者が申して候ふやらむ、上の大慈悲者にておはしますとて、あはれ頼朝が命を申し助けさせ給へかし、父の後世弔はむと申され候ひしが、痛はしく候。然るべき様に御計らひ候へかし」と申せば、

○故刑部卿―亡夫忠盛。

「そも頼朝に、尼を慈悲者とは、誰か知らせける。いさとよ、故刑部卿の時は、多くの者を申し免ししが、當時は如何侍らむ。さても右馬助に、いたく似たるらむ無慙さよ。家盛だにあらば、鳥になつて雲を凌ぎ、魚になつて水にも

入り、誠に來世にても逢ふべくば、只今死しても行かむと思ふぞとよ。さていつ斬らるべきに定まりたるぞ」と宣へば、十三日とこそ聞え候へ」と申せば、叶はぬまでも、申してこそ見め」とて、小松殿其の時の勳功に、伊豫守に成り給ひしが、正月より左馬頭に轉じ給へるを呼び奉つて、頼朝が尼に附いて、命を申し助けよ、父の後世を問はむと申すなるが、餘りに不便に候。能き様に申して給べ。殊に家盛が稚生に、少しも違はずと聞けば、懐しうこそ侍れ。右馬助は、その御爲にも叔父ぞかし。頼朝を申し助けて、家盛が形見に尼に見せ給へ」と宣ひければ、重盛參つて、父に此の由申されけり。

○あま逆―天がさかさまになる程の無理なる言辭。

○伏見中納言越後中將―源師仲と、藤原成親。

○官加階も―官や位の昇進。兄の朝長は、中宮進にて六位、頼朝は兵衛佐にて従五位上相當の官なればいふ。

清盛聞いて、池殿の御事は、故殿の渡らせ給ふと思ひ奉れば、如何なるあま逆の仰なりとも、違へまじとこそ存ずれども、此の事はゆゆしき重事なり。伏見中納言、越後中將などが様なる者をば、何十人助け置いたりとも、大事あるまじ。大抵弓矢取る者の子孫は、それには異なるべき上、義朝などが子共は、幼くとも仔細あるべきものを。殊に頼朝は官加階も兄に超ゆる

頼朝遠流に宥めらるる事

○秘藏の物具—源太が重衣、
鬘切等をいふ。

は、ゆゆしき所があるにや。父も見とがめ侍ればこそ、重代の中にも、取り
分き秘藏の物具など與へけめ。かたがた助け置き難きものをとて、以ての
外の氣色なり。

左馬頭歸り參つて、叶ひ難き題目なる由、申されければ、池殿涙を流して、
「あはれ戀しき昔かな。忠盛の時ならば、是れ程に軽くは思はれ奉らじ。一
門の源氏皆滅び侍り。あの幼き者一人助け置かれたりとも、如何ばかりの
事か侍らむ。前の世に頼朝に助けられる故やらむ、聞くより痛はしく不
便に侍るぞとよ。御身を疎とは思ひ奉らねども、一は使がらと申す事の
侍れば、などまめやかに打口説きて、猶叶はずして終に失はれば、尼がかひ
なき命生きても何かせむ。其の上、右馬助が面影に似たりと聞くより、いつ
しか家盛が事思はれて、はたと胸塞がり、湯水も快く飲まれねば、自ら久し
かるべしとも覺え侍らず。あはれ尼が命を生さむと思召さば、兵衛佐を助
けて給へかし」と歎き給へば、重盛も迷惑せられけるが、涙を抑へて、「さ候は

○なまめやかに—下「打口
説きては給はらぬ」とあるべ
きをいひさしたる文法。

○尾張殿—頼盛。

ば、今一度御説の趣を、申してこそ見候はめ。同じく尾張殿をも添へ申さ
れ候へ。諸共に仰の由委しく語り侍らむ」とて、頼盛と共に、重ねて此の由
を申されければ、清盛もさすが岩木ならねば、案じ煩はれるに、重盛「女性
のいわけなき御心に思ひ沉みて、申させ給ふ事を、さのみは如何仰せ候ふべ
き。然るべき御計ひも候はずば、御恨み深く候ふべし。あの頼朝一人誅せ
られ候ふとも、盡きむ御果報の長久なるべきにあらず。當家の運末になら
ば、諸國の源氏何れか敵ならざらむ。又助け置かれたりとも、榮耀後輩に及
ぶべくば、何の恐か候ふべき」と、理を盡して申されければ、先づ十三日をば
延べられて、慥の返事はなかりけり。

然れば今日斬らるる、明日失はるる、など聞えしかども、其の日も延びけ
れば、兵衛佐、是は偏に氏神八幡大菩薩の御助なりと、いよいよ心中に祈念
深くぞおはしける。かく一日も命延びたらば、念佛をも申し經をも讀みて、
父の後世を弔はむとて、卒都婆を作らむとし給へども、人、刀を許し奉らね

○いわけなし—幼稚なり。即
ち事理のわからぬをいふ。

頼朝遠流に宥めらるる事

○母に後れ一母に死別せり。
頼朝の母は、熱田大宮司藤原季範の女。

○造立書寫す一卒堵婆を造り
經文の句など書きしなり。
○大草香親王一仁徳帝の皇子。
但し皇子に親王の稱を附するは後の事なれば、こゝは皇子といふべし。
○千代童子一陸奥話記、今昔物語、系圖等に據れば、十三歳を可とする旨、參考本にいへり。

ば、丹波藤三を語らつて、小刀竝に木のきれを乞ひ給へば、國弘「何事の御手すさびぞや。頭殿を始め進らせて、御兄弟多く失せさせ給ふに、御經をもあそばさで」と申せば、兵衛佐「天下に物思ふ者、我に勝る人あらじとこそ思へ。去年三月に母に後れ、今年正月父討たれ給ふ、義平朝長にも別れ奉る。されば此の人々の菩提をも問はむと思ひて、卒堵婆をなりとも作らばや、と思ふ故なり。就中故頭殿の六七日も今日明日なり。四十九日も近づけば、殊なる供佛施僧の儀こそ叶はずとも、それをせめての志にせむと思へば、刀を尋ぬるなり」と宣ひければ、國弘も哀に覺えて、彌平兵衛に此の由を語れば、宗清感じ奉つて、小さき卒堵婆百本作つて奉る。自らも造立書寫して、或僧にあつて、形の如く供養の儀をぞ遂げられける。池殿かやうの事どもを聞き給ひて、彌いたはしく思召しければ、様々に申されて流罪にぞ定まりける。

其の時人申しけるは、「大草香親王の御子眉輪王は、七歳の時、父の敵、繼父安康天皇を害し奉り、厨河次郎貞任が子千代童子は、十二歳甲冑を帶して、

○聞けば「聞けど」の誤なるべし。

○勤功一勤功に因る恩賞の意。

○門葉一門末葉。

○越王會稽の恥云々一史記の越世家に安し。

父と一所に討死す。頼朝は既に十四歳ぞかし。父討たれぬと聞けば、自害をもせで、尼公に屬して、かひなき命生きむと、歎くこそ無下なれ」と申せば、又或人「いやいや怖ろし。義朝不義の謀反に與して、身命を失ふ事はさる事なれども、熟事の心を思ふに、保元の忠節拔群なれども、恩賞是れ疎にして、大方の清盛には劣れり。依つて勤功の薄き事を恨みて、起す處の叛逆なれば、君の御政の正しからざりしより起す處なれども、下として上を凌ぐが故に、身を滅し畢んぬ。然りといへども、大忠の餘薫は家に留まれり。是を以て氏族の中に、必ず門葉を榮やかす輩あるべきなり。頼朝稚しといへども、父が子なれば、かやうの事を心に籠めてや命を惜むらむ。如何なる名將勇士も、命あつての事なり。されば越王會稽の恥を雪ぎしも、命を全うせし故なり。

譬へば異國に、越王勾踐、吳王夫差とて、兩國の王、互に國を併せむと争ふが故に、吳は越の宿世の敵なり。仍つて越王十一年二月上旬に、臣范蠡に向

つて、『夫差は是れ我が父祖の敵なり。討たずして年を送る事、人の嘲を執る處なり。今我向つて吳を攻むべし。汝は我に代つて國を治めよ』と宣ふに、范蠡が申さく、『越は十萬騎、吳は二萬騎なり、小を以て大に敵せず。又春夏は陽の時にて忠賞を行ひ、秋冬は陰の時にて刑罰を專とす。今年春の初なり、征罰を致すべからず。隣國に賢人あるは、敵國の憂と云へり。況や彼の臣伍子胥は、智深うして人をなづけ、慮遠うして主を諫む。是れ三の不可なり』と諫めければ、勾踐重ねて曰く、『禮に曰く、父の讐には共に天を戴かず。軍の勝負必ず勢の多少に依らず。時の運に順ひ、時の謀に由る者なり。是れ汝が武略の足らざる故なり。若し時を以て勝負を計らば、天下の人皆時を知る、誰か軍に勝たざらむ。是れ汝が智慮の淺き處なり。伍子胥があらむ程は、討つ事叶はじといはば、彼と我と死生知り難し、いつをか期すべき。汝が愚三つなり』とて、終に吳に向ふ處に、越王打負けて會稽山に引き籠るといへども、叶ひ難きが故に降人となつて、面縛せられ姑蘇城に入つて、手

○父の讐には云々曲禮に父讐弗與共戴天とあり。

○面縛—手を後方に縛し、面のみをあらはすこと。

○姑蘇城—吳の都城。越絶書に曰く、闔閭、山起、三年聚材五年乃成、高見三百里と。

○手縛足縛—罪人の手足を縛する木械。桎、梏。

○西伯—周の文王のこと。殷の時、崇侯虎、西伯の徳を稱み諸侯に人望あるを誅す。紂王依りて之を捕へて羑里に囚す。○重耳—晋の文公の名。その父獻公、嬖姫を寵し、其の讒を信じて太子申生を殺し、かば、重耳は其の母の國なる翟に奔れり。この句は、勾踐の會稽に困して、『われ此に終へんか』と嘆せし時、大夫種の諫めし言中に見えて、『湯夏臺に聖がれ、文王羑里に囚はれ、晋の重耳は翟に奔り、齊の小白は莒に奔る、其れ卒に王霸たり。是に由りて之を見れば、何すれぞ福せざらんや』とあり。又魚腹に書を納めし事、事文類聚には、『呂望渭渚に釣り鯉魚を得、腹を剖きて書を得たり。文に曰く、呂望齊に封ぜらる』とあり。本書は是等の事を合せて范蠡にかけて、一の物語と爲せり。○石淋—尿道に生ずる石の如き者。之を嘗めて投薬の参考にせり。○墓の跳り出でたるを云々—韓非子に、『越王吳を討つを慮る。人の死を輕んずるを欲するや、出で、怒蠶(蛙に同じ)

械足械入れられて、獄中に苦み給ひけるに、范蠡聞いて肺肝を碎きける餘りに、筐に魚を入れて、商人のまねをして、姑蘇城に到つて、一喉の魚を獄中に投げ入れけるに、腹の中に一句を納めたり。其の詞に云はく、『西伯囚羑里、重耳奔于翟、皆以爲霸王、莫死於許敵』。勾踐此の一句を見て彌命を重んじ、石淋を嘗めて本國に歸る時、行路に墓の跳り出で來たるを、下馬して拜す。國の人之を怪みけるを知つて、范蠡迎へに參りけるが、『此の君は、勇める者を賞し給ふぞ』と申しければ、近國の勇士付き順つて、終に吳王を亡して國を併せ畢んぬ。されば俗のことわざにも、石淋の味を嘗めて、會稽の耻を雪ぐといへり。頼朝も命全くばと思へば、尼公にも付き入道にもいひ、助かるこそ肝要なれ』とぞ申しける。

常磐六波羅に出づる事

さる程に、清盛は、義朝が子共、常磐が腹に三人ありと聞いて、しかも皆男

常磐六波羅に出づる事

を見る。乃ち之が爲に軼す。
〔軼は軍の前にある橋木。故する所あれば、俯して之に憑る。〕
從者の曰く、奚ぞ此に敬する。王曰く、其の氣あるが爲の故なり。と見え、吳越春秋にも略同様の記事あり。

子なり、尋ねよとありしかば、常磐が母を召し出して問はれける程に、左馬頭殿討たれ給ひぬ、と聞えし日より、子共引き具して、何地ともなく迷ひ出で侍りぬ。争でか知り侍らむと申しければ、何でふ、其の母を搦め捕つて尋ねよとて、六波羅へ召し出し、様々に誠め問はれけり。母泣く泣く申しけるは、我六十に餘る身の命、今日明日とも知らぬ老の身を惜みて、未だ遙なる孫共の命をば、争でか失ひ侍るべきなれば、知りたりとも申すまじ。まして知らぬ行末、何とか申し侍らむと口説きければ、水火の責にも及ぶべかりしを、常磐宇多の郡にて此の由傳へ聞き、母の爲に憂目に逢はむは如何せむ、我故母の苦を見給ふらむこそ悲しけれ。佛神三寶もさこそ惡しと思召すらめ。子共は僻事の子なれば、終には失はれこそせむすらめ。隠しも果てぬ子ども故、科なき母の命を失はむ事の悲しさよと思へば、三人の子共引き具して都へ上り、本の住處に行きて見れば、人もなし。こは如何にと尋ねれば、あたりの人、一日六波羅へ召され給ひしが、未だ歸り給はずとぞ答へける。

○御所もと奉仕せし九條院皇子の宮。下に女院とあるも、其の御事なり。

常磐先づ御所へ參つて申しけるは、女の心のはかなさは、若し片時も身に添へてや見ると、此の稚き者共引き具し、傍田舎に立ち忍びて侍りつるが、妾ゆる行方も知らぬ老いたる母の、六波羅へ召されて、憂目に逢ひ給ふと承れば、餘りに悲しくて、恥をも忘れて參りたり。早々稚き者と諸共に、六波羅へ遣させおはしまして、母の苦を止めて給はり候へ」と申せば、女院を始め進らせて、有りとある人々、世の常は、老いたる母をば失ふとも、後世をこそ弔はめ。少き子共をば如何殺さむと思ふべきに、子共をば失ふとも、母を助けむと思ふらむありがたさよ。佛神も定めて憐み思召すらむ。年來此の御所へ參るとは、皆人知れり」とて、尋常に出で立たせて、親子四人清げなる車にて、六波羅へぞ遣されける。

○尋常に―自立たすして上品なること。

見馴れし宮の内も、今日を限りと思ふには、涙も更に留まらず。名をのみ聞きし六波羅へも近づけば、屠所の羊の歩とは、我が身一つに知られたり。

○屠所の羊―前に出づ。

常磐六波羅に出づる事

○甲次一執次役にて、常磐の言を清盛に申し上げしなり。

常磐既に参りしかば、伊勢守景綱申次にて、「女の心のはかなさは、暫しも若しや身に添へ侍ると、稚き者相具して、片邊士へ忍びて侍りつるが、行方も知らぬ母を、召し置かせおはしますと承つて、御尋の子共召し具して参り候。母をば疾く疾く助けおはしませ」とかき口説きければ、聞く人先づ涙をぞ流しける。清盛此の由聞き給ひて、先づ「子共相具して参りたる條、神妙なり」とて、聽て對面し給へば、二人の子は左右の脇にあり、稚きをば抱きけり。

○一樹の下に云々―説法明眼論に、宿三樹下、汲三河流、一夜同宿、一日夫妻、皆是先世結縁とあり、わづかの關係を結ぶも、前世よりの因縁ぞとなり。

涙を抑へて申しけるは、「母は元より科なき身にて候へば、御免し候ふべし。子共の命を助け給はむとも申し候はず。一樹の下に住み、同じ流を渡るも、此の世一の事ならず。高きも卑しきも、親の子を思ふ習ひ、皆さこそ侍へ。妾此の子共を失ひては、かひなき命、片時も堪へてあるべし、とも覚え候はねば、先づ妾を失はせ給ひて後、子共をば兎も角も御計ひ候はば、此の世の御情、後世までの御利益、是れに過ぎたる御事候はじ。長らへて夜晝

○六つ子一六歳になるこ若。

歎き悲まむ事も、罪深く覺え侍り」と口説きければ、六つ子、母の顔を見上げて、「泣かで能く申させ給へ」といへば、母は彌涙にぞ咽びける。さしも心強げにおはしつる清盛も、頻に涙の進みければ、押し拭ひ押し拭ひして、さあらぬ體にもてなし給へば、さばかり猛き兵共、皆袖をぞ絞りける。忍びあへぬ輩は、多く座席を立たれけるとかや。

○紅の涙―血の涙、前に出づ。
○伊通―中宮(皇子)の父。

常磐は今年二十三、梢の花はかつ散りて、少し盛は過ぐれども、中々見所あるに異ならず。元より眉目容貌人に勝れたるのみならず、少きより宮仕して物馴れたる上、口利なりしかば、理正しう思ふ心を續けたり。緑の黛、紅の涙に亂れて、物思ふ日數經にければ、其の昔にはあらねども、打萎れたる様、猶世の常には勝れたりければ、「此の事なくば、争でか斯かる美人をば見るべき」と、皆人申せば、或人語りけるは、「能きこそ實にもことわりよ。伊通大臣の、中宮の御方へ人の眉目好からむを進らせむとて、九重に名を得たる美人を、千人召されて百人選び、百人が中より十人選び、十人の中の一と

○楊貴妃—玄宗の寵姫。
○李夫人—漢の武帝の寵姫。

○うたて—「うやな」といふ意の語。

て、此の常磐を進らせたりしかば、唐の楊貴妃、漢の李夫人も、是れには過ぎ
じものを」といへば、見れども見れども、彌珍かなるも理かな」とぞ申しける。
さる程に、母は免されけるに、「此の孫共を失ひて、明日をも知らぬ老の命
を、助かりても何かせむ、うたての常磐や。此の老の命を助けむとて、あの
子供らは何しに具して参りけむ。四人の子供の事を思はむより、只老の身
を先づ失はせ給へ」とて、泣き悲みけるも理なり。足音の荒ららかなるをも、
今や失はるる使なるらむと膽を消し、聲高に物いふをも、はや其の事よと魂
を失ひけるに、大貳宣ひけるは、「義朝が子供の事、清盛が私の計ひにあらず、
君の仰を承つて執り行ふばかりなり。伺ひ申して、朝議にこそ従はめ」と宣
へば、一門の人々竝に侍ども、「如何にかやうに、御心弱き仰にて候ふやらむ。
此の三四人成長候はむは、只今の事なるべし。君達の御爲、末代懼ろしくこ
そ候へ」と申せば、清盛「誰もさこそ思へども、おとなしき頼朝を、池殿の仰
にて助け置く上は、兄をば助け、稚きを誅すべきならねば、力なき次第なり」と

と宣ひけり。

常磐は子共の命、今日に延ぶるも、偏に観音の御計ひと思ひければ、彌
信心を致して、普門品を讀み奉り、子供には名號をも唱へさせける。かくて
露の命も消えやらで、春も半暮れけるに、兵衛佐殿は、伊豆の國へ流さると
聞えしかば、我が子共は何處へか流されむと、膽を消し伏し沈みけるが、稚
ければとて、流罪の儀にも及ばざりけり。

經宗惟方遠流竝召し返さるる事

かかる所に、院は顯長卿の宿所に御坐ありけるが、常は御棧敷に出でさせ
給ひて、行人の往來を御覽せられて、慰ませ給ひけるに、二月二十日の比、内
裏よりの御使とて打ち附けてけり。上皇憤り深うして清盛を召され、主上
は幼くましますば、是れ程の御計ひあるべきとも覺えず。是れしかしながら
ら經宗惟方が所爲と思召す、いましめて進らせよ」と仰せられければ、畏ま

經宗惟方遠流竝召し返さるる事

○名號—主に彌陀の名號、即ち南無阿彌陀佛のことなれども、こゝは其の信仰する所の觀世音大菩薩なるべし。

○棧敷—行幸、祭などの時、その行装を見ん爲に、路傍又は邸内の築土の一部をくづして造り設くるもの。こゝのはそれ等に異なり、庭隅などに元よりしつらはれてありしものなること、愚管抄に記せり。
○打ちつけてけり—板を打ち付けて塞ぎしなり。

○一カ一人の力。

○御壺—中庭。

○法性寺大殿—忠通。

○藤原仲成—妹薬子、平城上皇に寵せらる。即ち共に勤めて、重祚を計る。嵯峨天皇即ち薬子の職をやめ、仲成を右兵衛府に囚へしむ。保元物語にも見ゆ。

○國に死罪を行へば云々—保元物語、平家物語、(小教訓の段)などにも見ゆれど、出所詳ならず。

つて、一年保元の亂に、親類を離れて、御方に參つて忠を致し候ひき。去年一力を以て凶徒を誅戮仕り、一命を輕んじて君を位に即け進らせ候。幾度なりとも、院宣勅詔に従ひ候はむすれ」とて、聽て官軍を差し遣し、經宗惟方の宿所に押し寄せたれば、新大納言の許には、雅樂助通信、前武者所信安といふ者、二人討死してけり。されども兩人共に別の事なく召捕つて、御壺の内に引き居るたり。

既に死罪に定まりけるを、法性寺の大殿「昔嵯峨天皇弘仁元年九月に、右兵衛督藤原仲成を誅せられしより、去んぬる保元元年まで、帝二十五代、年紀三百四十七年、彼の間、死せる者二度歸らず、不便なり」とて、死罪を停められたりしを、後白河院の御宇に、少納言入道信西執權の時、始めて申し行ひたりしが、中二年を経て、去年大亂起り、其の身聽て誅せられぬ。懼ろしくこそ侍れ。公卿の死罪如何あるべからむ。其の上、國に死罪を行へば、海内に謀叛の者絶えずと申せば、死罪一等を宥めて、遠流にや處せられむ」と申

○官外記—太政官の書記。大外記少外記各二人あり。
○左近將監—左近衛府にて、少將に次ぐ官。さて仲成を射殺し、は、左近將監紀清成、右近將曹住吉豐繼等なり。
○禁所—兵衛府の事をいふ。
○左兵衛府は陽明門内、右兵衛府は設官門内。

○彼の人々の隱謀—經宗惟方等が、信西の黨與を除き、自ら權力を收めむ爲に、先づ信西に勤めて信西を殺さしめ、ついで清盛によりて信西をも倒し、又院を抑壓し、幼帝を擁して事を專にせむとせし如き計略。

○彼の禪門—侍西入道。
○室の八島—前に出づ。
○三河の八橋—八橋は、在原業平の東下(伊勢物語)に見えてより、海道の一名所となれり。もとは小水の分流する所に、あちこち架け渡したる橋をいひけんが、後にはその物は失せて、唯地名となりて残りしなり。この「みかは」は、地名に「見る」の意を懸けたり。

させ給へば、「尤も大殿の仰、然るべし」と、諸卿同じ申されしかば、新大納言經宗をば、阿波の國、別當惟方をば、長門の國へぞ流されける。官外記の記録には、令左近將監射殺仲成於禁所」と註したれば、正しく頸を刎ねられけむ事は、猶久しくやなりぬらむ。

さる程に、彼の人々の隱謀次第に顯れて、君も罪なき由聞し召されければ、信西が子ども皆以て召し返さる。御政について、仰せ合せらるる方なきまに、彼の禪門をぞ忍ばせ給ひける。師仲卿も終に遁るる所なくして、播磨中將成憲の配所、室の八島へぞ遣されける。伏見源中納言、三河の八橋を渡るるとて、

夢にだにかくてみかはの八橋を渡るべしとは思はざりしを
と詠まれたりしを、上皇聞し召されければ、「召し返せ」とぞ仰せなりける。
誠に詠歌の徳なるべし。

其の後、新大納言經宗も、阿波の國より召し返されて、右大臣になる。人

經宗惟方遠流並召し返さるる事

○きび大臣—吉備眞備のこと。吉備、美、阿波、粟、國音相通するよりの洒落。眞備は國勝の子、稱徳帝の時の右大臣

○大饗—任大臣の大饗のこと。大臣に任ぜられし人が、公卿を請待して開く宴會。

○尊者—その宴會の時の正客。旅籠振舞—旅籠は、食料などを入れて旅行に携ふる籠。こゝは旅より上りし人の宴應なれば、載れていひしなり。

○此の瀬にも云々—この度も許されずと聞けば、始めて流されし時よりも、一入悲涙に袖をぬらすよとなり。此の歌、千載集に見え、著聞集、十訓抄等、同じくこの歌によりて、召し返されし由を記せり。

阿波の大臣とぞ申しける。又大宮左大臣伊通公「世に住めば、興ある事を聞くものかな。昔こそきびの大臣ありけんなれ、今あはの大臣出で來たり。いつか又稗の大臣出で來むすらむ」と笑はれけり。大饗行はるべかりけるに、尊者に此の大臣請じ奉り給ひければ、使者の聞くをも憚らず、「粟の大臣の上つて、旅籠振舞せらるるな。伊通はえ參らじ」とぞ申されける。別當入道は、御憤り深くして、召し返さるまじき由聞えければ、心細くや思はれけむ、故郷へ一首の歌をぞ送られける。

此の瀬にも沈むと聞けば涙河流れしよりも濡るる袖かな

と詠みたりしを、聞く人哀を催し、君も感じ思召されければ、終に赦免を蒙つて、上洛せられけりとなり。

頼朝遠流附盛安夢合の事

さて頼朝は、伊豆の國へ流されければ、池殿、兵衛佐を召されて、泣く

○御事—御身。

○左馬頭—重盛。

○生々世々—佛教にて、生はうまれ落ちてある間、世は其の遭遇する境をいへど、又はほ同意に用ひ、生々世々と懸しては、生れかはり出で遭ふ、今の世も後の世も、即ち未來永々の意となる。

○盛安—京師、杉原、鎌倉、中井の諸本、守護に作る。いづれが是なるかを知らず。

泣く宜ひけるは、「昨日までも、御事故に心を碎きつるが、配所定まりて流され給ふべきなり。尼は若きより慈悲深き者にて、多くの者共申し助けたりしかども、今は斯かる老尼の申す事、叶ふべしとも覺えざりしが、左馬頭の能く申されて、既に命の助かり給ふ事の嬉しさよ。今生の喜び是れに過ぎたる事なし」と口説き給へば、頼朝「御恩に依つて、かひなき命を助けられ進らせ候ふ事、生々世々にも報じ盡し參らせ難くこそ候へ。其れに附いて、遙と罷り下り侍らむ道すがら、我が方様の者一人も候はねば、如何仕るべき」と申されければ、誠にそれも痛はし。親祖父の時より召し仕はるる者も、世に恐れてこそ隠れ居て侍らめ。今は宥められぬと、披露をなして御覽せよかし」と計らはれしかば、聽て其の由風聞するに、侍少々出で來たり。彼の侍ども同心に申しけるは、「今は御出家の事を申されて、御下向候はば御心安く候ひなむ。池殿も能く思召し、平家の人々も然るべし、とこそ存せられ候はめ」と申し勧めけるに、瀨瀨源五盛安ばかりぞ、耳に私語き申しけるは、「人

頼朝遠流附盛安夢合の事

は如何に申し候ふとも、御髪を惜ませおはしませ。君の助からせ給ふ事、直事ことにあらず、八幡大菩薩の御計ひと覚え候」と申せば、打領うなづき給ひけり。「御出家あれ」といふにも、「ななり給ひそ」といふにも、共に音もし給はぬ、心の中こそ懼ろしけれ。

○さがなきよからぬ。

永暦元年三月二十日、既に伊豆の國へ下られければ、池の禪尼へ暇申しに參られけり。禪尼熟御覽じて、「不思議の命を助け奉る志、思ひ知り給はば、尼が言の葉の末を少しも違へず、弓箭た太刀刀、狩かり漁ななどいふ事、耳にも聞き入れ給ふべからず。人の口はさがなきものなれば、御身も二度事に遭ひ、尼にも重ねて憂耳聞かせ給ふな」など、細々と宣へば、頼朝も今年十四なれば、幼稚の程なれども、人の志の眞實なるを思ひ知りて涙に咽むせび、袖も絞るばかりにておはしけるが、良あつて、父母に後れ候ひて後は、哀を掛くべき人も侍らぬに、懇ねんごうの御志ありがたこそ候へ」とて、頻に泣き沈み給へば、禪尼も、誠にさこそと、心の中推し量られて、「人は能く親の孝養、志深きが冥加

○御覺—御恩寵。
○大貳—清盛。
○中務少輔—中務省の官員。卿、大輔に次ぐ。但し公卿補任に據れば、清盛この時、中務大輔たりしなり。清盛の事をかまへし趣は、台記、久安三年六月の條に見ゆ。
○祇園—四條、賀茂川東、祭神素盞鳴尊、圓融天皇の天祿三年、日吉社の末社とす。よりて山門より之を助けしなり。
○山門の大衆—延暦寺の僧徒。
○君抱へ云々—主上の清盛を回護せられしをいふ。
○家盛ささへなり—家盛が故障をいって、山門の願意を達せしめぬものと、想像せしなり。
○山王—日吉山王。比叡山の祭神。

もあり、命も存なふべき事にてあるぞとよ。經をも讀み念佛をも申して、父母の後世を弔ひ給ふべし。尼は子と申うて、かやうに申すなり。其の故は、尼が子に右馬助家盛とて候ひしぞとよ。それが面影おもかげに能く似給ひたれば、最惜せしく思ふなり。都て眉目まゆめ貌かたち心様人に勝れて、鳥羽院に召し仕はれて御覺えよかりしが、此の大貳殿いまだ中務少輔なかつかきと申しし時、祇園の社にて事をし出し、社人の訴ありしかば、山門の大衆おほ舉げて流罪せられとよ、公家に申ししかども、君抱かかへ仰せられしを、弟家盛ささへなりとて、咒詛じゆそすると聞えしが、誠に山王の御祟たたりにや、二十三の年失せ候ひしなり。かひなき命、堪へてあるべしとも覚えざりしが、早十一年になりけるぞや。何事につけても思ひ出さぬ時ときもなきに、御事ごことさへ打添へて、涙を流し心を盡しつるに、先づ嬉うれしくこそ候へ。御身は行末遙なり、尼は明日をも知らぬ身なれば、名残なごりこそ惜しく候へ」と、心苦しげに打歎き給へば、佐殿すけどのも、まめやかなる志の程を思ふにも、如何にして此の恩を報せむとも覺えず、終夜泣きこそ明されけれ。

○内の藏人にて云々―禁中の藏人(主上の御起居に供奉し、傳宣進奏等より、すべて殿上一切の事を掌る)なりしをいふ。公卿補任に據れば、頼朝、保元三年に皇后宮の權少進となり、平治元年六月に、藏人に補せられたり。

○越鳥は南枝に云々―文選の古詩に、胡馬依北風、越鳥巢南枝とあり、胡は支那北方、越は南方の國。

○東平王―佩文韻府に劉駿の東平之樹、寧成陽而關、西の句を引き、案を附して曰く、「東平思王の塚は、無邊に在り。王、園に在り、京師に歸るを思ふ。後、葬るに、其塚上の松柏西に靡けり」とまた鄭少微の遺蹟對(事文類聚所載)に、冀南國之風、罷思三國越、東平之樹不感陽の句あり。

○追立の檢使―罪人の追放を掌る者にて、檢非違使の職。

○持ちあふ物―追立の使の所持品を取りあげ手荒なる行動のありし事は、保元物語にも、見えたり。此の語、諸本に玩物とあるはわるし。今は古活

本に隨ふ。
○建部明神―日本武尊を祀る、勢田村大字神領にあり。

○鬘―石曼の義。石を敷きつめたる所。
○胡錄―矢を盛りて背に負ふ具。平胡錄、壺胡錄の兩種あり、平胡錄には二十一矢、壺胡錄には七矢かと、裝束圖式に云ふ。

○天童―童形の天人。
○打鮑―鮑の肉を薄く長くへぎて乾ししもの。ノシアハヒともいひ、後世略してノシといふ。古は酒の肴に用ひしなり。

○打驚く―目が覺む。

三月二十日の曉、池殿を出でて、東路遙に下られけり。郎等少々ありしも、皆留められて、僅に三四人こそ具したりしか。盛安も大津までとて、馬鞍尋常にして供したりけるに、佐殿は「凡人の流さるるは、大きなる歎なるが、頼朝が流罪は、希代の悦なり」とぞ宣ひける。されども内の藏人にもありしかば、雲の上の交も忘れ難く、后宮の官司にても侍りしかば、其の御餘波も惜しかりき。親にもあらぬ池の禪尼の、情をかけ給ふにも別れ奉れば、袂の乾く隙ぞなき。越鳥南枝に巢をかけ、胡馬北風に嘶えけるも、生土を思ふ故ぞかし。東平王といふ者、旅の空にて失せけるが、墓の上なる草も木も、故郷の方へぞ靡きける。生を變へての後までも、生土は忘れぬ習ひなるが、追立の檢使、青侍季通、栗田口より次第に、路次に持ちあふ物を奪ひ取つて、狼藉殊に甚し。

盛安は大津までと申したりしが、人々留まりぬる上、勢多には橋もなく、船にて向ひの地へ渡り給へば、旁心苦しくて打送り奉る處に、社の見えける

を、「如何なる神ぞ」と問ひ給へば、建部明神と申す。佐殿「さらば今夜は此の御前に通夜して、行路の祈を申さむ」とて、社壇にぞ留まり給ひける。夜更け人鎮まつて盛安申しけるは、「都にて御出家然るべからざる由、申し候ひしは、不思議の夢想を蒙りたりし故なり。君御淨衣にて、八幡へ御参り候うて、大床にまします。盛安御供にて、數多の鬘の上に伺候したりしに、十二三許なる童子の、弓箭を抱きて大床に立たせ給ひ、「義朝が弓胡錄召して、参つて候」と申されしかば、御寶殿の内より、けだかき御聲にて、「深く納め置け。終には頼朝に給はむするぞ。是れ頼朝に食はせよ」と仰せらるれば、天童物を持つて御前に差し置かせ給ふ。何やらむと見奉れば、打鮑といふ物なり。君恐れて左右なく参らざりしを、「其れ食べよ」と仰せらる。數へて御覽せしかば、六十六本あり。彼の鮑を兩方の御手にて押し握つて、太き所を三口まわりて、細き所を盛安に投げ給ひしを、取つて懷中すると見て、打驚き存じ候ひしは、故殿こそ一旦朝敵とならせ給へども、御弓胡錄、八幡の御

寶殿ほうでんに納め置かれ、終には君に奉らせ給はむするなり。又打鮑六十六本ま
 りりしは、六十六箇國を打召され候はむすると、合せ申して候ひつ」と申せ
 ば、其の返事をばし給はでいざ、せめて鏡まで」と宣へば、「何處までも、御供
 仕らむと存じ候へども、八十に餘る老母、相勞いたはる事候へば、今日明日をも知
 り難し。如何にも見なし候はば、懸やがて參らむ」と申して候へども、「人のなさ
 にこそ、かうは仰せ候ふらめ。母の事は兎も角も侍れ。伊豆まで御供仕ら
 む」と申せば、「其れは思ひも寄らず。志はさる事なれども、汝が母の歎かむ事、
 併しながら我が僻事ひがごとなるべし。母如何にもなりなむ後は、參るべし」とて、
 再三止め給へば、力なくなく都へ上りけり。

兵衛佐殿は、尾張の國、熱田大宮司季範が女の腹なり。男子二人女子一人
 ぞおはしける。女子は後藤兵衛實基養君にして、都に隠し置きけり。今一
 人は、駿河の國に香貫かぬきといふ者搦からめ出して、平家へ獻れば、希義まれよしといふ名を
 附けて、土佐の國、氣良けらといふ所へ流されておはしければ、氣良の冠者くわんじやとぞ

○香貫—沼津町の東南に此の
 村名あり、此の地の住人なる
 べし。之を諸本カツラと訓じ
 たれども、恐らくは非ならむ。
 ○氣良—長岡郡にある地名。

申しける。兵衛佐は伊豆の國、兄弟東西へ別れ行く、宿業しゆくごふの程こそ悲しけれ。

牛若奥州下向の事

さても常磐をば、清盛最愛して、近所に取り居すゑて、通はれけるとぞ聞えし。
 されば其の腹の男子三人、流罪を遁れて、兄今若は、醍醐たいごに上り出家して、禪
 師公全濟ぜんさいとぞ申しける。希代きたいの荒者あらかものにて、惡禪師といひけり。中乙若は、八
 條宮に候ひて、卿公圓濟おんこうえんさいと名乗つて、坊官法師にてぞおはしける。弟牛若は、
 鞍馬寺の東光坊阿闍梨あじかり蓮忍が弟子、禪林房阿闍梨覺日が弟子になつて、遮那しゃな
 王とぞ申しける。十一の歳とかや、母の申す事を思ひ出して、諸家の系圖を
 見けるに、實けにも清和天皇より十代の御苗裔おんえい、六孫王より八代、多田滿仲が
 末葉まつえふ、伊豫入道賴義が子、八幡太郎義家が孫、六條判官爲義が嫡男、前左馬頭
 義朝が末子にて候ひけり。如何にもして平家を滅し、父の本望を達せむと、
 思はれけるこそ懼ろしけれ。晝は終日ひねもすに學問を事とし、夜は終夜よもすがら武藝を稽

○醍醐—寺名。山城宇治郡。
 ○全濟—系圖には、全成に作
 り、隆超と改むと云へり。
 ○八條宮—圓惠法親王。後白
 河帝の皇子、天王寺の別當。
 ○圓濟—系圖、圓成に作る。
 ○坊官法師—坊官の職に在る
 法師。坊官は又房室ともいひ、
 僧房の政事を取るもの。坊號
 もしくは公名を附し、顔を染
 め妻帯す。
 ○弟牛若は云々—義經記に據
 れば、七歳登山、東光坊を師
 とし、晝夜學問を怠らざりし
 が、十五の歳、古き郎等しや
 うもん坊が、平治以來の事を
 語りて謀叛を勧めしより學文
 を擲ち、武藝に心入れきとい
 ふ。

古せられたり。僧正が谷にて、天狗と夜な夜な兵法を習ふと云々。されば早足、飛越、人間の業とは覺えず。

○姫君―鹿の御方と稱す。花山院左大臣兼雅の上臈女房となる。盛衰記に委し。
○すさめらる―麗髪ふ。すてらる。
○長成―空羅思能の子。

母の常磐は、清盛に思はれて、姫君一人儲けたりしが、すさめられて後は、一條大藏卿長成卿の北の方になりて、子共數多出で來たり。此の遮那王をば、蓮忍も覺日も、「出家し給へ」と云へば、「兄二人が法師になりたるだに無念なるに、左右なくはならじ。兵衛佐に申し合せて」など申されけり。強ひて云へば、突き殺さむ差し違へむなど、内々も云はれければ、師匠も常磐も、繼父大藏卿も力及ばず、只平家の聞きをのみぞ歎かれける。

○金商人―金賣りともいふ。砂金などの賣買を業とするもの。吉次、本書には奥州の住人の如き記法を用ひたれども、平家物語劔卷には、五條の攝次末春に作り、義經記には、三條の大福者吉次のふたかと稱せり。いづれが是なるかを知らず。

或時、奥州の金商人吉次といふ者、京上りの次には、必ず鞍馬へ参りけるに逢ひ給ひて、「此の童を陸奥の國へ具して下れ。ゆゆしき人を知りたれば、其の悦びには金を乞ひて得させむする」と宣へば、「御供仕らむ事は安き事にて候へども、大衆の御咎や候はむすらむ」と申せば、「此の童失せたりとも、誰か尋ね候ふべき。只土用の死人を、盗人の取りたるにこそ候はむすれ」と宣

○光重―源仲政の子、頼政の弟。
○頼重―もと重頼に作る。参考本、系圖並に關時本に據りて、改めたるに隨ふ。

へば、「其の上は仔細候はじ」と約束しけるが、「但し定日は、同道の人の計ひにて候ふべし」と申す處に、其の人又參詣せり。遮那王語らひ寄つて、「御邊は、何れの國の何氏にてましますぞ」と、細々と問ひ給へば、「下總の國の者に候。深栖三郎光重が子、陵助頼重と申して、源氏にて候」と答へければ、「さては左右なき人ござんなれ。誰にか睦び給ふ。」「源三位頼政とこそ申し睦び候へ」と申せば、「今は何をか隠し進らせ侍るべき。前左馬頭義朝の末子にて候。母も師匠も法師になれ、と申され候へども、存する旨侍りて、今まで罷り過ぎ候へども、終始都の住ひ難儀に覺え候。御邊具して、先づ下總まで下り給へ。其れより吉次を具して、奥に通ひ侍らむ」と、委細に語り給へば、「仔細なし」と約諾して、生年十六と申す、承安四年三月三日の曉、鞍馬を出でて、東路遙に思ひ立つ、心の程こそ悲しけれ。

○髪取り上げて―今まで童形に結ひし髪を解き、とりあげて髻を短くして、紫の紐にて結ひとせしなり。
○元服―百服又は初冠ともいふ。男子十四五歳にて行ふ。この時烏帽子を取りて着する人を烏帽子親といひ、近親者中の然るべき者を選びて之に充つ。是れより大人服を

其の夜鏡の宿に著き、夜更けて後、手づから髻取り上げて、懷より烏帽子取り出し、ひたと著て、曉打出で給へば、陵助「早御元服候ひけるや。御名は

著し、實名(名乗)を付し、すべて大人の儀に隨ふ。
 ○黃瀬川—駿河。河岸に同じ名の驛あり。今駿東郡。
 ○北條—伊豆田方郡。北條氏は、こゝに居住せしより氏とす。是に立ち寄らむとせしは、時政の詩にある頼朝に會せむ爲なり。

○山だち—山立。山賊。

○錐囊を脱す—衆中にぬき出で、鋭鋒をあらはす喻。史記の平原君の傳に見えたる語。

○信夫小大夫—京師本には小太郎に作る。系圖に據れば、名は元治、藤原師綱の子、佐藤太、信夫莊司と稱す。さて此の人、文治五年に至りては存し、叔父河邊太郎等と共に、石那坂の上に陣して鎌倉勢を防ぎし事、東鑑に見えて、本書と齟齬せる由は、參考にも之を指摘せり。
 ○後家分—後室に對するあてがひ扶持。

如何に」と問ひ奉れば、「烏帽子親もなければ、手づから源九郎義經とこそ名乗り侍れ」と答へて、打連れ給ひて、黃瀬河に著きて、北條へ寄らむと宣ひしを、「父にて候ふ深栖は、見參に入りて候へども、頼重は未だ御目に懸り候はず。後日に御文にてや仰せ候はむ」と申せば、直に通り給ひけり。

爰に一年忍びておはしけるが、武勇人に勝れて、山だち強盜を縛め給ふ事、凡夫の態とも見えざりしかば、「錐囊を脱すといへば、始終平家にや聞えなむ」と、深栖三郎も申せば、「さらば奥へ通らむ」とて、先づ伊豆に越えて、兵衛佐殿に對面し、此の由を申して、「若し平家聞きなば、御爲然るべからず。されば奥へ下り侍らむ」と宣ふに、佐殿「上野の國の大窪太郎が女、十三の年熊野參りの次に、故殿の見參に入り下りしが、父に後れて後、人の妻とならば、平家の者には契らじ、同じくは秀衡が妻とならむとて、女夜逃にして奥へ下りける程に、秀衡が郎等信夫小大夫といふ者、道にて行き逢ひ横取して、二人の子を儲けたり。今も後家分を得て、乏しからであなるぞ。それを尋ねて行き給へ」とて、文を書いて進らせらる。

○嗣信—系圖並に東鑑には、繼信に作れり。
 ○多賀郡—延暦四年、宮城郡より削きて多賀階上二郡を新置せられしが、久しからずして停止せられ、當時この郡名なかりしを以て、參考本には、京師本に「郷」とあるに隨ふべき由いへり。
 ○平泉—陸中磐井郡。藤原氏の居館ありし地。
 ○女房について云々—後家よりの紹介にて、秀衡の妻女について申し入れしなり。
 ○國司目代の外云々—朝廷より任命せられし國司か、又は其の代官たる目代の治め居る以外の莊郡は、悉く秀衡の支配に屬しきとなり。

即ち奥へ通り給うて、御文を附け給へば、夜に入つて對面申し、「尼は佐藤三郎嗣信、佐藤四郎忠信とて、二人の子を持つて侍る。嗣信は御用には立ち進らすべき者なれども、上戸にて酒に酔ひぬれば、少し口荒なる者なり。忠信は下戸にて、天性極信の者なり」とて奉りけり。多賀郡に越えて、吉次に尋ね逢ひ、「秀衡が許へ具して行け」と宣へば、平泉に越えて、女房に附いて申したりしかば、即ち入れ奉つて、「もてなしかしづき奉らば、平家に聞えて責あるべし。出し奉らば、弓矢の長き瑾なるべし。惜み進らせば、天下の亂なるべし。兩國の間には、國司目代の外、皆秀衡が進退なり。暫く忍びておはしませ。眉目能き冠者殿なれば、姫持たらむ者は、婿にも取り奉り、子なからむ人は、子にもし進らすべし」と申せば、「義經もかうこそ存じ候へ。但し金商人を賺して、召し具して下り侍り。何にても賜びたく候」と宣ひければ、金子三十兩取り出して、商人にこそ取らせけれ。

其の時、上野の國松井田といふ所に、一宿せられたりけるに、家主の男を見給ふに、大剛の者と覺えければ、後平家を攻め上られける時、語らひ具し給へり。伊勢の國の目代に連れて、上野へ下りけるが、女に附いて留まれる者なれば、伊勢三郎と召され、我が烏帽子子の始なれば、義の字を盛りにせむ」とて、義盛とは附け給へり。堀彌太郎と申すは、金商人なりとぞ聞えける。

頼朝義兵を擧げらるる事並平家對治の事

さる程に、兵衛佐殿は、配所にて二十一年の春秋を送られけるが、文覺上人の勸に依つて、後白河法皇の院宣を賜はり、治承四年八月十七日に、和泉判官兼高を夜討にしてより後、石橋山、小坪、絹笠、所々の合戦に身を全うして、安房上總の勢を以て、下總の國を打ち靡け、武藏の國へ出で給ひぬれば、八箇國に靡かぬ草木もなかりけり。

○二十一年—永曆元年伊豆に配流せられしより、治承四年擧兵までの年數。
○文覺上人—藤原爲長の子、俗名盛蓮。文覺、高尾の神護寺にありし時、堂坊修造の大願を發し、十方檀那を説き廻る程に、院の御氣色を損じ、伊豆に配流せられしが、やがて頼朝を訪ひて謀叛を勧めし趣は、平家物語、源平盛衰記等に委しく見えたり。
○兼高—系圖に據れば、兼隆に作るべし。和泉守信兼が嫡男にして、前檢非違使たり。(盛衰記に據る)仍りて和泉判官と云ひしなるべし。
○石橋山—相模小田原の西南、海岸にあり。
○小坪絹笠—ともに相模三浦郡。絹笠また衣笠に作る。

醍醐の惡禪師全濟、八條卿公圓濟も、此の由聞きて、關固めぬ前にと、急ぎ馳せ下られければ、平家廳て土佐へ流しし希義討てと、當國の住人、蓮池次郎權守家光に仰せ附けられしかば、家光參つて、兵衛佐殿、坂東にて謀叛起させ給ふとて、君を討ち進らせよと、飛脚下著候と申せば、いしう告げたり。我毎日父の爲に、法華經を讀誦す、今日未だ讀み終らず、暫し相待て」とて、持佛堂に入り、御經二卷讀み終て、腹搔き切つて失せ給ふ。

九郎御曹司は、秀衡が許におはしけるが、佐殿既に義兵を擧げ給ふと聞えしかば、打立ち給ふに、秀衡、紺地の錦の直垂に紅下濃の鎧、金作の太刀を添へて奉る。「馬は御用に隨つて、召さるべし」とぞ申しける。廳て信夫に越え給へば、佐藤三郎は、「公私取り認めて參らむ」とて留まり、弟の四郎は即ち御供す。早白河の關固めてければ、那須の湯詣の料とて通り給ふ。兵衛佐殿は大庭野に十萬餘騎にて、陣取つておはしける所へ、究竟の兵百騎許にて參り給ふ。佐殿「何者ぞ」と問ひ給へば、「源九郎義經と名乗りましませば、

○白河の關—磐城の國白河郡古關村大字旗宿に遺址あり。
○那須の湯詣—下野の那須の湯に行く事を、こゝには温泉神社あれば、かくいひしならむ。
○大庭野—相模高座郡大庭郷の内なるべし。

頼朝義兵を擧げらるる事並平家對治の事

○刑部丞—東鑑には、左兵衛尉に作る。
○弦袋—弦巻ともいふ。革にて直徑五寸ばかりの蛇の目の紋形に製し、弓弦を巻きて、太刀の帯に付けて下げしなり。従五位以上、左右衛門尉、左右兵衛尉等に限りて帶す。
○陣の座—左近右近の陣の座とて、日華、月華兩門内に在り。朝廷にてすべての公事を行はる、時、公卿の着する座席とす。さて義光の此の時の行爲は、辭職を表明せしなり。
○駿河の目代—東鑑に據れば、攝津茂なり。

「昔は八幡殿後三年の合戦の時、弟の義光刑部丞にておはしけるが、弦袋を陣の座に留めて、金澤の城へ馳せ下り給ひけるをこそ、「故入道殿の二度活き給ひたる様に覺ゆれ」とて、鎧の袖を濡らされけるとこそ承れ」と、頻に悦び給ひけり。

甲斐源氏、武田、一條、小笠原、逸見、板垣、賀々美次郎、秋山、淺利、伊澤等、駿河の目代廣政を討つてければ、平家の大将小松權亮少將維盛、其の勢五萬餘騎にて、富士河のはたに陣を取り、頼朝は足柄箱根を打越えて、黄瀬河に著き給ふ。其の勢二十萬騎なり。平家の兵の中に、齋藤別當實盛「源氏夜討にやし候はむすらむ」と申しける夜、富士河の沼に下り居ける水鳥ども、軍勢に恐れて飛び立ちける羽音に驚きて、矢の一つも射ずして、都へ逃げて上りけり。

養和元年三月に、平家又墨俣にて支へたり。卿公圓濟、義圓と改名したりけるが、深入して討たれてけり。醍醐の惡禪師は後、有職に任じて、駿河の

○墨俣—美濃安八郡。河岸に同じ名の驛あり。
○有職—已講、内供、阿闍梨の三僧職を經しもの、稱。

○僧綱—法家、最高の官位なる、僧正、僧都、律師の三僧官、並に法印、法眼、法橋の三僧位をいふ。
○阿野—駿河。今駿東郡にあり。浮島村大字井出の大泉寺を、全成の住院と傳ふ。

○安堵—領地を本の如く與へ置くこと。

阿闍梨といひけるが、僧綱に轉じて、阿野の法橋とぞ呼ばれける。壽永二年七月二十五日、北陸道を攻め上りける木曾義仲、先づ都へ入ると聞えしかば、平家は西海に赴き給ふ。されども池殿の君達は、皆都に留まり給ふ。其の故は、兵衛佐鎌倉より、「故尼御前を見奉ると、存じ候ふべし」と、度々申されければ、落ち留まり給ひけり。本領少しも相違なく、安堵せられければ、昔の芳志を報じ給ふとぞ覺えし。

○土肥次郎—實平。平宗平の子。

さる程に、長田四郎忠致は、平家の侍共にも憎まれしかば、西國へも參らず。斯くては臆て、國人共に討たれむと思ひけむ、父子十騎ばかり、羽を垂れて鎌倉殿へぞ參りける。「いしう參じたり」とて、土肥次郎に預けられけるが、範頼義經、二人の舍弟を差し上せられける時、長田父子をも相添へ給ふとて、「身を全うして合戦の忠節を致せ。毒藥變じて甘露となる、といふ事あれば、勳功あらば、大なる恩賞を行ふべし」とぞ約束し給ひける。然れば木曾を退治し、平家の城、攝州一の谷を攻め落す、註進の度ごとに、「忠致景

頼朝義兵を擧げらるる事並平家對治の事

○しやつ—きやつ(彼奴)に同じ。彌三の詞。

○彌三小次郎—彌三は京師本、野上に作り、又東鑑に野三刑部丞成綱といふものあり、同か。

○左右の手足を以て云々—意不明。左右の手足を擲げさせて、竿に挿りて、土上の板に伏せしとの事か。此の條京師本には、左右の手足を大釘にて板に打ち著け、爪をはなし、面の皮を剥ぎ、四五日が開いて、なぶり殺しにぞせられる」とあり。

致は軍するか」と問ひ給ふに、「又なき剛の者にて候。向ふ敵を討ち、當る所を破らすといふ事なし」と申せば、八島の城落ちたりと聞えし時、「今はしやつ親子に軍なせさせ。討たせむとて」と宣ひけるが、軍果てて土肥に具して歸り参りければ、「今度の舉動神妙なり」と聞ゆ。約束の勸賞取らすぞ。相構へて頭殿の御孝養能く能く申せ。成綱に仰せ含めたるぞ」とありしかば、喜んで罷り出でたるを、彌三小次郎押し寄せて、長田父子を搦め捕り、磔にこそせられけれ。磔にもただにはあらず、頭殿の御墓前に、左右の手足を以て、竿をひろがせ、土に板を敷きて、土磔といふものにして、なぶり殺しにぞせられける。「平家の方へも落ち行かず、さらば城にも引き籠り、矢一つをも射ずして、身命を捨てて軍して、欲しからぬ恩賞かな。是れも只不義の致す所、業報の果す故なり」とぞ、人々申しける。又何者かしたりけむ。

嫌へども命のほどはいきの守みのをはりをば今ぞたまはる

かりとりし鎌田が首の報いにやかかるうき目を今は見るらむ

と詠みて、作者に鎌田政家と書きたる、高札をこそ立てたりけれ。之を見る者毎に、哀とは云はずして、唇を返して悪まぬ者ぞなかりける。されば武の道に、血氣の勇者、仁義の勇者といふ事あり、如何にも仁義の勇者を本とす。忠致景致も随分血氣の勇者にて、拔群の者なりしかども、仁義なきが故に、譜代の主君討ち奉つて、終に我が身を滅しけり。

○丹波藤三國弘—京師本、類兼に作る。傳不詳。

○引出物—進物。古、馬を引き出でて馳りしよりいふ。

○下文—所領を賜はる由の文書。
○宿次に云々—官物を運ぶ様に、驛より驛へと次々轉送すること。

爰に池殿の侍、丹波藤三國弘と名乗つて、鎌倉へ参りたりしかば、「我も尋ねたく思ひつれども、公私の怨劇に思ひ忘れ、今に無沙汰なり」とて、即ち對面し、只今納殿にあらむ物、皆取り出でよ」と、下知し給ひければ、金銀絹布、色々の物どもを、山の如く積み上げたり。「是れは先づ時に取つての引出物なり。訴訟はなきか」と問ひ給へは、丹波の國細野と申す所は、相傳の私領にて侍る由申せば、聽て御下文賜ひてけり。財寶を宿次に送れ」とて、都までぞ持ち送りける。其の時、かかる運を開くべき人とは思はざりしかども、餘りに痛はしくて、情ありて奉公しける故なり。兵衛、佐宣ひけるは、「首は池

頼朝義兵を擧げらるる事並平家對治の事

○院中の御局の雙六に一語本「院中の御雙六に」に作る。今、古活本に隨ふ。

殿に續がれ奉る。其の芳志には、大納言殿を世に在らせ申し侍り。髪は額に續源五に續がれたり。但し盛安は雙六の上手にて、院中の御局の雙六に常に召され、院も御覽せらるなれば、君の召し仕はせ給はむものをば、争でか呼び下すべきと思ひて、斟酌するなり」と語り給へば、此の由源五に告げたりしかども、天性雙六に嗜きたる上、院中の參入を思出とや存じけむ、終に鎌倉へは下らざりけり。

○九郎判官—義經、檢非違使の尉に補したる事あればいふ。○一期の後—一生の後。即ち死後。

九郎判官は、梶原平三が讒言に依つて、都の住ひ難儀なりしかば、又奥州に下り、秀衡を頼みて過されけるが、秀衡一期の後、鎌倉殿より泰衡を賺して判官を討たせ、後に泰衡をも滅されけるこそ懼ろしけれ。かくて日本國殘る所なく打ち從へ給うて、建久元年十一月七日、始めて京上りせられけるに、近江の國千松原といふ所に著かせ給ひ、淺井の北郡の老翁を尋ねらるるに、二人の老者を以て參る。土瓶二つを持參せり。「あれは如何に」と問ひ給へば、「君の昔、聞し召されし濁酒なり」と申せば、「誠にさる事あり」とて、三度

○十一月七日—東鑑、公卿補任等に據れば、頼朝の入京の日なり。

○足立新三郎—東鑑、盛衰記、平家物語等に據れば、壽永元曆の際、已に頼朝に奉事せり。此の條の記事疑ふべき由、參考にいへり。

○白鞍—白覆輪の鞍。

傾けて、「汝、子は無きか」と仰せければ、「候」とて奉る。即ち召し具せられけるが、足立が子になされて、足立新三郎清恒とて、近習の者にて有りけるなり。さて「此の老翁に引出物せよ」と仰せありしかば、白鞍置きたる馬二匹、色々の重寶入れたる長持二合ぞ賜うたりける。又、昔の鶴飼を召し出して、小平を懸て賜はつてけり。

○法皇—後白河法皇。

入洛ありしかば、即ち院參し給ひたるに、法皇も往事思召し出でて、殊に哀げにこそ見えさせおはしましたけれ。髭切といふ太刀、清盛が許にありしを、御守の爲とて、院に召し置かれたりしを、今度頼朝に賜はりけり。青地の錦の袋に入れられたり。三度拜して賜はりけるとなむ。

此の太刀に附いて、數多の説あり。頼朝卿關が原にて囚はれ給ひし時、隨身せられたりしかば、清盛の手に渡つて、院へ參りけりと云々。又或説には、今のは眞の髭切にはあらず。實の太刀は、以前より青墓の大炊が許より進らせけるなり。其の故は、兵衛佐、大炊に預けられけるを、頼朝囚人となり

○柄鞘圓作り—長門本平家物語、先帝入海の段に「能登殿は云々、丸鞘の太刀鞘ばかり腰に挿りたり。其の外にも見え、かゝる一種の作り方ありしなり。」

給ひし時、此の太刀を尋ねられけるに、今は隠しても何かせむとや思はれけむ、有りのままに申されけり。即ち大炊が許に尋ねられけるに、源氏の重代を、平家方へ渡さむする事こそ悲しけれ。兵衛、佐こそ召され給ふとも、義朝の君達多ければ、よも跡は絶え給はじ。先づ隠して見むと思ひければ、泉水とて、同じ程なる太刀ありけるを、抜き替へて進らす。髭切は柄鞘圓作りなり。定めて佐殿に見せ進らせらるべし。佐殿妾と一つ心になりて、仔細なしと宣はば、本よりの事なり。若し是れにあらずと申されば、女の事にて候へば、取り違へ候ひけりと申さむに、苦しからじと思案して、泉水を上せけるなり。難波、六郎經家、請け取つて上りけるを、聽て頼朝に見せ奉りて、是れかと問はれけるに、あらぬ太刀とは思はれけれども、長者が心を推量して、そなる由をぞ申されける。清盛大きに悦びて秘藏せられけるを、院へ召されけるなり。眞の髭切は、先年大炊が方より進らせけると云々。

其の京上りの度、盛安を召して、様々の重寶を賜はり、「如何に今まで下ら

○大莊—大なる莊園。
○關所—主のかけをる領所。

○私ならぬ—院の御用を勤めしなればいふ。此の下の儀の一字は、古活本に據りて補ふ。

○上中村—垂井の南方に中村といふ地あり、それか。

○貢馬—朝廷に馬を進獻すること。

○多記莊—丹波の國多記郡の内なるべし。

ざりけるぞ。大莊をも賜びたけれども、折節關所なし。然るべき處あらば、賜ふべし」とぞ宣ひける。「誠に今まで參せざる條、私ならぬ儀とは申しながら、不義の至、併しながら微運の至極なり」とぞ、盛安も申しける。建久三年三月十三日、後白河院崩御なりしかば、聽て盛安鎌倉へぞ參りける。頼朝對面し給ひて、「最前も下向したりせば、然るべき所をも賜はむするに、今までの遅參こそ力なき次第なれ。小所なれども先づ馬飼へ」とて、多記莊半分をぞ賜ひける。由緒の由申しけるにや、美濃の國上中村といふ所をも、同じく賜ひてけり。

建久九年十二月貢馬の次に、「明年正月十五日過ぎば、急ぎ下るべし。多記莊をば、一圓に賜ふべし」と仰せ遣されけるに、明くる正治元年正月十三日、鎌倉殿御年五十三にて失せ給ひけり。源五之をも知らず、十六日京を立つて馳せ下る程に、三河の國にて早此の事を聞きしかども、わざとも下るべき身なれば、鎌倉に下著して、身の不運なる由語りける程に、昔の夢想の不思議

○齋院次官親能—齋院司(賀茂齋院に關する一切の事務を掌る)の次官。從六位上の官。長官は從五位下の官。親能は中原氏。大江廣元、三善康信等と共に、頼朝に仕へて親任せられたり。

議など申しければ、齋院次官親能「其の鮑あはびの尾を、即ち食ふとだに見たらば、猶めでたからまし。賜はりて懷中せしばかりなればにや、残る所ある」とぞ申されける。

○趙の孤兒は云々—支那春秋の時、趙盾といふものあり、期を生む。大夫屠岸賈、朝の族を滅す。賈に遺腹の子あり、賈之を求めしかば、妻之を袴中に隠して免れしむるを得たり。兒長じて武と稱し、賈を滅し、父子と號せり。史記に委し。

さても清盛公、兵衛佐を助け置かれし時、よも只今當家を覆さむ人とは思ひ給はじ。同じく九郎判官の、二歳にて母の懷に抱かれけるを、我が子孫亡すべき仇と思ひなば、争いでか宥なめ給ふべき。これしかしながら、八幡大菩薩、伊勢大神宮の御計ひとぞ覺ゆる。趙の孤兒は、袴はかまの中に隠れて泣かず、晋の遺孫みそんは、壺つはの中に養はれて、人となると申せば、人の子孫の絶ゆまじきには、かかる不思議もありけるなり。

○妻の遺孫は云々—不詳。

義朝は、鳥羽院の御宇、保安四年癸卯みづのとうの年生れ、三十四歳にして、保元元年に忠節を致し、勳功を蒙り、朝恩に浴しける、今度の謀叛くまに與して身を滅しき。然れども又、頼朝義經二人の子あつて、兵衛佐三十四、判官二十二歳にて義兵を擧げ、會稽くわいけいの恥を雪そぎ、二度家を榮さかやかし給へり。

○單閼—太歳、卯(十二宮中の)に在るを單閼といふ。即ち卯の異名なり。

頼朝は近衛院の久安三年丁卯ひのとうの年誕生す、義經は二條院の平治元年己卯の年生れたれば、三人ともに單閼たんあつの年の人なり。中にも頼朝、平家を亡し天下を治めて、文治の初、諸國に守護を居すゑて、有らゆる所の莊園しやうえん卿保かうほうに地頭

○莊園卿保—莊園は、勢力ある社寺又は貴人の私有地。郷は郡の下にあり、數村を合せたるもの。保は都市に於ては、戸數を本としたる土地の小區劃の名なりしが、地方に於ては、民戸によらざる可なり廣き區劃の名となれり。

を補すして、武士の輩をいさめ、廢すたれたる家を興し、絶えたる跡を繼つぎて、武家の棟梁とうりやうとなり、征夷將軍の院宣を蒙れり。卯は是れ東方三支しの中の正方として、仲春つなかさどを司る。柳は卯の木なり。春の陽氣を得て、天道惠の眉を開き、營いとなみ繁さかく榮さかゆれば、柳營りゆうえいの職には、卯の年の人は、實に便りありけるものかな。

○地頭を補し—王朝の制、國に國司(守、介、掾、目等の官)あり、莊園に領家ありしが、頼朝、平家並に義經の殘黨を追捕せん目的を名とし、國に守護、莊園以下に地頭を置き、以て追捕租税の事を取り扱はしむる事と爲せり。

○棟梁—ムナギとウツバリ。以て頭領の意に用ふ。

○東方三支—十二支を方角に配すれば、卯を正東、寅を北東、辰を南東とす。即ち卯が中央に位せり。是三支なり。

○柳營—將軍の役所の異稱。漢の將軍周亞夫が、細柳の營に在りしより出づ。

平治物語終

頼朝義兵を擧げらるる事並平家對治の事

索引

索引

笠符 風返し 柏挾 柏原天皇 頭高に矢を負ふ 柏木菟摺りたる鞍 糟毛 春日大明神 かせ 鹿(かせき) 鹿杖 かせがれて 片恨み かたなつけ 片手切 加藤太 加藤次 かたかは破り 式の如く 裾 金村大臣 香貫 兼高 金卷 金商人 金子平山	河原 墓の跳り出てたるに云 貝鞍 かひこそよ云々の 歌 合期 金子十郎家忠 鎌倉の御曹司 鏽矢 壁に耳 鎌田(政家) 上中村 神は非禮を受けず 唐皮 唐櫃 唐綾絨 烏の頭白くなるとも 假武者 迦陵頻 巫 甘露 眼勢 漢祖 漢の明帝 漢の高祖	冠に巾子紙入れて 寒林に骸を打ちし靈鬼 君は至つて尊けれども 云々	元 二九五 二九三 二九二 二九一 二九〇 二八九 二八八 二八七 二八六 二八五 二八四 二八三 二八二 二八一 二八〇 二七九 二七八 二七七 二七六 二七五 二七四 二七三 二七二 二七一 二七〇 二六九 二六八 二六七 二六六 二六五 二六四 二六三 二六二 二六一 二六〇 二五九 二五八 二五七 二五六 二五五 二五四 二五三 二五二 二五一 二五〇 二四九 二四八 二四七 二四六 二四五 二四四 二四三 二四二 二四一 二四〇 二三九 二三八 二三七 二三六 二三五 二三四 二三三 二三二 二三一 二三〇 二二九 二二八 二二七 二二六 二二五 二二四 二二三 二二二 二二一 二二〇 二一九 二一八 二一七 二一六 二一五 二一四 二一三 二一二 二一一 二一〇 二〇九 二〇八 二〇七 二〇六 二〇五 二〇四 二〇三 二〇二 二〇一	黒鞍 黒鶴毛 黒絲絨 黒塗の太刀 黒母衣の矢 黒戸の御所 同祿 廣劫 黄石公 和尚 和尙 官使 官人 關東 觀經 冠者 冠者原 勸請 官加階 官外記 寛治の聖主 菅給料 緩急せしめむ 元三の儀式 願諸同法者云々 關々たる雌鳩 勳功	軍門に君の命なく云々 大戎 見參の板 源太が産衣 見彌陀來迎云々 支那得業 支那皇帝は蜀山に遷さる	二〇一 二〇二 二〇三 二〇四 二〇五 二〇六 二〇七 二〇八 二〇九 二一〇 二一一 二一二 二一三 二一四 二一五 二一六 二一七 二一八 二一九 二二〇 二二一 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 二三〇 二三一 二三二 二三三 二三四 二三五 二三六 二三七 二三八 二三九 三四〇 三四一 三四二 三四三 三四四 三四五 三四六 三四七 三四八 三四九 三五〇 三五一 三五二 三五三 三五四 三五五 三五六 三五七 三五八 三五九 三六〇 三六一 三六二 三六三 三六四 三六五 三六六 三六七 三六八 三六九 三七〇 三七一 三七二 三七三 三七四 三七五 三七六 三七七 三八〇 三八一 三八二 三八三 三八四 三八五 三八六 三八七 三八八 三八九 三九〇 三九一 三九二 三九三 三九四 三九五 三九六 三九七 三九八 三九九 四〇〇 四〇一 四〇二 四〇三 四〇四 四〇五 四〇六 四〇七 四〇八 四〇九 四一〇 四一一 四一二 四一三 四一四 四一五 四一六 四一七 四一八 四一九 四二〇 四二一 四二二 四二三 四二四 四二五 四二六 四二七 四二八 四二九 四三〇 四三一 四三二 四三三 四三四 四三五 四三六 四三七 四三八 四三九 四四〇 四四一 四四二 四四三 四四四 四四五 四四六 四四七 四四八 四四九 四五〇 四五一 四五二 四五三 四五四 四五五 四五六 四五七 四五八 四五九 四六〇 四六一 四六二 四六三 四六四 四六五 四六六 四六七 四六八 四六九 四七〇 四七一 四七二 四七三 四七四 四七五 四七六 四七七 四七八 四七九 四八〇 四八一 四八二 四八三 四八四 四八五 四八六 四八七 四八八 四八九 四九〇 四九一 四九二 四九三 四九四 四九五 四九六 四九七 四九八 四九九 五〇〇 五〇一 五〇二 五〇三 五〇四 五〇五 五〇六 五〇七 五〇八 五〇九 五一〇 五一一 五一二 五一三 五一四 五一五 五一六 五一七 五一八 五一九 五二〇 五二一 五二二 五二三 五二四 五二五 五二六 五二七 五二八 五二九 五三〇 五三一 五三二 五三三 五三四 五三五 五三六 五三七 五三八 五三九 五四〇 五四一 五四二 五四三 五四四 五四五 五四六 五四七 五四八 五四九 五五〇 五五一 五五二 五五三 五五四 五五五 五五六 五五七 五五八 五五九 五六〇 五六一 五六二 五六三 五六四 五六五 五六六 五六七 五六八 五六九 五七〇 五七一 五七二 五七三 五七四 五七五 五七六 五七七 五七八 五七九 五八〇 五八一 五八二 五八三 五八四 五八五 五八六 五八七 五八八 五八九 五九〇 五九一 五九二 五九三 五九四 五九五 五九六 五九七 五九八 五九九 六〇〇 六〇一 六〇二 六〇三 六〇四 六〇五 六〇六 六〇七 六〇八 六〇九 六一〇 六一一 六一二 六一三 六一四 六一五 六一六 六一七 六一八 六一九 六二〇 六二一 六二二 六二三 六二四 六二五 六二六 六二七 六二八 六二九 六三〇 六三一 六三二 六三三 六三四 六三五 六三六 六三七 六三八 六三九 六四〇 六四一 六四二 六四三 六四四 六四五 六四六 六四七 六四八 六四九 六五〇 六五一 六五二 六五三 六五四 六五五 六五六 六五七 六五八 六五九 六六〇 六六一 六六二 六六三 六六四 六六五 六六六 六六七 六六八 六六九 六七〇 六七一 六七二 六七三 六七四 六七五 六七六 六七七 六七八 六七九 六八〇 六八一 六八二 六八三 六八四 六八五 六八六 六八七 六八八 六八九 六九〇 六九一 六九二 六九三 六九四 六九五 六九六 六九七 六九八 六九九 七〇〇 七〇一 七〇二 七〇三 七〇四 七〇五 七〇六 七〇七 七〇八 七〇九 七一〇 七一一 七一二 七一三 七一四 七一五 七一六 七一七 七一八 七一九 七二〇 七二一 七二二 七二三 七二四 七二五 七二六 七二七 七二八 七二九 七三〇 七三一 七三二 七三三 七三四 七三五 七三六 七三七 七三八 七三九 七四〇 七四一 七四二 七四三 七四四 七四五 七四六 七四七 七四八 七四九 七五〇 七五一 七五二 七五三 七五四 七五五 七五六 七五七 七五八 七五九 七六〇 七六一 七六二 七六三 七六四 七六五 七六六 七六七 七六八 七六九 七七〇 七七一 七七二 七七三 七七四 七七五 七七六 七七七 七七八 七七九 七八〇 七八一 七八二 七八三 七八四 七八五 七八六 七八七 七八八 七八九 七九〇 七九一 七九二 七九三 七九四 七九五 七九六 七九七 七九八 七九九 八〇〇 八〇一 八〇二 八〇三 八〇四 八〇五 八〇六 八〇七 八〇八 八〇九 八一〇 八一一 八一二 八一三 八一四 八一五 八一六 八一七 八一八 八一九 八二〇 八二一 八二二 八二三 八二四 八二五 八二六 八二七 八二八 八二九 八三〇 八三一 八三二 八三三 八三四 八三五 八三六 八三七 八三八 八三九 八四〇 八四一 八四二 八四三 八四四 八四五 八四六 八四七 八四八 八四九 八五〇 八五一 八五二 八五三 八五四 八五五 八五六 八五七 八五八 八五九 八六〇 八六一 八六二 八六三 八六四 八六五 八六六 八六七 八六八 八六九 八七〇 八七一 八七二 八七三 八七四 八七五 八七六 八七七 八七八 八七九 八八〇 八八一 八八二 八八三 八八四 八八五 八八六 八八七 八八八 八八九 八九〇 八九一 八九二 八九三 八九四 八九五 八九六 八九七 八九八 八九九 九〇〇 九〇一 九〇二 九〇三 九〇四 九〇五 九〇六 九〇七 九〇八 九〇九 九一〇 九一一 九一二 九一三 九一四 九一五 九一六 九一七 九一八 九一九 九二〇 九二一 九二二 九二三 九二四 九二五 九二六 九二七 九二八 九二九 九三〇 九三一 九三二 九三三 九三四 九三五 九三六 九三七 九三八 九三九 九四〇 九四一 九四二 九四三 九四四 九四五 九四六 九四七 九四八 九四九 九五〇 九五二 九五三 九五四 九五五 九五六 九五七 九五八 九五九 九六〇 九六一 九六二 九六三 九六四 九六五 九六六 九六七 九六八 九六九 九七〇 九七一 九七二 九七三 九七四 九七五 九七六 九七七 九七八 九七九 九八〇 九八一 九八二 九八三 九八四 九八五 九八六 九八七 九八八 九八九 九九〇 九九一 九九二 九九三 九九四 九九五 九九六 九九七 九九八 九九九 一〇〇〇
---	--	--	---	---	---	--

四

く

久々米路 公家 草津 草摺ならば云々 虞氏 櫛形の穴 弘誓破戒云々 朽葉色 轡 究竟 九條院 國に死罪を行へば云々 楸形 熊野 買馬 雲の形 鞍壺 藏人頭 藏人大夫 九郎判官 栗子山 紅の涙	久々米路 公家 草津 草摺ならば云々 虞氏 櫛形の穴 弘誓破戒云々 朽葉色 轡 究竟 九條院 國に死罪を行へば云々 楸形 熊野 買馬 雲の形 鞍壺 藏人頭 藏人大夫 九郎判官 栗子山 紅の涙	軍門に君の命なく云々 大戎 見參の板 源太が産衣 見彌陀來迎云々 支那得業 支那皇帝は蜀山に遷さる	二〇一 二〇二 二〇三 二〇四 二〇五 二〇六 二〇七 二〇八 二〇九 二一〇 二一一 二一二 二一三 二一四 二一五 二一六 二一七 二一八 二一九 二二〇 二二一 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 二三〇 二三一 二三二 二三三 二三四 二三五 二三六 二三七 二三八 二三九 三四〇 三四一 三四二 三四三 三四四 三四五 三四六 三四七 三四八 三四九 三五〇 三五一 三五二 三五三 三五四 三五五 三五六 三五七 三五八 三五九 三六〇 三六一 三六二 三六三 三六四 三六五 三六六 三六七 三六八 三六九 三七〇 三七一 三七二 三七三 三七四 三七五 三七六 三七七 三八〇 三八一 三八二 三八三 三八四 三八五 三八六 三八七 三八八 三八九 三九〇 三九一 三九二 三九三 三九四 三九五 三九六 三九七 三九八 三九九 四〇〇 四〇一 四〇二 四〇三 四〇四 四〇五 四〇六 四〇七 四〇八 四〇九 四一〇 四一一 四一二 四一三 四一四 四一五 四一六 四一七 四一八 四一九 四二〇 四二一 四二二 四二三 四二四 四二五 四二六 四二七 四二八 四二九 四三〇 四三一 四三二 四三三 四三四 四三五 四三六 四三七 四三八 四三九 四四〇 四四一 四四二 四四三 四四四 四四五 四四六 四四七 四四八 四四九 四五〇 四五二 四五三 四五四 四五五 四五六 四五七 四五八 四五九 四六〇 四六一 四六二 四六三 四六四 四六五 四六六 四六七 四六八 四六九 四七〇 四七一 四七二 四七三 四七四 四七五 四七六 四七七 四七八 四七九 四八〇 四八一 四八二 四八三 四八四 四八五 四八六 四八七 四八八 四八九 四九〇 四九一 四九二 四九三 四九四 四九五 四九六 四九七 四九八 四九九 五〇〇 五〇一 五〇二 五〇三 五〇四 五〇五 五〇六 五〇七 五〇八 五〇九 五一〇 五一一 五一二 五一三 五一四 五一五 五一六 五一七 五一八 五一九 五二〇 五二一 五二二 五二三 五二四 五二五 五二六 五二七 五二八 五二九 五三〇 五三一 五三二 五三三 五三四 五三五 五三六 五三七 五三八 五三九 五四〇 五四一 五四二 五四三 五四四 五四五 五四六 五四七 五四八 五四九 五五〇 五五一 五五二 五五三 五五四 五五五 五五六 五五七 五五八 五五九 五六〇 五六二 五六三 五六四 五六五 五六六 五六七 五六八 五六九 五七〇 五七一 五七二 五七三 五七四 五七五 五七六 五七七 五七八 五七九 五八〇 五八一 五八二 五八三 五八四 五八五 五八六 五八七 五八八 五八九 五九〇 五九二 五九三 五九四 五九五 五九六 五九七 五九八 五九九 六〇〇 六〇一 六〇二 六〇三 六〇四 六〇五 六〇六 六〇七 六〇八 六〇九 六一〇 六一一 六一二 六一三 六一四 六一五 六一六 六一七 六一八 六一九 六二〇 六二二 六二三 六二四 六二五 六二六 六二七 六二八 六二九 六三〇 六三一 六三二 六三三 六三四 六三五 六三六 六三七 六三八 六三九 六四〇 六四二 六四三 六四四 六四五 六四六 六四七 六四八 六四九 六五〇 六五二 六五三 六五四 六五五 六五六 六五七 六五八 六五九 六六〇 六六一 六六二 六六三 六六四 六六五 六六六 六六七 六六八 六六九 六七〇 六七二 六七三 六七四 六七五 六七六 六七七 六七八 六七九 六八〇 六八一 六八二 六八三 六八四 六八五 六八六 六八七 六八八 六八九 六九〇 六九二 六九三 六九四 六九五 六九六 六九七 六九八 六九九 七〇〇 七〇二 七〇三 七〇四 七〇五 七〇六 七〇七 七〇八 七〇九 七一一 七一二 七一三 七一四 七一五 七一六 七一七 七一八 七一九 七二〇 七二二 七二三 七二四 七二五 七二六 七二七 七二八 七二九 七三〇 七三二 七三三 七三四 七三五 七三六 七三七 七三八 七三九 七四〇 七四二 七四三 七四四 七四五 七四六 七四七 七四八 七四九 七五〇 七五二 七五三 七五四 七五五 七五六 七五七 七五八 七五九 七六〇 七六二 七六三 七六四 七六五 七六六 七六七 七六八 七六九 七七〇 七七二 七七三 七七四 七七五 七七六 七七七 七七八 七七九 七八〇 七八二 七八三 七八四 七八五 七八六 七八七 七八八 七八九 八九〇 八九二 八九三 八九四 八九五 八九六 八九七 八九八 八九九 九〇〇 九〇二 九〇三 九〇四 九〇五 九〇六 九〇七 九〇八 九〇九 九一一 九一二 九一三 九一四 九一五 九一六 九一七 九一八 九一九 九二〇 九二二 九二三 九二四 九二五 九二六 九二七 九二八 九二九 九三〇 九三二 九三三 九三四 九三五 九三六 九三七 九三八 九三九 九四〇 九四二 九四三 九四四 九四五 九四六 九四七 九四八 九四九 九五〇 九五二 九五三 九五四 九五五 九五六 九五七 九五八 九五九 九六〇 九六二 九六三 九六四 九六五 九六六 九六七 九六八 九六九 九七〇 九七二 九七三 九七四 九七五 九七六 九七七 九七八 九七九 九八〇 九八二 九八三 九八四 九八五 九八六 九八七 九八八 九八九 九九〇 九九二 九九三 九九四 九九五 九九六 九九七 九九八 九九九 一〇〇〇
--	--	---	---

索引

五

索引

吳子	三五・四	木幡山馬は云々	二六	齊明	二四	佐目	二五
小菰	一八	木幡峠	二七	在地の者	二五	猿樂	二五
腰小旗	三三	狐巴琴を弾す	二八	西塔法師	二九	散位高季	二四
巾子紙入る	一六	胡馬北風に嘶ゆ	二六	西行法師	二九	山門	二七
五十腰の矢	七	小平	二六	齋院次官親能	三六	山王	二七
こしらへ	一八	故備前守	二六	藻壁門	三〇	三塔	二七
小關	二八	劫初	二六	下松	三〇	三寶	二八
小袖	一六	五部の大乗經	二六	逆茂木	三〇	三夫人	二八
舉り給ふ	三五	御邊	二六	前齋院	三〇	三途の川	二八
姑蘇城	二九	五枚兜	二六	先んずる時は人を制す	三〇	三皇五帝	二八
忽緒	三	伊通	二六	左京大夫	三〇	三番神	二八
五島	一四	伊周	二六	左近將監	三〇	三十三卷	二八
五體	五	惟成	二六	指矢	三〇	三十三天	二八
五臺山	一八	五六段	二六	棧敷	三〇	三十三身	二八
小坪	三六	金丸丸	二六	左史生	三〇	三十七世婦	二八
骨ある	三三	紺村濃	二六	さしもどかる	三〇	三條殿の井	二八
籠手	二二	金剛童子	二六	沙汰人	三〇	三年竹の節近なるを	二八
五帝	二二	崑崙山には云々	二六	左大臣勾當	三〇	三年の刑は不孝より大	二八
近衛	二二		二六	詩	三〇	なるはなし	二八
近衛大将	二二		二六	さばさうす	三〇		二八
御日記(頼長)	二二		二六	雜仕	三〇		二八
五人張	二二		二六	貞泰	三〇		二八
「この瀬にも云々の歌	二二		二六	雜色	三〇		二八
小張	二二		二六		三〇		二八
小脇	二二		二六		三〇		二八

し

舅	三	七條座主宮	七三	下野の判官代	二六	上宮太子	二六
併しながら	一五	七尺五寸の弓	三五	下野の國府	二五	上天の鏡々	二六
四獄八元	二五	七寸五分の鎌	四	「下野は云々の歌	二七	上西門院	二六
時宜	二六	執柄	一五	莊	二七	生身の觀音	二六
職事	二六	日華門	二四	生々世々	二五	聖天供	二六
色代	一八	死出の山	二二	昇進にかかはらず	二五	正法念經	二六
類並に	一八	四天王寺	三	淨衣	二五	莊園郷保	二六
止觀	一八	しとどけなし	九	舍利弗	二五	上藤婿取りて	二六
茂光	一八	篠原	二五	社稷	二五	宿次	二六
滋目結	一八	しどけなし	二五	しやつ	二五	夙夜	二六
重藤の弓	一八	篠目	二五	しやつ	二五	呪詛	二六
四生	一八	信夫小大夫	二五	しやつ	二五	朱三朱四	二六
史思明	一八	柴	二五	生得	二五	壽命亥に在り	二六
支證	一八	子房	二五	上藤	二五	主辱めらるゝ時は云	二六
自然の事	一八	酒濱石	二五	浄海	二五	書	二六
死せる孔明生ける仲達	一八	執し	二五	昌邑王賀	二五	稱徳	二六
を走らす	一八	十善	二五	浄土谷	二五	所勞	二六
したたかに	一八	十五東	二五	浄土寺	二五	諸天	二六
したため	一八	十三東	二五	沙羅雙樹	二五	諸大夫	二六
下襲	一八	十八さしたる矢	二五	將軍塚	二五	諸衛の官人	二六
七旬	一八	十九説法	二五	證誠殿	二五	諸行無常	二六
七島	一八	上西門	二五	舍那大城	二五	諸佛念衆生云々	二六
	一八	島摺	二五	障子の板	二五	丞相	二六
	一八	島の冠者	二五	上北面	二五	白霓	二六

索引

白河の關 三二七
 白鳥の羽 二〇八
 白星の兜 五〇
 白青の狩衣 五五
 尻輪 五五
 尻鞘 五五
 しれ者 二五七
 白鞍 三三三
 白蘆毛 三三三
 白覆輪 三三三
 申后 二九
 信四 二〇
 震旦 六六
 神泉苑 二五
 人臣の祖 二五
 尋常げ 二四二
 尋常に 二九七
 進士藏人 二五
 眞言妙典 六
 秦の遺孫は云々 三六
 信をば義に近くせよ云 三六
 眞實報恩の道 三

す
 杉の洞 一八三
 透間敷 三三
 菅の七ふには云々 二八六
 雙六 三三三
 冷じ 三三三
 すさめらる 三三三
 崇峻天皇は逆臣に犯さ 三三三
 崇神天皇の御時云々 二二
 裾金物 二〇六
 首陀 八
 臚當 三三
 墨俣 三三
 相撲の節 二五
 受領 六六
 推問 八
 瑞相 五
 水干袴 二四
 出納知兼 二四
 季實 二六
 寸の首劔の先にかかつて 二六

せ
 世 一八三
 勢 三三
 勢ごしに 二八六
 西伯 三三三
 清華 三三三
 西王母 三三三
 青海波 三三三
 成風の功 二二
 少監物 二〇六
 石林の味を嘗めて云々 二九
 利利 八
 攝取 三三
 折伏 三三
 攝録 二五
 折額と鼻塞に 二五
 せめての御事 二五
 せめての悲しさ 二五
 金議 二四
 踐祚 二六
 前途 二六
 全解 二六
 全濟 二六

そ
 漸臺 (鏡の名所) 二八
 先考 二八
 先生 二八
 先を打たす 二八
 前唐院 二八
 禪閣殿下 二八
 禪定法皇 二八
 禪加此法云々 二八
 千束が屋 二八
 千卷の泉 二八
 千手千眼 二八
 梅檀の林に餘木なし 二八
 梅檀は二葉より香ばし 二八
 繪綵 二八
 僧綱 二八
 總追捕使 二八
 息災 二八
 束帶 二八
 尊意 二八

た

孫子 三三
 尊者 三三
 卒塔婆 三三
 外侍 三三
 蘇武 三三
 染羽の矢 三三
 空様 三三
 征矢 三三

た
 大賢の孟 九
 大慈大悲 二
 大徳人 二六
 大伯経天に侵す時は云 二六
 太政官符 二六
 大神宮の本地 二六
 大行は小謹を顧みず 二六
 待賢門院 二六
 當今 二六
 當腹 二六
 當來 二六
 機構の功 二六
 唐の太宗 二六
 藤六左近 二六
 藤内遠景 二六
 高季 二六
 高紐 二六
 多賀郡 二六
 高師山 二六
 高松殿 二六
 高角打つたる 二六
 瀧口 二六
 多記莊 二六
 武衛 二六
 建部明神 二六

ち
 疊紙 九
 帶刀先生 二
 脱履 二六
 龍頭 二六
 髻へば 二六
 田原 二六
 たはら藤太 二六
 玉の床 二六
 玉銚の 二六
 多羅葉 二六
 たり伏し 二六
 段 二六
 溝増 二六
 丹朱 二六
 單闕 二六
 丹波藤三國弘 二六
 重日 二六
 重服 二六
 地藏菩薩 二六
 致仕 二六
 知足院 二六

九
 父の髻には共に天を戴 一〇〇
 かす 二五
 地頭を補す 二五
 血に染む衣のすそ子ゆ 二五
 る 二五
 血の涙 二五
 智は能く諫を拒ぐに足 二五
 り 二五
 帳臺 二五
 長者 二五
 廳官 二五
 定業 二五
 嫡々 二五
 張良 二五
 長良國 二五
 澄憲の説法 二五
 張絹の直垂 二五
 定業ならぬ命 二五
 重耳 二五
 中陰 二五
 中堂 二五
 忠臣をば孝子の門に求 二五
 む 二五
 女陽 二五
 千代童子 二五
 血を含み瘡を吮うて戦 二五

萬乗の主 二二三
般若野 七
般若妙典 五

日向入道 七三・一九
日吉社 三三
日數 三三
東塞り 四
東坂本 八六
東洞院 二〇一
非機 一五九
慕目 六〇
引出物 三三
引直衣 四〇
引きかづき 一五三
被管 一七五
髭を焼きて功臣に賜ひ 一四
膝丸 三三
庇の間 三
庇の車 二〇
微子瑕 一五
非常の斷は云々 九
直垂 二〇六

左の獄門 二二三
羊の歩 一〇三
非分 一四九
美福門院 三
百家 一五
白虎通 一五
兵庫頭 四
兵衛佐 二
百行の中には孝行を以て先とす 九
平泉 三五
牝雞の晨するは云々 一三〇

伏見中納言 二六九
婦人長舌ある云々 二九
府生 一七一
不肖 一七五
不遺 七
譜代 一五
二つ伏 一四
二所簾 一五
府津 一六
物忽 一五
太腹 一五
不破關 一五
太りせめたる 一五
不動明王 一四
船岡山 一〇
不便 一六
父母常念子云々 一六
普門品 一六
普門品三十三卷 一六
不豫 一六
不用 一六
分の敵 一六
粉楡の居 一七

平親王 二七一
平將軍 二二六
霹靂 一七九
別當 一七九
茂如 一五
辨官 一五
扁鵲 一七

ほうだて 一四七・三四
北條 一三七
蓬亂の髪 一〇九
ほかぬ 一〇九
北面 一〇九
穆王八疋の天馬 一〇九
星の位 一〇九
干飯洗ひて 一〇九
菩提 一〇九
法勝寺 一〇九
掘兼の井 一〇九
本文 一〇九
梵王 一〇九
梵網經 一〇九

ま

籬壺 二二三
摩訶曼陀羅華 一七
蒔繪の細太刀 一七
「將門は云々」の歌 一七
正清 二〇五
齋地 一五
眞向 一五
松崎崎 一五
眞島大臣 一五
まばらに見ゆ 一五
前輪 一五
幻の便に聲を聞き 一五
圓作(太刀) 一五
丸根の矢 一五
申次 一五
申しも果てれば 一五

右の袖の上に居懸けら 一八
「道のべの云々」の歌 一八
七寸(響の名所) 一八
見續ぐ 一八
三の山(熊野) 一八
光保 一八
光基 一八
葵浦 一八
水尾天皇 一八
御裳濯河 一八
冥 一八
冥官 一八
名號 一八
「都には云々」の歌 一八

鞭さし 一八
むつかし 一八
無動寺 一八
宗房 一八
宗道卿 一八
紫下濃 一八
紫革の腹巻 一八
室の八鳥 一八

木星壽命亥にあり 一七
木蘭地 一七
藻鹽たれつゝ 一七
基衝 一七
本願 一七
誓取り上ぐ 一七
壘の邊にして天下を治むる先相あり 一七
物具に透間多く 一七
催して 一七
森山 一七
盛安 一七
毛利六郎 一七
守屋大臣 一七
師長 一七
門葉 一七
門主 一七
門跡 一七
文覺上人 一七

向様 二二六
椋の木 二二五
無慙 一〇八・五六
武者 一三
武者所 一三
「蟲の音の云々」の歌 一三
目代 一三

目角二つ切れたる 一八
傳 一八
めのと 一八
目柱 一八
明王は孝を以て天下を治む 一八
馬手 一八
面縛 一八
面々 一八

楊貴妃 一三
養由 一三
養君 一三

索引

陽に開いて云々	二二三	弓手	二七
矢風負ほせて	一五六	「夢にだに云々」の歌	三〇三
康頼	一六六		
八十島下り	三三二	よ	
彌三小次郎	三三二		
山だち	三三四	柳營	三七
矢だふな	三三四	龍門	二八七
矢壺	三三	龍華越	二八七
矢束	三〇	龍神八部	二八七
胡籙	三〇九	力士	二八七
闇取	一四五	陸梁	二〇五
矢目	五・一五〇	律師千覺	二〇五
		堅者	八
		李夫人	一五
		綸言	二四
		臨終正念	一四〇
		れ	
		鈴宗笛を吹く	二七
		蓮臺野	二九
		連錢葦毛	二五
		ろ	
		私の女に云々	二七
		佐びしめず	二〇三
		忘れがたみ	二八
		わろびる	二五
		わ	
		協立	四
		王陵	三九
		王事暨き事なし	一七・三一
		態と	一四
		和譏	一〇七
		和人	二四
		鷺だに一羽に云々	一四
		渡邊黨	四・三七
		私の女に云々	二七
		佐びしめず	二〇三
		忘れがたみ	二八
		わろびる	二五
		六孫王	一四
		六道の衛	二六二
		六部	二〇二
		六府の判官	二〇六
		六道四生	元
		六條堀河	二四
		六條判官爲義	三三

る

猪頸に著
追位記
違期
院司
院中の御政務

小野
姪は猶し子のごとし
折り懸け
折烏帽子
温疾

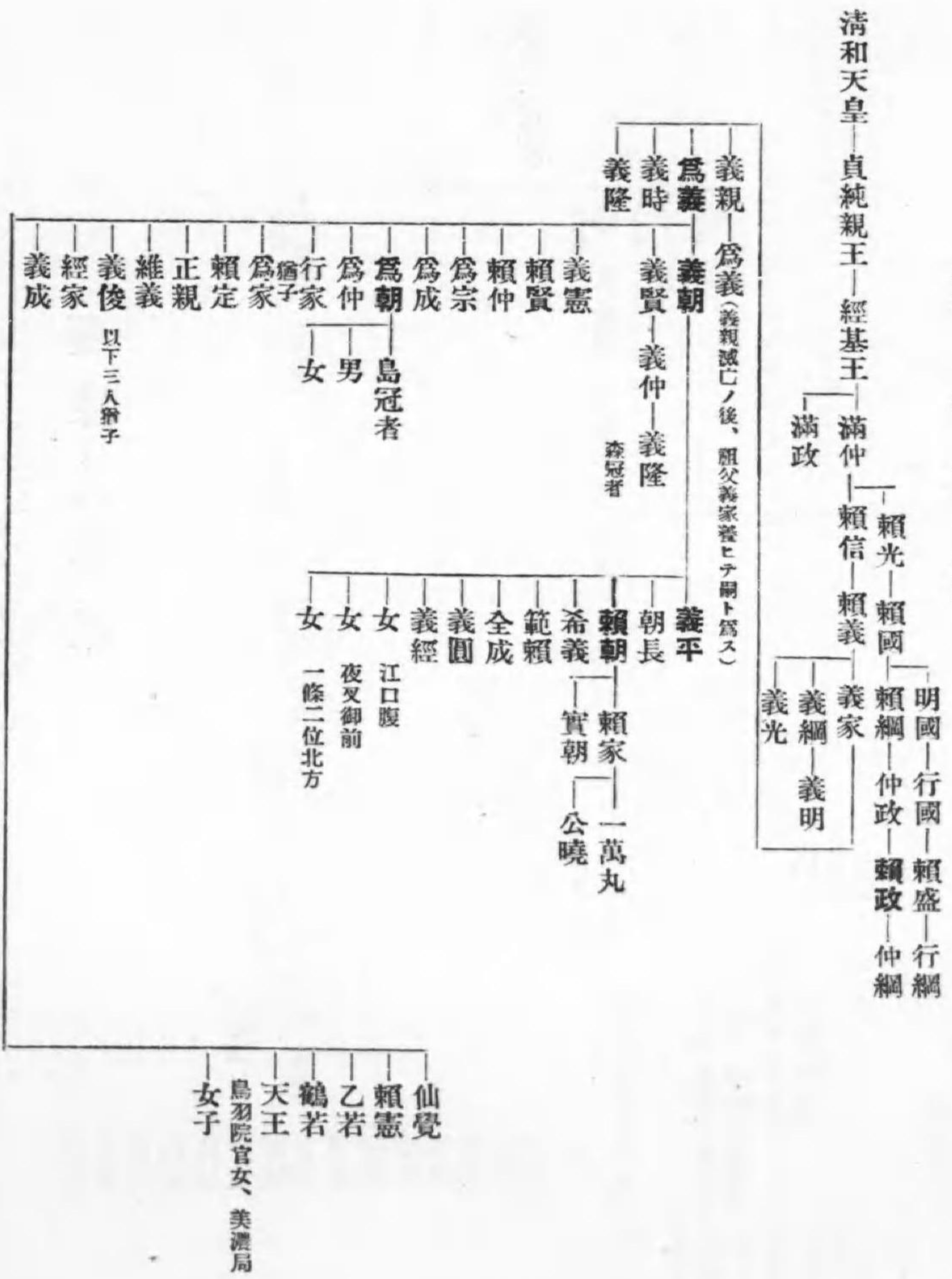
を

衛秦の愁
回向
惠美大臣
惠亮
圓濟
圓覺寺

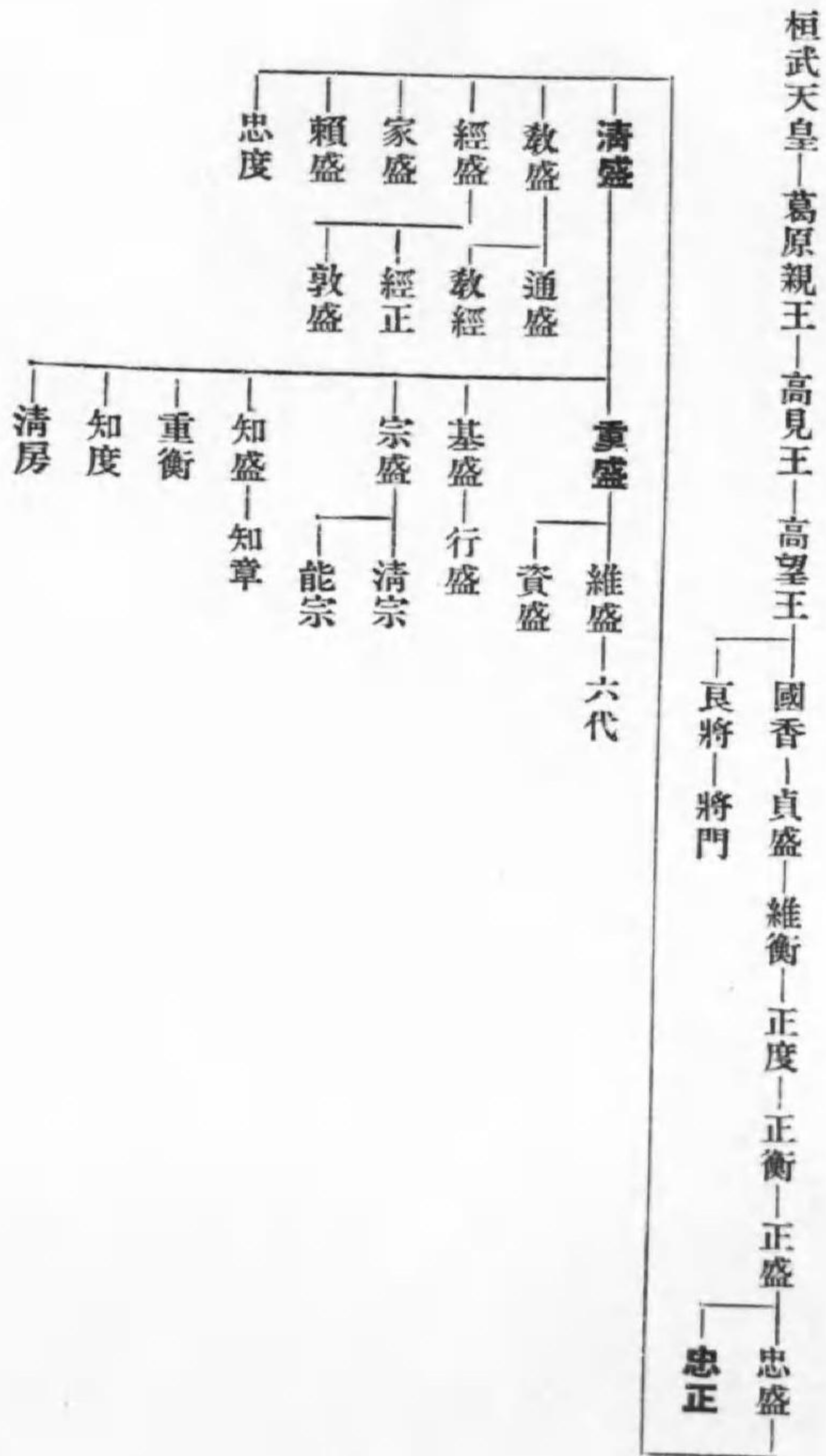
をこの高名
「教へおく云々」の歌

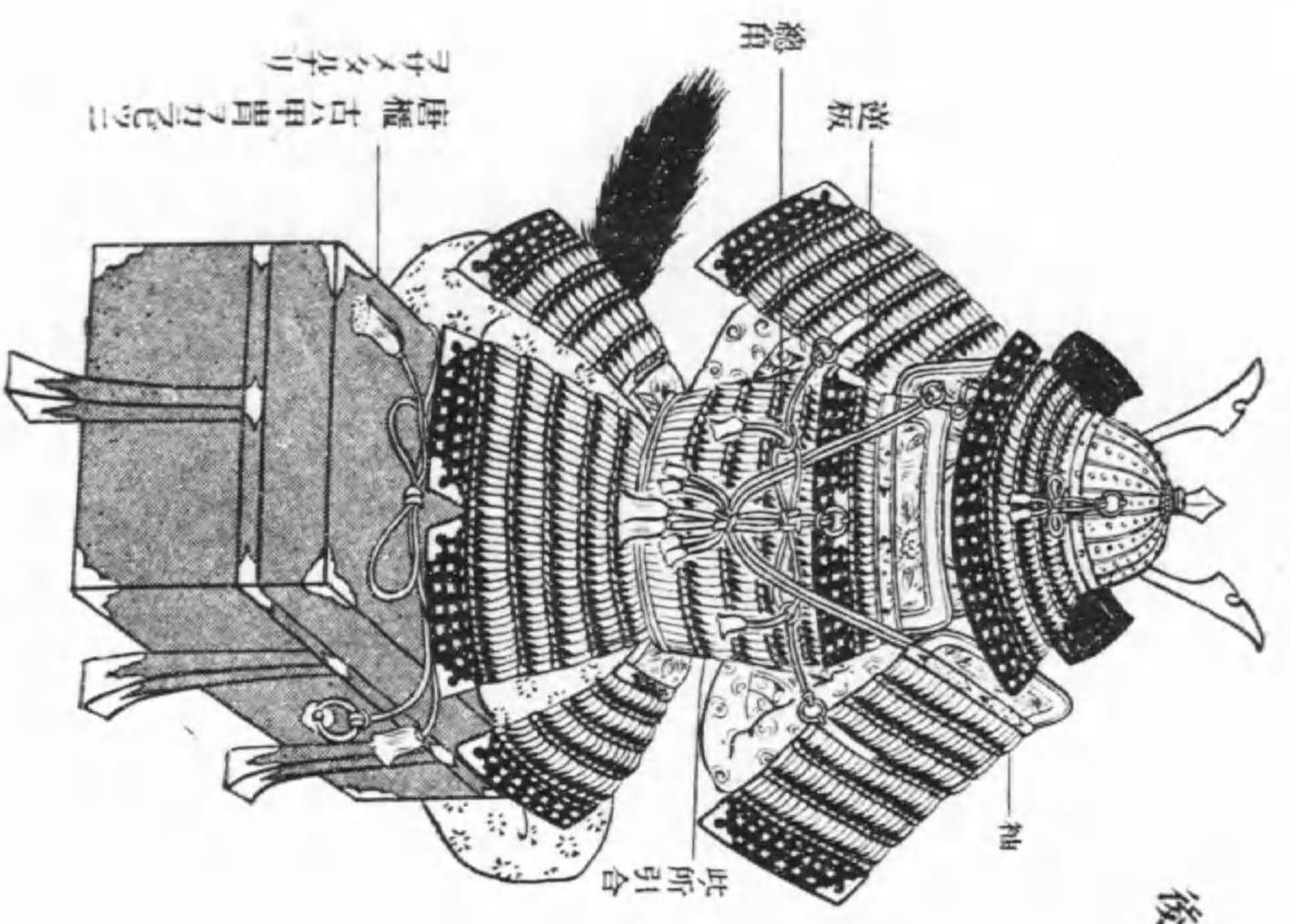
索引

源氏略系



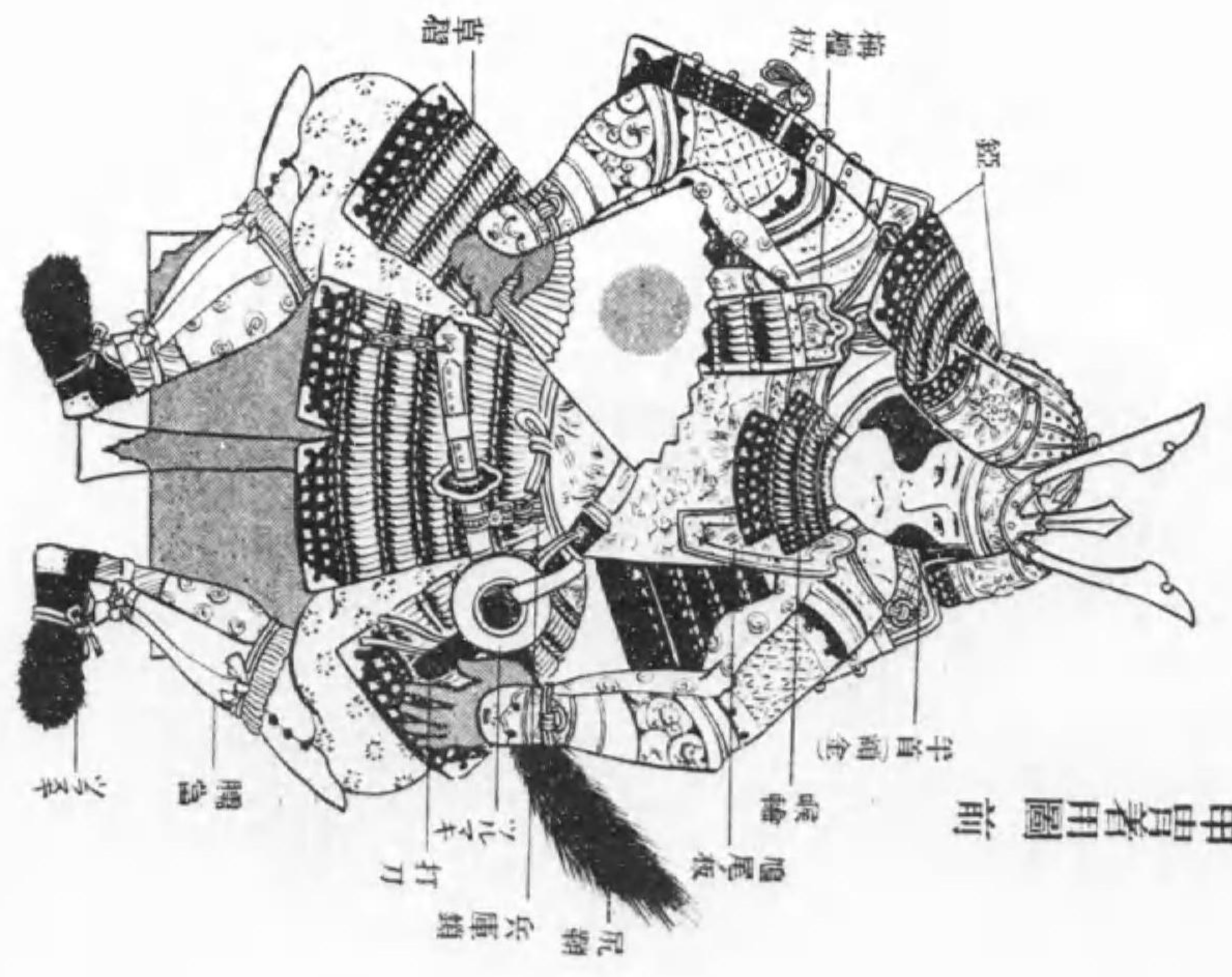
平氏略系



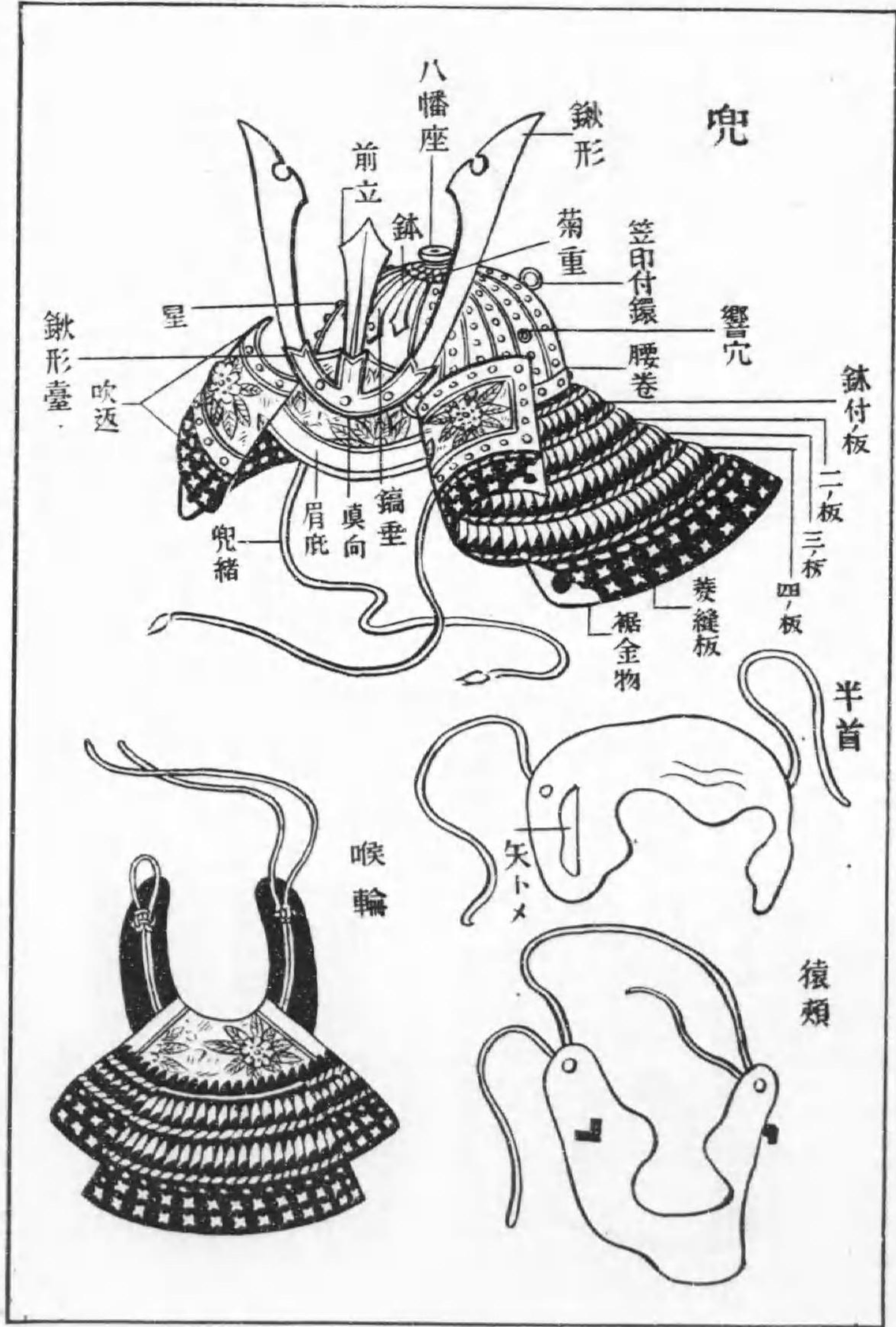


唐櫃 古六甲 甲冑 刀之 三
子 夕 夕 夕 夕 夕

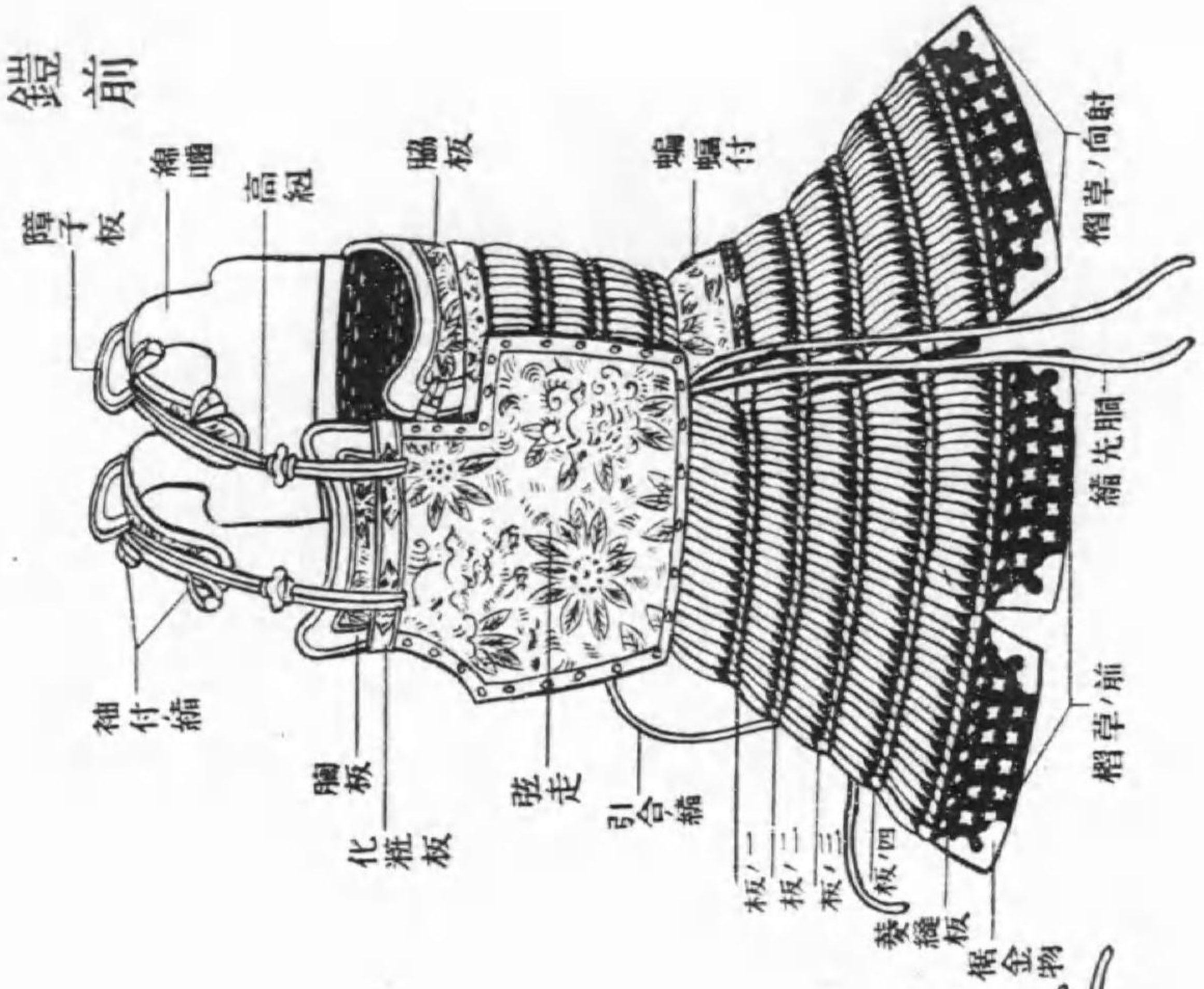
後



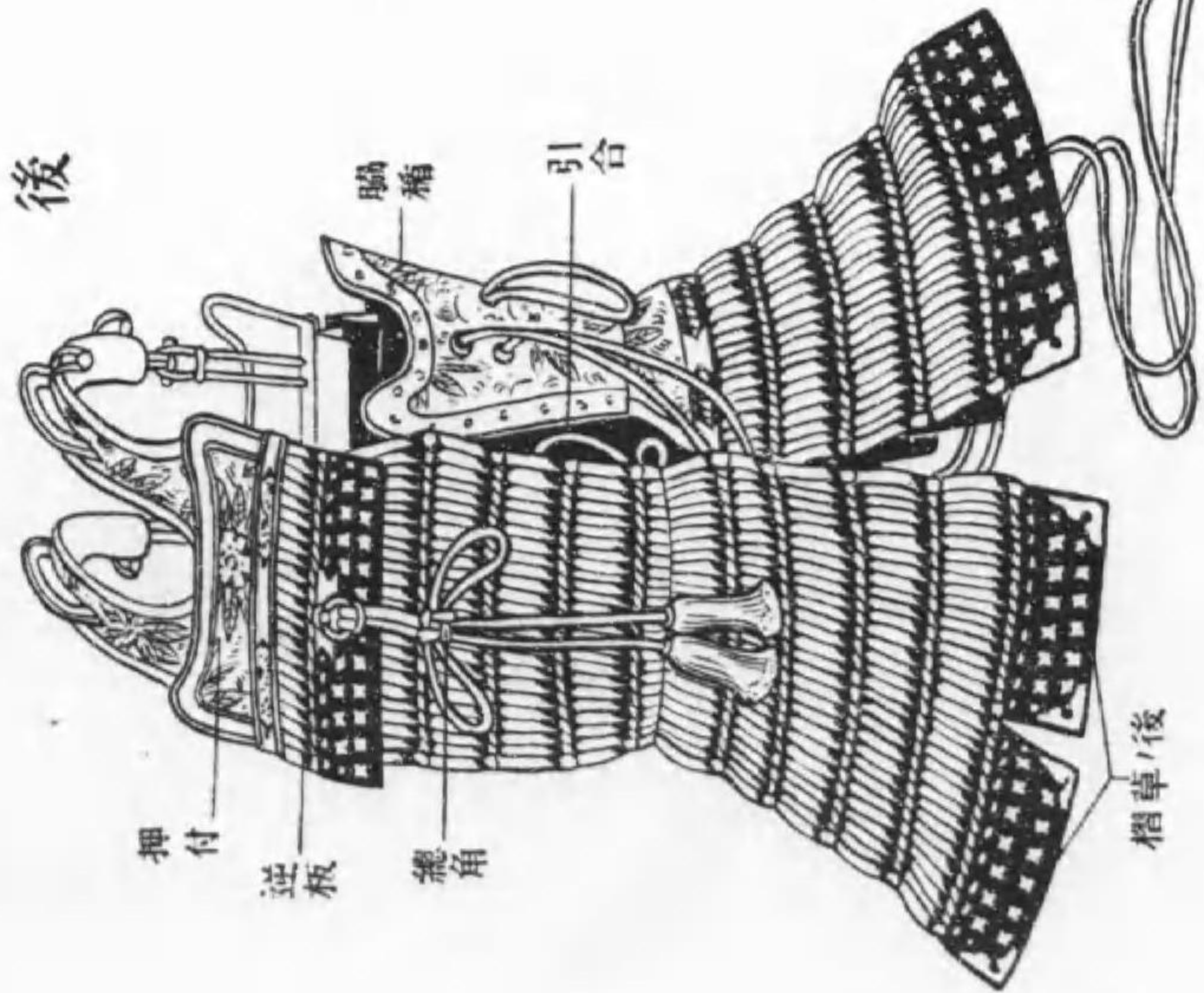
甲冑者用圖前

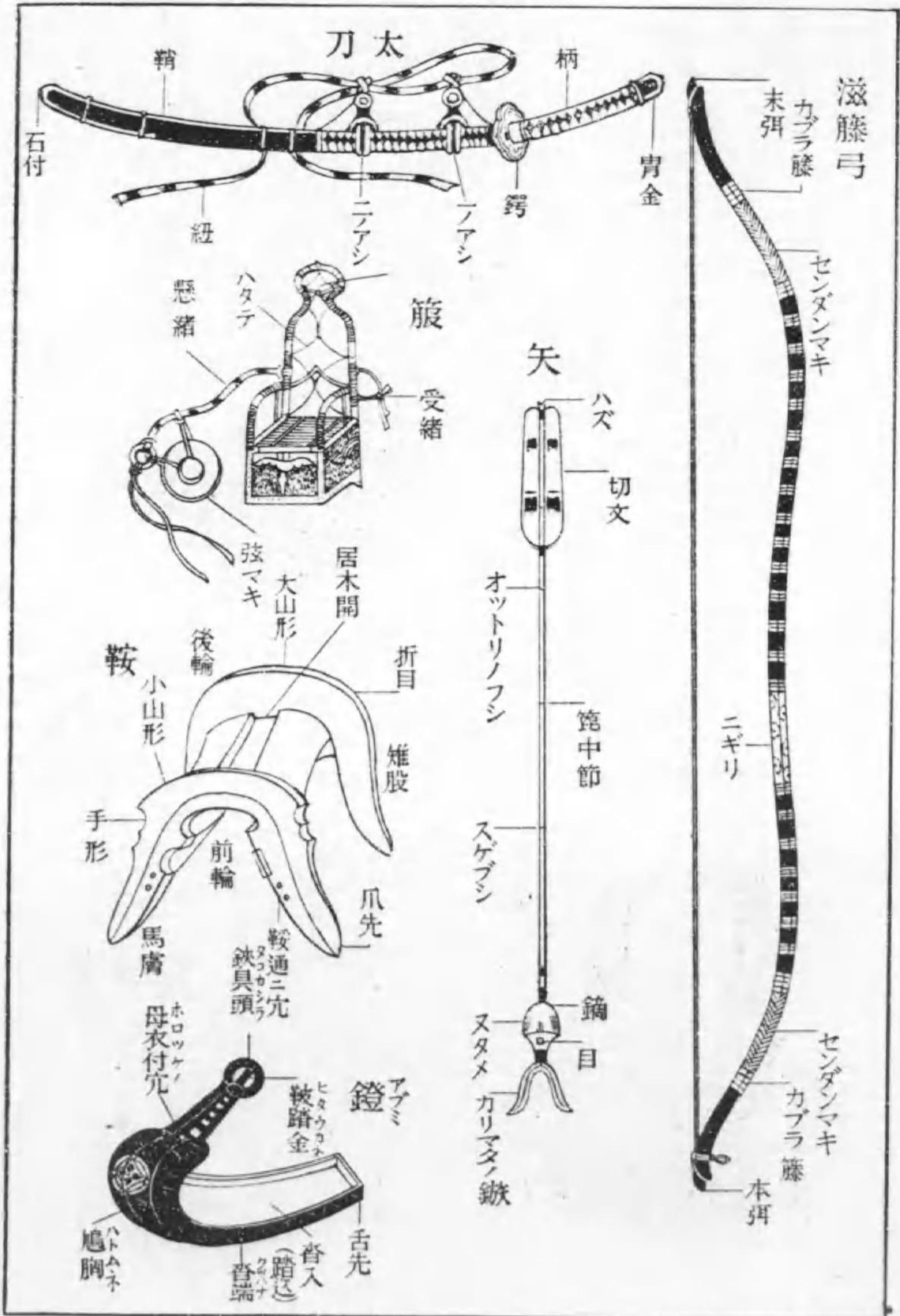


鎧前



鎧後





大正十四年一月廿七日印刷
 大正十四年一月三十日發行
 昭和五年二月十五日增訂印刷
 昭和五年二月二十日增訂發行

被註保元平治物語

定價金壹圓五拾錢

不許
 複製

著者 鳥野幸次

發行者 東京市神田區錦町一丁目十番地 三樹退三

印刷者 東京市牛込區榎町七番地 竹内喜太郎

印刷所 東京市牛込區榎町七番地 日清印刷株式會社

發行所

東京市神田區錦町一丁目
 振替口座東京四九九一番

株式會社 明治書院

電話 神田 (25) 二二六六
 二二六九
 二二七四
 二二七五

御歌所寄人・國學院大學教授

鳥野幸次先生著

校註
奥の細道

四六判全一冊
定價金六拾五錢
送本料六錢

校註
東關紀行

四六判全一冊
定價金六拾五錢
送本料六錢

校註
十六夜日記

四六判全一冊
定價金六拾五錢
送本料六錢

校註
土佐日記

四六判全一冊
定價金七拾五錢
送本料六錢

終